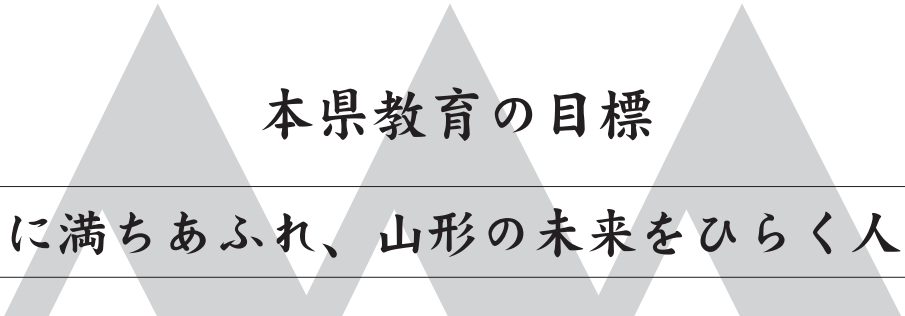


— 平成31年度 初任者のための研修資料 —

学び続ける教師

山 形 県 教 育 セ ン タ ー



本県教育の目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

〈テーマ〉

つ な ぐ
～ いのち、学び、地域 ～

目指す人間像

「いのち」をつなぐ人

学び続ける人

地域とつながる人

*第6次山形県教育振興計画より

は じ め に

近年、わが国は、グローバル化、年齢層の変化、人工知能の進歩など、変化が激しく予測が難しい時代を迎えています。こうした時代においては、知識や技能の習得のみならず、学びの質や深まり、さらには社会の構造的な変化に対応する資質・能力の育成などが強く求められます。

こうした中において、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、平成29年3月に、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が、4月に特別支援学校幼稚園教育要領及び小学部・中学部学習指導要領が告示されました。また、平成30年3月には、高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領も告示されました。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施され、高等学校については、平成34年度から年次進行で実施される予定です。

一方、本県では、平成27年に、本県教育の指針となる「第6次山形県教育振興計画」が策定されました。この中では、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に、目指す人間像として「『いのち』をつなぐ人」、「学び続ける人」、「地域とつながる人」が示されています。この目標の実現のため、信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮が、これまで以上に求められることになります。

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条に基づき、平成30年1月、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び特性に応じて身に付ける資質を明確化した「山形県教員『指標』」を定め、同年3月、この指標を踏まえた「山形県教員研修計画」を策定しました。系統的な研修体系を構築し、教員がキャリアステージに沿って、指標で示された資質・能力を身に付けていくことができるよう、様々な研修を実施します。研修体系の始発点となる初任者研修は、本県が求める「着任時の姿」を前提に、職務に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高めることをねらいとしています。

教員の研修については、教育基本法第9条や教育公務員特例法第21条で、教員が、自己の崇高な使命を深く自覚すること、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことを明確に述べています。「研究」と「修養」によって新しい知識や指導方法を学び、高い教養と専門性を身に付けると同時に、教育の理念を深めながら、総合的な人間力を形成してほしいと思います。

本書は、新しく本県の教員になられた皆さんが、初任者研修についての理解を深めるとともに、日常の指導で当面する問題の解決や自己研鑽を進めるための参考資料となるよう作成されたものです。研修計画の作成や実施方法等についてまとめた別冊子「初任者研修の手引」とともに、研修の座右の書として有効に活用されることを願います。

古来、「教育は人なり」と言われ、児童生徒の望ましい成長を図る上では、教師の力量に負うところがきわめて大であります。日々のたゆまぬ研修を通し、高い見識と優れた指導力を培い、本県教育の充実のために「学び続ける教師」として活躍されることを期待します。

平成31年3月

山形県教育センター

所 長 柏 倉 昭 夫

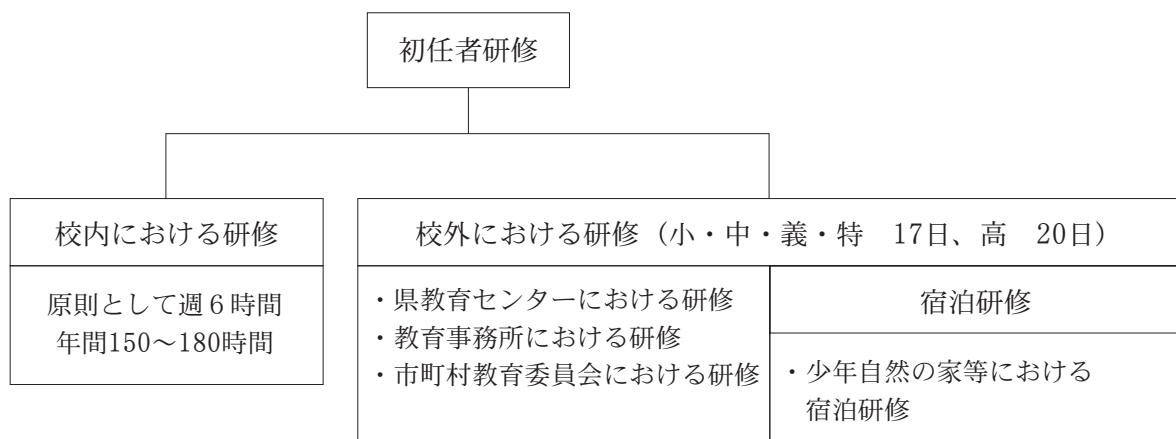
目 次

はじめに	
初任者研修の概要	1
Ⅰ 教育の潮流	2
Ⅱ 山形県の教育	4
1 教育県山形の歴史	4
2 本県の教育が目指すもの	5
3 第6次山形県教育振興計画	5
4 山形県教員「指標」	10
5 山形県教員研修体系全体図	12
Ⅲ 教師の仕事	13
1 教師に望まれること	13
2 学校というところ	17
Ⅳ 学習指導	25
1 授業の進め方	25
2 道德教育	39
3 特別活動	49
4 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間	54
5 外国語活動	60
6 ICTの効果的活用	63
7 探究型学習	66
Ⅴ 生徒指導と学級経営	68
1 生徒指導	68
2 学級経営	76
3 指導要録と通知表	80
Ⅵ 特別支援教育	82
1 共生社会の実現に向けて	82
2 山形県の特別支援教育の推進	84
3 通常の学校における特別支援教育の推進と充実	85
4 特別支援学校における特別支援教育の推進と充実	90
Ⅶ 学校全体で取り組むこと	96
1 学校における体育・健康に関する指導	96
2 キャリア教育	103
3 読書活動の推進	110
4 教育情報の管理と配慮事項	111
5 部活動	112
Ⅷ 家庭・地域との連携	114
1 家庭との連携	114
2 PTA活動	115
3 その他の機関や団体との連携	115
Ⅸ 資料	116
1 知っておきたい教育関係法令	116
2 山形県の教育の歩み（略年表）	119
3 教育関係各種資料	128
4 接遇	134
5 山形県のシンボル	136

初任者研修の概要

初任者研修は、新規採用教員に対して、教育公務員特例法第23条等の規定に基づき、現職研修の一環として実施される一年間の研修です。山形県では、実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高めることを目的として行われます。

初任者研修は、皆さんの勤務する各学校で計画・実施する「校内における研修」と県教育センター等の校外で計画・実施される「校外における研修」の二つに大別されます。



参考 初任者研修が修了した後の2年次、3年次にはフォローアップ研修が行われます。

1 校内における研修

校内における研修は、初任者研修の中核となるものです。教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間（高：総合的な探究の時間）、特別活動及びその他の校務一般について、実体験を通して実践的指導力を養い、教員としての専門的資質や総合的な人間力を高め、教育への使命感と教育理念を深めることを目的として行われます。校長はじめ指導教員（拠点校指導教員、校内指導教員も含む）や教科指導員などの指導で、計画的かつ継続的に行われます。

研修の計画は、別冊子「**初任者研修の手引**」を参考にして、校長が作成することになっています。

2 校外における研修

校外における研修は、基礎的・専門的内容の研修や教育的体験を通して、教員としての使命感や自覚を育てるとともに、豊かな人間性の確立を図ることを目的として行われます。県教育センター・教育事務所・市町村教育委員会における研修があります。また、宿泊研修は、初任者が学校を離れて、体験活動等を通して主体性、協働性を養い、同時に教員相互の交流を深めることを目的として行われます。

研修の計画は、県教育委員会及び市町村教育委員会が作成します。

I 教育の潮流

教育基本法や学校教育法などを踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという理念のもと、学習指導要領が改訂されました。新学習指導要領は、小学校が平成32年度、中学校が33年度から全面実施、高等学校が34年度から年次進行での実施となります。

1 学習指導要領改訂の基本的な考え方

(1) 「社会に開かれた教育課程」の実現

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することとし、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

(2) 確かな学力の育成

知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することが求められています。

2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

(1) 「何ができるようになるか」を明確化

子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等、の資質・能力の三つの柱で再整理されています。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要です。そのため、各学校においては、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎつつ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図る必要があります。上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要です。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があります。また、主体的・対話的で深い学びの充実には、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要です。そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

4 教育内容に関する主な改善事項

(1) 言語能力の確実な育成

発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとし、学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論すること）などが充実しています。

(2) 情報活用能力の育成

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとし、小学校においては、各教科等の特質に応じてコンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしています。

(3) 理数教育の充実

前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などが充実しています。また、必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて問題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容が充実しています。

(4) 伝統や文化に関する教育の充実

古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導が充実しています。

(5) 体験活動の充実

生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動が充実し、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視しています。

(6) 外国語教育の充実

小学校において、中学年で「外国語活動」、高学年で「外国語科」が導入されました。小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導が充実しています。

(7) 職業教育の充実

地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容が充実しています。

5 道徳教育の充実

道徳の時間が教育課程上、特別の教科である道徳として新たに位置付けられ、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換が図られました。内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直されたとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などが取り入れられており、指導方法の工夫を行う必要があります。また、道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすことが求められています。

6 その他の重要事項

- 幼稚園教育要領 ○初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- 情報活用能力 ○部活動 ○子供たちの発達の支援

Ⅱ 山形県の教育

1 教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～

本県は、教育について「普及の山形」「実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。

(1) 戦前の普及と実践

① 教育を普及するための工夫（明治20年～大正期）

明治22年、鶴岡町（現鶴岡市）の私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子供たちに昼食を出しました。これが「日本の学校給食の始まり」とされています。明治30年代の子守学級設置の奨励、大正期の出席奨励策などにより、初等教育における高い就学率及び出席率を実現しています。

② 社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ（明治末～昭和15年）

明治末期以降、実業補習学校の普及により、勤労青少年たちは、実業に従事しながら引き続き教育を受けることができ、就学率も全国トップクラスでした。大正4年、本県では地方自治の中核となる人材育成のため、自治講習所を開設し、全国に例のない自治研修機関、青年教育機関として高く評価されました。昭和初期にも、実業補習学校、青年訓練所、青年学校における就学率及び出席率が高く、いかに向学心に燃えている県民が多かったかを示しています。

③ 優れた青年の学力（昭和6年～昭和14年）

徴兵検査時の学力調査では、全国最高位など良い成績を上げています。初等教育での高い就学率及び出席率、実業補習学校や青年訓練所への進学、質の高い教育水準を支えた師範学校出身教員の比率の高さなどが要因と言えます。

(2) 戦後における普及と実践の継承

① 地域の生活に根ざし、一人一人を育てることを目指した実践

生活綴り方教育の取組みは、昭和26年出版の『山びこ学校』に見られるように、生活の現実をありのままに見つめ、自分の言葉で書き綴ることを通して、人間としての成長を促すことを目指した実践ですが、学校外にも波及し、全国的に広がっていきました。

② 高等学校教育の普及

昭和23年、新制高等学校の発足により、全国一（対人口比）の定時制高等学校開設数45校を整備し、「勤労青少年教育の県・山形」と高く評されました。昭和35年、全国に先駆け、高校整備対策協議を設置し、工業高校の新設や既存工業高校の課程増設など、産業経済構造の変化等に対応する高等学校整備を行いました。

③ へき地教育振興の実績

昭和25年、全国へき地教育研究大会での「同单元指導」発表は、へき地教育の研究と複式学級の指導法の両面において、その振興に大きく貢献しました。

④ 社会教育における先駆的な取組み

青年学級の発足、産業開発青年隊運動、青空公民館の名で親しまれた公民館活動、若

妻学級など、全国の社会教育分野の先導的役割を果たしました。戦後の混乱と激動の改革と再建の時代に、山形県はまさに国土復興の担い手づくり、草の根の社会教育活動の発信基地となっていました。

(3) 近年における普及と実践の取組み

① 社会教育における継承

全国初の中型青年の家が、昭和42年、天童市に設置され、全国的な注目を集めました。「山形方式」と呼ばれる、県内青少年による地域単位のボランティア活動は、全国的に高く評価されています。

② 少人数学級の実施

平成14年度、全国に先駆け、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学級編制を小学校に導入し、平成23年度に義務教育の全ての課程での少人数学級が完成しました。

(4) 地域とともにある山形の教育

これまでの取組や活動は、地域住民が必要とし、地域ぐるみの運動などによる教育的要求が具現化したもので、教育の地域的な土台を培ってきたものです。

本県教育の特徴は、地域と結びついた教育であり、これを可能にしてきたものは、県民の教育への理解の高さと熱意であったと言えます。このような、本県の教育県としての風土・文化は、将来にわたって継承していかなければなりません。

2 本県の教育が目指すもの

私たちが担う公教育には、教育基本法にも謳われているとおり、「子どもの人格の完成を目指し、社会の形成者としての資質を備えた人間を育成する」という、時代を超えて変わらない使命があります。その一方で、社会の変化に伴う時代の要請に応えていくという役割をも担っています。

本県では、これまで4教振においては「感性」、5教振においては「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にした教育を進めてきました。これらを継承しつつ、今後おおむね10年間を通じて目指す本県教育の姿を示し、それを踏まえて、平成27年より5年間(平成27年度から平成31年度まで)に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組及びその推進工程を盛り込んだ「第6次山形県教育振興計画」を策定しました。

3 第6次山形県教育振興計画

現在、本県を取り巻く環境は、急激にかつ大きく変化しており、様々な課題も指摘されています。また、これらの影響により、美しく豊かな自然や地域の伝統文化・民族芸能などの喪失も懸念されています。こうした状況にある今こそ、県勢発展の基礎は「人」とし、本県教育の基本目標を次のように掲げます。

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

(1) 目指す人間像

基本目標の実現に向け、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人」を具現化した「目指す人間像」を以下のとおり掲げ、育成します。

「いのち」をつなぐ人

「いのちの教育」の理念を継承し、更に発展させた考え方です。自分の存在や生き方を価値あるものとして大切に（自尊感情）し、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重する、「いのち」の横系を大切にする人。そして、先人から祖父母、親、自分へと受け継がれてきた、「生命」の縦系を次の世代につないでいく人です。

学び続ける人

学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付け、しなやかに生きぬく人です。

地域とつながる人

地域コミュニティの一員として、地域の人々と関わり、地域に積極的に参画し続け、地域の未来をきりひらいていく人。グローバル化が進む社会の中で、郷土を愛し、どこにいてもふるさとが心の支えになり、様々な形で地域とつながり続ける人です。

県が将来ビジョンとして掲げる「自然と文明が調和した理想郷山形」を実現していくためには、県民一人一人が、夢や希望を持って、その実現に向けて行動していくことが大切です。

三つの目指す人間像の全体を貫く基本姿勢として、地域の窓から世界を見る*など広い視野で物事を考えること、更なる高みや新しい価値の創造に果敢に挑戦する意欲、そして困難を乗り越えようとする強い意志を持つこと、すなわち、**広い視野と高い志を持って行動することが求められます。**

*星寛治「耕す教育」の時代―大地と心を耕す人びと―2006.10 真壁仁の言葉

(2) テーマ

基本目標と目指す人間像を踏まえ、この計画のテーマを以下のとおりとします。

つなぐ
～いのち、学び、地域～

第6次山形県教育振興計画

基本目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

〈テーマ〉 つなぐ
～ いのち、学び、地域 ～

目指す人間像

「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人。

学び続ける人

学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる、しなやかに生きぬく人。

地域と
つながる人

地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来をきりひらいていく人。郷土を愛し、様々な形で地域とつながり続ける人。

広い視野と高い志を持って
(全体を貫く基本姿勢)

夢や希望を持って、その実現に向け行動し続ける姿勢。
地域の窓から世界を見るなど広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に挑戦し続ける人。

(3) 目指す人間像の育成に向けて

「いのち」をつなぐ人

自尊感情を持ち、互いに認め合いながら他者との関わりを深めている人、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重している人、そして、「生命」を次の世代につなぐ人、が「いのち」をつなぐ人です。このような人づくりを進めるためにも、「いのちの教育」を更に充実させるとともに、「生命」の継承の大切さを教えていく必要があります。

1 「いのちの教育」の継承

5 教振では、「いのちの教育」の指針に基づき、次の三つを立て、取組を進めてきました。この「いのちの教育」を、6 教振でも引き継いでいきます。

- (1) 自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる
- (2) 「いのち」のつながりと多様性に気づかせる
- (3) 「いのち」の尊さと人間としての生き方をしっかり教える

2 「いのち」をつなぐ（「いのち」の教育の発展）

「いのち」には、生命の側面と生き方の側面があり、その両面において、教え、実践していく必要があります。6 教振では、5 教振で取り組んできた、「いのち」に気づかせる教育を基盤としながら、一步、歩みを進め、「いのち」をつなぐ教育を進めます。

学び続ける人

変化が激しい社会で生きぬいていくためには、学び続けることを通して、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けることが必要です。このような姿勢を身に付けた人、すなわち、物事に興味・関心を持ち、自身の課題に対応した学びを継続し、実践的な力を身に付け、自己実現を目指している人こそ、学び続ける人と言えます。

学校における学びでは、各学校段階における学習内容や学習過程により、知徳体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、調和的に育みながら、生涯に渡り学び続ける基盤となる力を育成していくことが求められます。児童生徒は、その過程で、学び方や学ぶ習慣を身に付けるとともに、自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に判断する力を身に付けていくことが必要です。

地域とつながる人

地域の維持・発展を図るためには、コミュニティの一員として、地域の人や自然、文化と関わりを持ち、地域が抱える課題の解決に向けて主体的に取り組む人、すなわち、地域とつながり続ける人が求められています。それは、グローバル化が進む社会において、日本人としての心の拠りどころをしっかりと持ち続ける人でもあります。

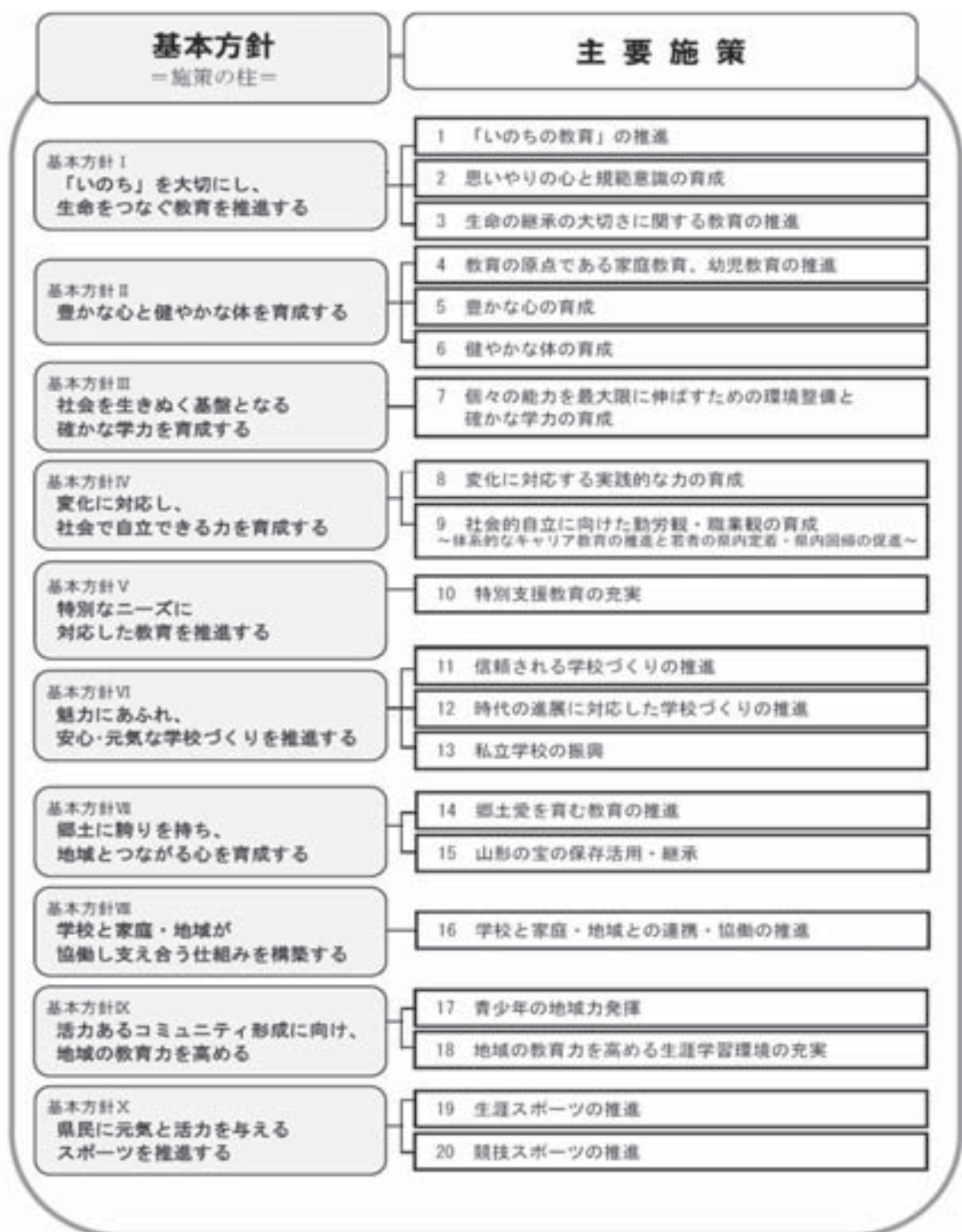
このような人づくりを進めるために、地域を知り、学ぶ活動を充実させ、学んだ内容を地域づくりに活かし貢献するという好循環を生み出し、地域の人、自然、社会とつながる

意識を高めていく必要があります。

地域とつながる循環は、乳幼児期から高齢期までの幾重にも重なる好循環となり、地域とつながりたい、地域を守り続けたいという志が育まれ、次世代へ受け継がれていくことにより、地域の未来をつくる人の育成につながっていきます。

(4) 総合的・計画的な施策の展開

基本目標である「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」と、それを推進するための三つの目指す人間像を育成するため、10の基本方針のもとに施策を体系化し、それぞれの施策について本県教育の現状と課題を踏まえ、今後の方向性を示すとともに、主な取組や目標指標を掲げます。



4 山形県教員「指標」

山形県教員指標		教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】	※○印は、その段階における重点項目		●「指標」教諭用A●			
領域	能力	項 目	擔任時の 差	始発期	成長期	充実期	組織 運営期	
担任力（学級担任とともに教科担任としての資質・能力も含む）	生徒指導力 児童生徒理解力 ・教育相関力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○				
		4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○				
		5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○			
		6 児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。				○		
		7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。					○	
	集団指導力 ・学級経営力	8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2					
		9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○				
		10 学校の教育活動全体の道德教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。			○			
		11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性についての教育を行うことができる。			○			
		12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。			○			
		13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。					○	
		基礎的授業力 ・カリキュラム マネジメント	14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。	○3				
	15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。			○				
	16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。			○				
	17 学習内容の習熟の程度などを踏まえて、個に応じた指導を行うことができる。			○				
	18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。				○			
	19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○		
	20 学習評価の意義と方法について理解している。		○4					
	指導の積極的 改善		21 評価規程を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。		○			
			22 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。			○		
			23 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。				○	
24 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。			○					
25 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。			○					
26 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。			○					
27 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。				○				
教師としての専門性の構築 ・専門教科の指導力強化	28 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。				○			
	29 英語教育や道德教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。					○		
	ICT活用力 ・情報モラル	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○5					
		31 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用することができる。		○				
		32 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○			
		33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○			
		34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。				○		
35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。		○6						
36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。			○					
特別支援教育力	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○				
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。			○				
	39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○			
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○		

山形県教員指標			教諭・養護教諭・栄養教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】		※○印は、その段階における重点項目		●「指標」教諭・養護教諭・栄養教諭用B●		
領域	能力	項 目	擔任時の素	始発期	成長期	充実期	組織運営期		
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。	○1		○				
		2 悩みや困ったことが生じた場合等には、管理職や同僚に相談することができる。				○			
		3 互いに相談し合える雰囲気を作率先してつくることができる。					○		
		4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。					○		
	豊かな人間性・教養	5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。	○2		○				
		6 日本及び外国の文化・歴史、環境問題、平和問題等についての広い知識をもっている。			○				
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。				○			
		8 地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。				○			
	学び続ける姿勢	9 学び続ける教師の重要性について理解している。	○3						
		10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。				○			
		11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。					○		
		12 教師として自己革新への意欲をもち続け、教育の動向等を踏まえつつ、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。					○		
教育公務員としての自覚	13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。	○4		○					
	14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。			○					
	15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。					○			
	16 山形県の教員として、郷土を愛する心をもち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。	○5							
チームマネジメント能力	経営参画意識	17 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。		○					
		18 組織の一員として自己の役割を自覚し、学校・園の運営に貢献することができる。			○				
		19 学校・園を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。				○			
		20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力をもち、全体最適の視点から学校・園の職務を推進することができる。					○		
	連絡調整力	21 学校・園の運営について、機会を自らつくり出して管理職に意見具申することができる。					○		
		22 組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校・園の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。					○		
		23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらかその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。					○		
		24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。		○					
	チーム運営力	25 学校・園の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。				○			
		26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。					○		
		27 外部との調整の実務担当者として、学校・園の課題に応じて人的・物的資源を活用することができる。					○		
		28 互いの課題や悩みに気づき、支え合う環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。					○		
	後輩への指導・助言力	29 会議や研修が効果的に行われるように、参加者の意見や積極的な取組みを引き出すことができる。					○		
		30 同僚の特性や強みを見取り、それらを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。					○		
		31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。					○		
		32 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。				○			
危機管理能力対応	学校・園の安全管理	33 自らの指導及び援助等の技術を公開し、職員のロールモデルであることを自覚し、後進の育成に当たることができる。					○		
		34 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。	○6						
		35 危険発生時の対処要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故、災害への的確な対応ができる。		○					
		36 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・園の安全に関する実践を推進することができる。				○			
	学校・園の情報管理	37 危険発生時の対処要領の作成に参画し、事件・事故、災害への的確な対応ができる。					○		
		38 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報の保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。		○					
		39 パソコンの使用規程などを整備し、安全管理を徹底することができる。					○		
		40 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。					○		

山形県教員指標

養護教諭用A〔養護教諭の実践に関する資質・能力〕

※○印は、その段階における重点項目

●「指標」養護教諭用A●

能力	項 目	着任時の 姿	始発期	成長期	充実期	組織 運営期
健康相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うことができる。		○			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。			○		
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。			○		
保健管理力	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。	○2				
	6 健康に関する個人情報の管理を適切に行うことができる。		○			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。		○			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、疾病予防等を行うことができる。		○			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。		○			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。		○			
	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることことができる。			○		
保健教育力	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。				○	
	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。	○3				
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。		○			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性についての教育を行うことができる。		○			
	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。		○			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。			○		
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。				○	
保健室経営力	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。				○	
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	○4				
	21 保健室の環境整備ができる。		○			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。		○			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。			○		
	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。				○	
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。					○
保健組織活動力	26 人とのつながりを大切にし、児童生徒と教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	○5				
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。		○			
	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			○		
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。			○		
ICT活用・情報モラル	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。				○	
	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○6				
	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同様とともに推進し学校のICT環境の整備を進めることができる。			○		
特別支援教育力	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。				○	
	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○7				
	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。		○			
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○		
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○		
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○	
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○

山形県教員指標

栄養教諭用A〔栄養教諭の実践に関する資質・能力〕

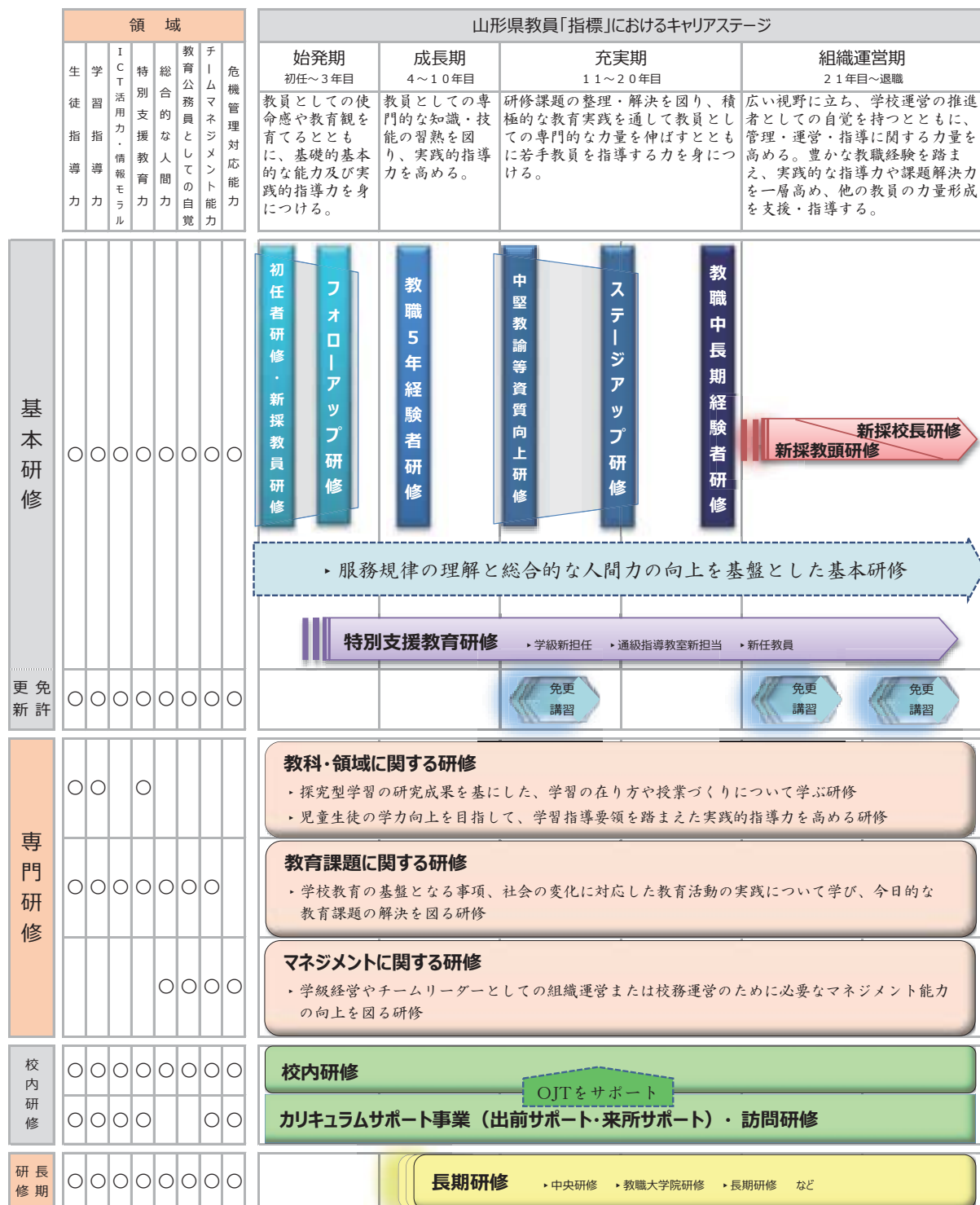
※○印は、その段階における重点項目

●「指標」栄養教諭用A●

領域	能力	項 目	着任時の 姿	始発期	成長期	充実期	組織 運営期
食に関する指導力	児童生徒理解力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
		2 一人一人の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
	食育推進力	3 不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○		
		4 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○2				
	給食時間における食に関する指導力	5 児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。		○			
		6 学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。			○		
	教科等における食に関する指導力	7 食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。				○	
		8 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○3				
	個別の相談指導力	9 学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。		○			
		10 地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地場産物の導入等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。			○		
		11 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。	○4				
		12 教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。		○			
		13 PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			○		
		14 カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。		○			
学校給食管理力	栄養管理力	15 肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。			○		
		16 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。			○		
		17 スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。				○	
		18 栄養管理責任者としての役割について理解している。	○5				
		19 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立を作成することができる。		○			
		20 教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。		○			
		21 児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。			○		
	衛生管理力	22 自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。			○		
		23 児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるよう献立の工夫や改善を図ることができる。				○	
		24 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。				○	
		25 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。	○6				
		26 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。		○			
		27 給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の事務処理を適切に行うことができる。		○			
		28 食中毒や異物混入、食物アレルギー発症防止等の危機管理体制を構築し、対応策を考えることができる。		○			
ICT活用・情報モラル		29 衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医・薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。			○		
		30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○7				
		31 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
		32 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○		
特別支援教育力		33 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。				○	
		34 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○8				
		35 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。		○			
		36 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○		
		37 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○		
		38 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○	
		39 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○

5 山形県教員研修体系全体図

平成31年度 山形県教員研修体系 全体図



注1 ○印は、重点とする領域である。

注2 養護教諭・栄養教諭については、領域内の「生徒指導力」、「学習指導力」を、各職種の専門的な指導力に読み替えるものとする。

注3 職種によっては開講しない講座もある。

Ⅲ 教師の仕事

1 教師に望まれること

(1) こんな教師でありたい

本県教育の目標の根底に流れているものは、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力を基礎に主体的に考え判断する力、豊かな感性や自分の存在を大切にしつつ人と協調し他を思いやる心、そして、健康でたくましい体、いわゆる知徳体の三つをバランスよく調和するとともに、それらを活かし、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことです。そのことを念頭に置いて、これからの教師としての道を歩んでほしいと思います。

ア これからの社会と国民の求める学校・教師像

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。特に、近年顕著となってきているのは、その変化の早さが加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、しかもこのような変化は全ての子どもたちの生き方に影響するものとなってきていることです。

しかし、このような時代だからこそ、直面する変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要です。

社会の大きな変動に伴い、保護者や国民の間に、学校に対して、必要な学力や体力、道徳性を確実に育成する質の高い教育を求める声が高まっています。そうした期待に応えるためには教員の資質・能力をいっそう高いものにして、教員に対するゆるぎない信頼を確立することが極めて重要です。(平成28年12月 中教審答申より抜粋)

イ これからの時代の教員に求められる資質・能力

平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上について」において、これまで教員として不易とされてきた資質・能力に加えて以下のような資質・能力が求められるとしています。

○自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力。

○アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量。

○「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協同的に諸課題の解決に取り組む力。

ウ 初任者に求められる資質・能力

平成30年1月に策定した山形県教員「指標」(10～11頁の表を参照)では、本県教員が身に付けるべき資質・能力を、教諭8領域、養護教諭11領域、養護教諭8領域に示し、「山形県教員研修計画」に基づいて研修を実施することとしています。

初任者研修では特に「総合的な人間力」「使命感と教育理念」「教科・領域等の指導力」を高めたい力と考えています。意味するものを繰り返し咀嚼し、身に付けることを目指して、日々の教育活動や初任者研修に取り組んでほしいと思います。

言うまでもなく「研修」とは「研究」と「修養」から成り立ちます。ともすると教員は「研究」にばかり目が向いて、「修養」の部分が不足しがちだと批判されることもあります。「研究」と「修養」にバランスよく取り組み、常に「学び続ける教師」であり、新しい知識や指導方法を学ぶことにより、高い教養と深い専門性を身に付け、同時に教育への使命感と教育理念を深め、総合的な人間力、即ち人間としての魅力を身に付けてほしいと思います。

(2) 学び続ける教師

教師の資質向上は教師集団によって大きく左右されること、また、資質や能力は固定的なものではなく変容、深化させることができるものです。「教師としての使命感」を持ち続け、教師として伸び続けたいものです。

「今日の新たな一滴が要るのです」

教師の仕事は、生きている子供たちに生きた知恵を育てることです。そのためには、初々しい感動、新しい命のようなものが教師の側にないと、子供を惹きつけられません。…今日の太陽が昇って、昨日の自分とは違う新しい自分がある、そういう激しい成長力のようなものが子供を動かします。…子供に伝わっていきます。人を育てるということはそういうことです。…今日の新たな一滴が要るのです。

(大村はま著『灯し続ける言葉』小学館)

法の上でも研修の権利や義務、研修制度の確立について、様々な規定があります。

教育基本法第9条では「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とされ、教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員にとって研究と修養は職務そのものであると規定されています。

ア 研修の形態

私たちは、日々の仕事を行う中で様々な問題や課題に直面します。時には悩み、不安を覚えることもしばしばです。問題や課題の解決に向けて、書物に解決法を求めたり、同僚に知恵を借りたり、あるいは、積極的に研修会や研究会に参加したり、本格的に研究に取り組んだりすることもあります。問題や課題の解決過程を通して、仕事に密着した実践的な研修が進められますが、そのような研修を進める上で、おおよそ次の四つの研修の形態があります。

- ① 自発的な研修（自己研修、グループ研修など）
- ② 学校における研修（学校研究など）
- ③ 職務専念義務を免除されて行う研修
- ④ 職務命令を受けて行う研修

イ 研修制度

自発的な研修を教員の研修の基本にしながらも、それを補完し、方向性を与えるために、各種の研修制度が設けられています。教育公務員特例法第21条2項には任命権者に対して、教育公務員の研修に必要な施設や研修を奨励するための方途、第22条には校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針等、第23条では初任者に対して1年間の研修（以下「初任者研修」という）の実施、第24条では「中堅教諭等資質向上研修」をそれぞれ義務付けています。これらのことを受けて、本県でも各種の研修の機会と場が設定されていますが、主なものは次のとおりです。

- ① 山形県教育委員会が行う研修 … 県教育センター等
- ② 市町村教育委員会が行う研修
- ③ 長期研修（内地留学及び社会体験） … 県教育センター、大学、企業等
- ④ 独立行政法人教職員支援機構が行う研修
- ⑤ 大学院における研修
- ⑥ 海外派遣研修

これらの研修で学んだことを自発的な研修や学校での研修に結合させて、より一層の広がりや深まりのあるものに発展させていくことが望まれます。このようないろいろな研修を通して、研鑽を積み自己成長を遂げていく過程こそ「学び続ける教師」の姿ではないでしょうか。

(3) 教師の身分と職務

公立学校の教職員は、勤務する学校を設置している地方公共団体の公務員です。したがって、その身分は県立学校に勤務する教職員は県職員、市町村立学校に勤務する教職員（その給与が県によって負担され、その任命権が県教育委員会に属しているもの、以下「県費負担教職員」という）は勤務する学校を設置している市町村の職員になります。

職員の服務監督をするのは、県立学校職員については県教育委員会、県費負担教職員については当該教職員の身分に属する市町村の教育委員会ですが、委任されて直接には当該教職員の属する学校の校長が行います。

教師の職務（仕事）

- ① 法令に規定されている職務（学校教育法37条第11項）
「教諭は、児童の教育をつかさどる」と規定（中学校、高等学校への準用規定は第49条、第62条、第82条）。これにより教師の主たる職務は、児童生徒の教育に責任をもってあたることといえる。
- ② 具体的な職務
 - 諸教育活動
教科指導、教科以外の道徳、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、進路指導等
 - 教育活動に必要な準備及び整理の仕事
指導前後の教材研究や指導法の研究等諸準備や指導についての評価等
 - 教育活動に付随する仕事
家庭との連絡、対外的な渉外・連携、教室の整備、学級事務等

(4) 服務

服務とは、公務員としての地位に基づいて、職務上または職務外において公務員に課せられた規律に服する義務のことをいいます。この服務の根本の基準になっているのは、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地方公務員法第30条より）という規定です。

また、教育公務員という職務の特殊性から、教育公務員特例法において公立学校の教育公務員の政治的行為の制限や兼職及び他の事業等の従事などについての特例が定められています。

ア サービス上の義務

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 全体の奉仕者であること | ③ 二つの禁止 |
| ② 四つの義務 | ○信用失墜行為の禁止 |
| ○宣誓の義務 | ○争議行為等の禁止 |
| ○法令及び上司の職務上の命令に従う義務 | ④ 二つの制限 |
| ○秘密を守る義務 | ○政治的行為の制限 |
| ○職務に専念する義務 | ○営利企業の従事等の制限 |

特に、本県では「信頼され、尊敬される教員」を育てることを重要課題にしています。一旦失われた信頼・尊敬の代償は大きく、子供に与える心の傷は深く残るものです。子供の価値形成や心の成長のために、師表となる教師でありたいものです。

※参照：職員の不祥事防止に向けた取り組み ～県民に信頼される教職員であるために～
平成27年10月（平成30年2月改訂）

■不祥事を起こさないためのセルフチェックシート

私たち山形県の職員には、県民全体の奉仕者として、県民の期待と信頼に応えることが求められている。そのためにも、職員一人ひとりが基本的な心構えや守るべきルールを認識し、自らの行動を点検することが大切である。

以下のチェック項目に従い、自らの心構えや行動について、自己点検を行うこと。

【公務員としての心構え】

チェック欄	チェック項目
☐	県民全体の奉仕者として常に誠実かつ公正に業務を遂行している。
☐	事務の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県民からの理解と信頼を確保するよう努めている。

イ サービス上の心得（勤務時間・勤務日）

① 勤務時間と職務専念の義務

学校では、通常7時間45分の勤務時間が割り当てられていますが、休憩時間を除き、授業の合間や放課後の時間も正規の勤務時間であり、職務に専念すべき時間となります。

② 勤務日

夏季休業などの長期の「休業日」は、児童生徒から見たときの「授業を行わない日」のことですが、教師にとっては、勤務時間が割り振られた日は「勤務日」です。

2 学校というところ

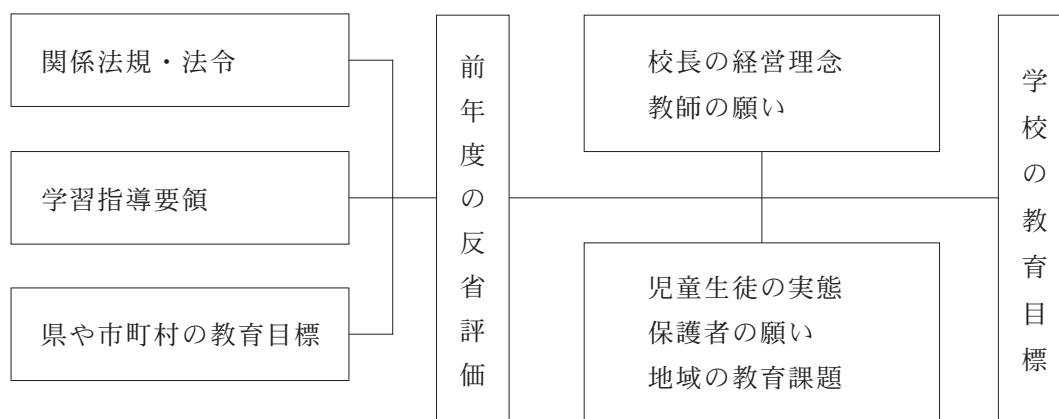
(1) 教育計画の編成

ア 学校の教育目標

教育基本法第1条に教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。その目的を実現するために、教育を受けるものの心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければなりません。

学校の教育目標は毎日の教育活動のよりどころであり、すべての活動は学校の教育目標を具体的に児童生徒に実現させるための活動です。ですから、教職員はもちろん、保護者、児童生徒も全員が学校の教育目標を知っていなければなりませんし、常に意識して活動するように指導することも必要になります。

学校の教育目標の設定までの手順はおおよそ次のとおりです。



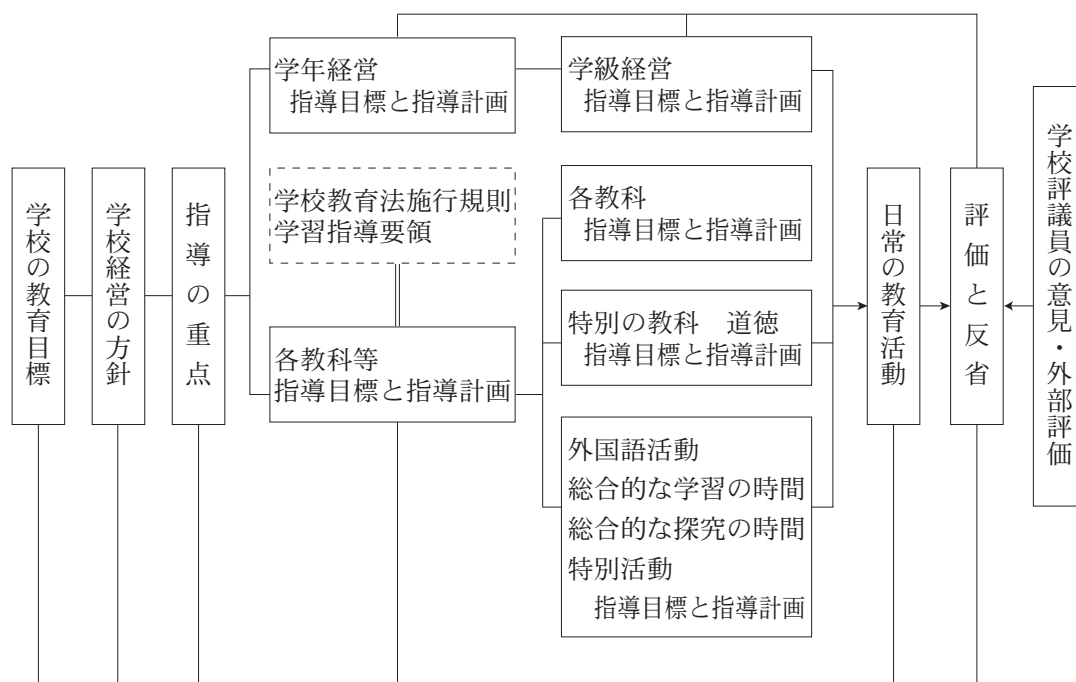
学校の教育目標は、校長の責任において年度当初設定するものですが、児童生徒の実態や教師と保護者の願いが反映されるべきものですから、校内で十分検討する必要があります。安易に前年度と同じにすることは避けなければなりません。全教職員がそれぞれの立場に応じて目標設定に積極的に参加すべきです。

学校によっては、全教職員の考えを反映させるために教育目標や教育課程を決定するための特別な組織をつくっているところもあります。

イ 教育課程編成

教育課程とは、学校の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容、標準授業時数などの教育課程編成の基準は、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されています。この基準をもとに、各学校で校長の責任において、全教職員の協力で教育課程が編成されることになります。

教育課程編成の手順はおおよそ次のとおりです。



学校の教育目標と校長の経営方針を受けて今年度の指導の重点を具体的に決定します。そして、それに基づいて学年経営や学級経営、各教科・領域の指導目標と指導計画がつくられます。

以上のような手順を経て教育課程が編成され、日常の教育活動に生かされていきます。一人一人の教師が常に学校の教育目標を意識し、独善に走らず、調和と統一のとれた教育活動に努めなければなりません。

次に、活動に対する評価と反省を行います。評価・反省の時期は、週末、月末、学期末、年度末などが考えられますが、最も大事にしたいのは日常の評価です。児童生徒の変容や日常の教育活動を的確に評価・反省することが教育活動を行う上での基本になります。

各学校では、学校評議員や外部評価も取り入れた、学校評価システムを構築し、各学期や年度末に学校経営評価として評価・反省を行います。これらの評価結果を分析・考察して、次学期、次年度の教育課程を検討することになります。この際、自分の所属する学年や分掌で評価・反省を行うことが多いので、積極的に意見を出すことが大切です。

ウ カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントとは、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことです。特に、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められています。ですから、学校長や管理職のみならず、全ての教職員がこの考え方を共有し、各学年・学級において、各教科・領域等の学習活動を通してどのような資質・能力を育むのかを明確にするとともに、そのための授業づくりの基本方針を考え、実践し、見直していく必要があります。

(2) 小学校・中学校・義務教育学校の教育課程

学習指導要領では、小学校・中学校における教科等を次のような構成、年間標準授業時数を定めています。

年間の総授業時数					
小学校	第1学年	850時間	中学校	全学年	1,015時間
	第2学年	910時間			
	第3学年	980時間			
	第4・5・6学年	1,015時間			

これらは、年間35週（小学校第1学年は34週）以上にわたって計画しなければなりません。この基準をもとに週当たりの授業時数が決定され、具体的には時間割というかたちで表現されます。そして、学校行事等の計画と総合的に検討して年間の計画が完成します。

ア 小学校における各教科等の構成

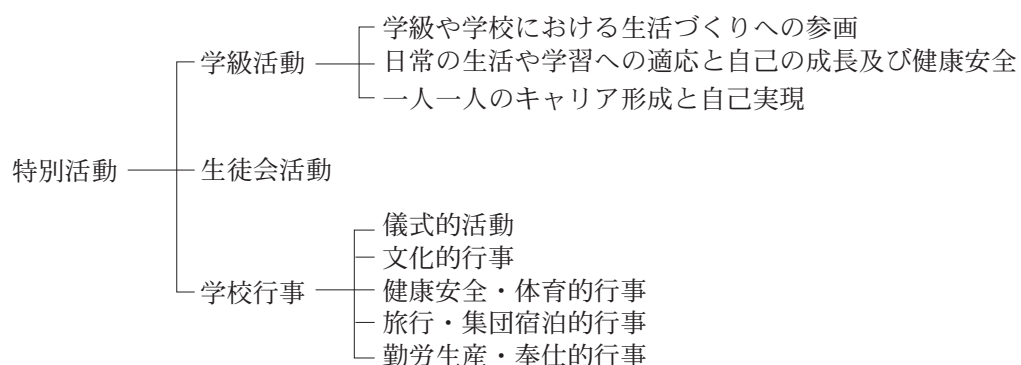
1 単位時間は45分 とし、児童の実態 や教育活動のねら いに応じて弾力的 に運用する。			1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
各 教 科	国語	306	315	245	245	175	175	
	社会			70	90	100	105	
	算数	136	175	175	175	175	175	
	理科			90	105	105	105	
	生活	102	105					
	音楽	68	70	60	60	50	50	
	図画工作	68	70	60	60	50	50	
	家庭					60	55	
	体育	102	105	105	105	90	90	
外国語					70	70		
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35	
外国語活動				35	35			
総合的な学習の時間				70	70	70	70	
特 別 活 動	学級活動	学級や学校における生活づくりへの参画						
		日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全						
	児童会活動	一人一人のキャリア形成と自己実現						
	クラブ活動							
	学校行事	儀式的活動						
文化的行事								
健康安全・体育的行事								
遠足・集団宿泊的行事								
勤労生産・奉仕的行事								

なお、小学校では学級担任が自分の学級の時間割を編成することが多いのですが、その際は次のことに留意する必要があります。

- ① 児童の過重負担にならないよう、また、最も教育効果が上がるよう教科を配当する。
(合科的・関連的な指導も可能)
- ② 日々の時数管理をていねいに行い、授業時数の確保と計画的な指導に努める。

イ 中学校における各教科等の構成

1 単位時間は50分とし、生徒の実態や教育活動のねらいに応じて弾力的に運用する。			1 学年	2 学年	3 学年
各 教 科	国	語	140	140	105
	社	会	105	105	140
	数	学	140	105	140
	理	科	105	140	140
	音	楽	45	35	35
	美	術	45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語		140	140	140
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50	70	70



また、小学校、中学校とも1単位時間の弾力化が図られたことで、15分授業や、60分授業等のような新しいスタイルの授業が可能になりました。これらの授業時数、授業スタイルを有効に活用し、「特色ある教育」を展開し、児童生徒に自ら学び自ら考える「生きる力」を育成していくことが大切です。

ウ 義務教育学校

義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校です。小学校・中学校の学習指導要領を準用して教育活動を行います。本県では、新庄市立萩野学園が該当します。

(3) 高等学校の課程や学科の設置

ア 課程・学科とその編成

課程や学科の設置は、公教育の立場から法令の定めがあり、教育に関する諸法令及び学習指導要領の基準に従って行われます。学校の課程及び学科の編成は次のとおりです。

① 課程

高等学校には、次の課程が設置されています。

全日制の課程	通常の課程
定時制の課程	夜間その他の特別の時間又は時期において授業を行う課程
通信制の課程	通信による教育を行う課程
学 年 制	教育課程を学年ごとに編成する
単 位 制	教育課程を学年による区分を設けずに編成する

〔関係法令〕・学校教育法第4条及び53～54条 ・学校教育法施行規則第101、103条
・単位制高等学校教育規程、高等学校通信教育規程

② 学科の種類

高等学校は、普通教育及び専門教育を施すことを目的としていますが、高等学校段階の生徒は、能力・適性・進路等が多様化してくるので、生徒の実態に応じた学校の設置と教育課程の編成が必要となります。この場合、教育課程を編成する単位となるのが学科で、次のように分類されます。

普 通 科	普通教育を主とする学科
専 門 学 科	専門教育を主とする学科 ※このうち職業教育を主とする学科を職業学科といいます。 ※本県では、農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報の職業学科と、理数・体育・音楽・探究の各学科が設置されています。
総 合 学 科	普通教育及び専門教育を総合的に施す学科 ※この学科は単位制による課程が原則となっています。 ※本県では、天童、左沢、北村山、高畠、荒砥、鶴岡中央、庄内総合、遊佐の8つの高校に、全日制の課程として設置されています。

〔関係法令〕・学校教育法施行規則第80条 ・高等学校設置基準第5～6条
・高等学校学習指導要領 ・山形県立高等学校管理運営規則

③ 編制

高等学校の編制においては、1学級の生徒数や、校長・副校長・教頭・教諭・事務職員・実習教諭・養護教諭などの職員数についての算出方法が定められています。

〔関係法令〕・学校教育法第60条

- ・高等学校設置基準第7～11条
- ・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律及び同施行令

イ 定時制・通信制の課程の教育

定時制・通信制の課程の教育は、勤労青少年や様々な教育ニーズに対応して教育の機会を提供する制度として、修業年限が3年以上（全日制は3年）と規定されています。

本県では次の高等学校に設置されており、単位制により教育課程が編成されています。

定時制の課程（5校）	霞城学園、新庄北、米沢工業、鶴岡工業、酒田西
通信制の課程（2校）	霞城学園、鶴岡南

〔関係法令〕・学校教育法第53～56条 ・学校教育法施行規則第101、102条
・山形県立高等学校管理運営規則

ウ 高等学校における専門教育

高等学校における専門教育は、次の三つの場合があります。

① 専門学科を置いて行われる場合

専門学科における履修教科・科目には次のような特徴があります。

- ・専門教科・科目の必修単位数が何単位以上という規定があること。
- ・職業学科では「課題研究」を原則としてすべての生徒が履修すること（看護科を除く）。

また、学科に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること（商業科を除く）。

② 普通科の中で行われる場合

普通科においても、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮されています。

③ 総合学科の中で行われる場合

総合学科では、普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目が設けられることになっており、生徒の適性、進路等に応じて、主体的に選択履修できます。

総合学科における履修教科・科目には次のような特徴があります。

- ・「産業社会と人間」をすべての生徒が原則として入学年次に履修すること。
- ・開設される専門教科・科目の単位数の合計が、「産業社会と人間」を合わせて25単位以上という規定があること。

エ 専攻科

高等学校では、高等学校卒業者を対象とした専攻科を置くことができるようになっており、本県では山辺高等学校看護科・米沢工業高等学校生産情報科の二つが設置されています。

〔関係法令〕・学校教育法第58条 ・山形県立高等学校管理運営規則

オ 連携型高等学校

新庄南高等学校金山校、小国高等学校では、それぞれ同じ町内の中学校における教育との一貫性に配慮した教育活動を進めています。

〔関係法令〕・学校教育法施行規則第87、88条 ・山形県立高等学校管理運営規則

カ 併設型中高一貫教育校

東桜学館高等学校は、東桜学館中学校と接続した併設型中高一貫教育校です。併設型中高一貫教育校における教育課程の基準については、中学校、高等学校学習指導要領等を準用しつつ、中高一貫教育の利点を生かして6年間を通じた特色あるカリキュラムを編成することができるよう、特例措置が設けられています。

〔関係法令〕・学校教育法施行規則第104～117条 ・山形県立高等学校管理運営規則

キ 探究科・普通科探究コース

平成30年度より山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校に探究科、そして寒河江高等学校、新庄北高等学校、長井高等学校に普通科探究コースが設置されました。これは、各教科で学んだ基礎的な知識・技能を活用し、自ら見つけた課題の解決に向けて主体的・協働的に取り組む「探究型学習」に重点を置く学科・コースです。

(4) 学校にある組織

学校では、教育目標を達成するために、全ての教職員が互いに協力しながら教育活動を進めています。そのため、授業だけではなく多くの仕事があります。これを校務といい、具体的には次のようなものがあります。

- ・学校教育の運営に関すること。
- ・教育課程の編成、実施、改善に関すること。
- ・児童生徒の指導に関すること。
- ・児童生徒の進路に関すること。
- ・児童生徒及び教職員の保健安全に関すること。
- ・学校の施設・設備（教材教具などを含む）に関すること。
- ・地域社会、関係諸機関・団体などとの連絡調整に関すること。

多岐にわたる校務を適切に処理できるよう分担して進めます。これを校務分掌といいます。校務分掌を円滑に行うには、次の点に注意が必要です。

- ・分掌内容を十分理解する。
- ・分掌内で共通理解を図り、連携して校務にあたること。

(5) 教科担任、学級（ホームルーム）担任の役割

ア 教科担任の役割

中学校や高等学校では、教科内容がより深く専門的になります。そのため教科担任が生徒の学習を指導します。小学校でも、学級を担任しないで教科を担当したり、担任の得意分野を生かして交換授業をしたりする場合があります。

教科担任の役割は、専門性を生かして有効・適切な学習指導を行うことです。多くの研鑽を積み重ね、すべての児童生徒一人一人の思いなどを洞察しながら、それらに対応して柔軟な授業改善などを行うことが必要になります。

配慮すべき点は、教科担任相互、学年団・学級担任との連携を密にすることです。

イ 学級（ホームルーム）担任の役割

児童生徒の学校での学習や生活の中心は学級です。学級担任の役割は、児童生徒の健全な成長・発達を促すのにふさわしい教育の環境づくりです。

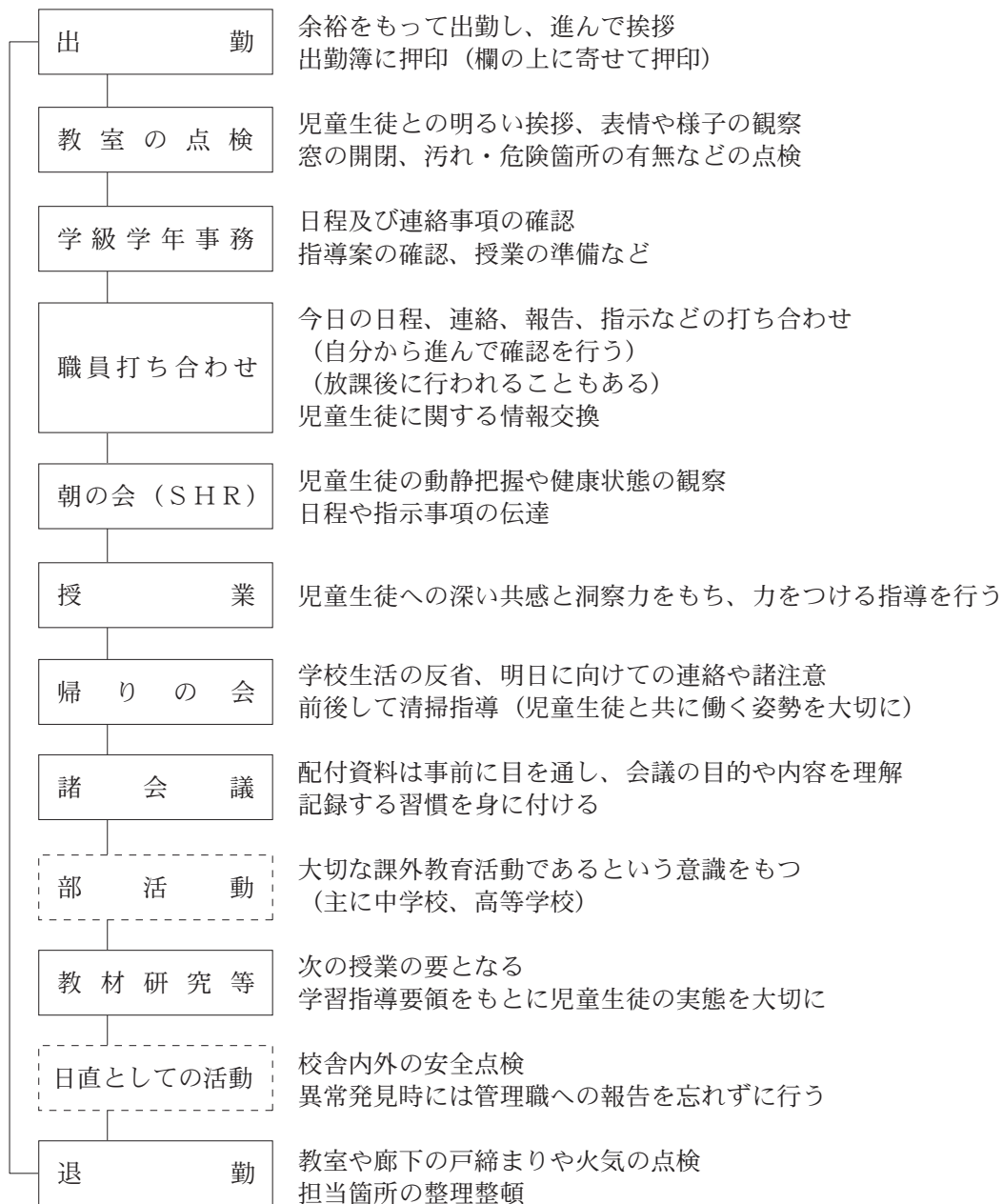
学びの場にふさわしい学級をつくるには、児童生徒との好ましい人間関係が欠かせません。児童生徒の個性や健康状態、学習の達成度など、心的・身体的な状態に対する共感と洞察力をもち、それらを踏まえた的確で柔軟な対応を行うことが大切です。

配慮すべき点は、児童生徒との触れあいを大切に、一人一人をよく把握しておくことや、他の教師との連携を深めること、保護者や地域との連絡を密にすることなどです。

(6) 教員の一日

一日の勤務のおおよその流れは次のようになります。

その他、夜間や休日を利用して行われるPTA活動などに関する仕事もあります。



Ⅳ 学習指導

1 授業の進め方

(1) 授業で目指すこと

児童生徒が主体的に生きる力を育成すること
他者とのかかわりの中で、児童生徒自らの関心、意欲をもとに、知識や技能を獲得し、思考力、判断力、表現力及び学ぶ態度などを養い、児童生徒の可能性を引き出すこと。

これが授業の最大の目的です。

その中で教師には、児童生徒の学習活動を毎時間の授業で、具体的、即時的に支援・指導することが求められます。

【参考】

学校教育法第30条第2項（小学校）、同法第49条（中学校）、同法49条第8項（義務教育学校）、同法第62条（高等学校）で、次のとおり、学力の要素が示されています。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、
ア：基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、
イ：これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、
ウ：主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(2) 授業設計の基本

授業を行う上で最初に考えなければならないことは、学習指導要領の基本を踏まえながら、目の前の児童生徒にどのような資質・能力を育みたいかをきちんと把握することです。授業設計にあたっては、教科書を確認するだけでなく、そこに該当する目標や内容を各教科等の学習指導要領解説を読んで確認します。

これらを踏まえて、次のような三つの面から授業を設計していきます。

このような資質・能力を育てたいから	
この教材で	(教材観)
このような児童生徒に	(児童生徒観)
このような場と方法で授業を行う	(指導観)

このように確かな見通しをもって授業の計画を作ることが大切です。以下に授業を設計する上で大切なことを三つ挙げます。

ア 教師が教材を熟知していること

内容、教材の価値、他の教科・科目との関連など。

イ 教師が児童生徒を理解していること

児童生徒の思いや願い、興味・関心、思考の型、身に付けている力など。

ウ 適切な授業の計画を作ること

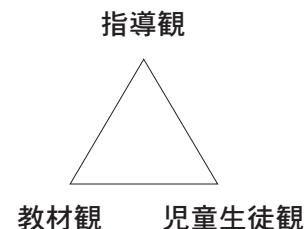
年間指導計画に基づきながら、指導方法を工夫し、足りない力を補ったり、もっと伸ばしてやりたい力を育てたりする場を作るなど。

指導の効果を高めるために、次の事項に十分配慮することも大切です。いずれも、教育課程全体を通して実施することが必要な内容です。各学校において、学校としてどのような共通理解が図られているかを確認しましょう。

- ① 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
- ② 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- ③ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- ④ 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実
- ⑤ 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- ⑥ 情報教育の充実、コンピューター等や教材・教具の活用
- ⑦ 学校図書館の利活用 等

(3) 授業設計の実際

児童生徒の学習意欲を喚起し、よくわかり、学習する喜びを味わわせるには、「的確な児童生徒理解」「深い教材研究」「子供の心を動かす指導」の三つの面から考えることが必要です。



ア 教材観（教材について）

指導する内容について研究し、理解することです。学習指導要領を熟読し、教科の特質を踏まえながら多面的な教材研究をすることが大切です。

- ① 教材を吟味し、学習指導の見通しを立てます。
- ② 教材を通して、どのような「見方・考え方」を働かせて、知識・技能、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などを養えばよいかという指導目標を明確にします。
- ③ 教材の系統性や発展性、他教科との関連性を明らかにします。
- ④ 教材の内容を児童生徒の実態に合わせて精選します。

イ 児童生徒観（児童生徒について）

児童生徒個々の実態を、可能な限り把握することです。授業における観察やレディネステスト、アンケートなどによって、十分に分析・把握しておくことが大切です。

- ① 教材についての児童生徒の興味・関心・意欲、思いや願いはどうであるか。
- ② 教材に関するこれまでの学習経験はどうであるか。
- ③ 教材に関する既習事項の到達度はどうであるか。
- ④ 児童生徒にとって未だ身についていない学習内容に関する、教師自身の指導上の課題を把握しているか。
- ⑤ 学習に向かう学級の姿勢や雰囲気はどうであるか。

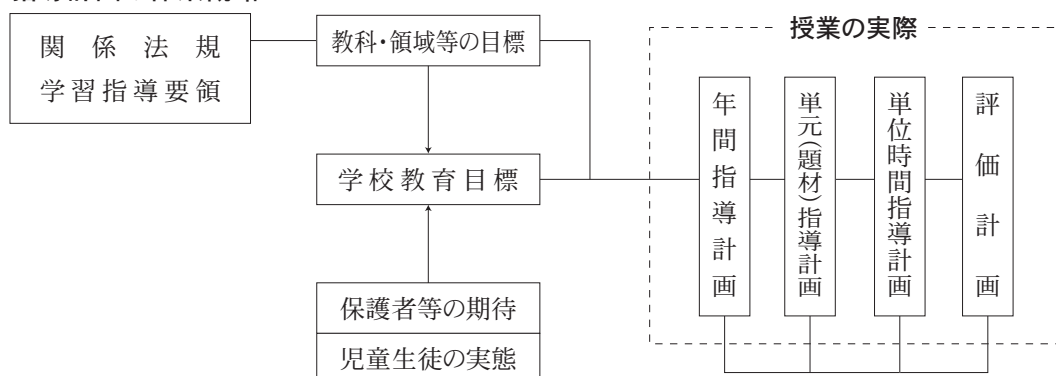
ウ 指導観（指導について）

教材観と児童生徒観を踏まえ、どのように指導するのかを示します。児童生徒にどこで、どのような力を付けたいかを明らかにすることが大切です。教材観、児童生徒観の分析を受けて、指導形態やワークシートの工夫等、具体的な指導上の工夫点を明確にします。

- ① 学習内容の配列を考え重点的に扱う箇所や発展的に扱う箇所を示します。
- ② 学習活動の場を構成し、能動的に活動させる場を設定します。
- ③ 児童生徒がつまずきやすい箇所を予測したり、既習事項で到達度が低い原因を確認したりして、それらを解決する手立てを考えます。
- ④ 主な目標に対する評価の場面を設定し、指導に生かす方法を考えます。
- ⑤ 教える内容と、気付かせたり考えさせたりする内容を明らかにします。

(4) 指導計画の作成

指導計画の体系概略



ア 年間指導計画

年間指導計画は、各教科等の目標を達成するための年間を通した計画です。

学校全体の年間指導計画や各教科等の授業時数を基に、各単元の学習時期や配当時間、単元（題材）の目標などを具体的に示すものです。

① 年間指導計画作成上の留意点

- ・教科・科目の目標と学年・単元の目標、他教科等の関連を図ること。
- ・児童生徒の実態に応じて指導内容を精選し、構造化を図ること。
- ・学校行事等との関連を考慮すること。

② 年間指導計画（様式例）

月	単元(題材)名	配当時数	目 標	学習活動	●指導上の留意点 ◎評価

イ 単元（題材）の指導計画

年間指導計画をより明確で具体的にしたものです。教科の系統性・発展性を考慮し、児童生徒の実態を把握しながら、学習活動を検討します。

① 単元（題材）指導計画作成上の留意点

- ・これまでの指導を振り返り、改善が必要な点を明らかにしたり、反省点を生かしたりすること。
- ・単元（題材）のゴールを見据え、どのような児童生徒の姿を期待するか（児童生徒に付きたい力）をイメージすること。
- ・学習展開において、児童生徒の意識や活動の向かう方向を的確に予測すること。「この児童生徒であれば、この場面でこう考えるのではないか」など、多様な児童生徒がいることを想定し、可能な限り具体的に即して丁寧に予測します。

② 単元（題材）の指導計画（様式例）

目 標	時 間	学習活動	●指導上の留意点 ◎評価

ウ 単位時間の指導計画

① 単位時間の指導計画作成上の留意点

- ・学習のめあてを明確にすること。
- ・発問や指示、支援の手立てや学習形態など、できるだけ個に応じ、児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう検討すること。
- ・教材・教具の効果的な活用場面を考慮すること。
- ・評価の場面とその方法を決め、評価結果の生かし方を検討すること。

② 単位時間における授業過程の考え方（例）

学びの主体は児童生徒ですから、児童生徒の視点から授業を構成することが重要です。教師主導で「導入・展開・まとめ」の過程を進めていくではありません。

▼導 入…… この段階では、児童生徒が共通の課題を意識し、やってみたい、解決したいという意欲をもたせることから始まります。

また、その授業で何を学ぶのか、到達目標は何か、どんな方法・順序で学習するのか、どんなまとめ方をするのか、など学習の見通しをもたせます。学習に必要な基礎的・基本的な事項を確認したり、必要に応じて補足したりすることもあります。

▼展 開…… 導入で提示された素材や課題を、児童生徒が考察したり、解決したりする段階です。ここでは児童生徒の自由な発想を重視したいものです。そのためにも、学習形態に変化をもたせたり、学習環境へ配慮したりす

るなどの工夫が必要となるでしょう。

考える時間を保障すること、児童生徒の疑問等を見逃さず、考え方や解決の過程を大事にしながら指導していくことが大切です。また、机間指導を行い、児童生徒一人一人の思いなどを洞察しながら授業の流れに生かす柔軟性がほしいものです。

▼まとめ…… 考察の結果をまとめ、課題を解決し、整理する段階です。

知識・理解の確認にとどまらず、児童生徒自身が学んできた過程を振り返り、自己の学びの広がりや深まりに気づき、新たな問いを自覚する場面です。

教師は、結果だけを評価するのではなく、どのように学習が深まったか、学習への興味・関心がどのように高まったかなども評価します。また、次の学習への準備として、次時の学習課題や問題点などを明確にするような予習課題を指示することも考えられるでしょう。

エ 学習指導案

授業に先立ち、その授業の学習目標を達成するために立てる計画書を学習指導案といい、細案と略案があります。細案は、研究授業、公開授業、研修等の際に作成される細部にわたった計画書で単元（題材）構成を含めて詳細に記載します。

略案は、重点事項に内容を絞って記載した計画書で、A4判用紙1枚程度に簡潔にまとめたものです。日常の授業に際して作成し、利用されます。

〇〇〇〇〇〇学習指導案

平成〇年〇月〇日(〇) 〇校時 場所〇〇
学校名 〇〇〇〇〇〇 指導者 〇〇〇〇
教科書 〇〇〇〇

- 1 単元名 教科によっては、題材名・主題名とすることもあります。
- 2 目 標 観点別学習状況の評価を考慮して書きます。
児童生徒の視点に立って「～できる／～する」等の表現で書いたり教師の視点に立って「～できるようにする／～させる」等の表現で書かれたりします。
- 3 指導にあたって
- (1) 教材観（教材について）
 - (2) 児童生徒観（児童生徒について）
 - (3) 指導観（指導について）
 - (4) 評価（評価の観点について）
＊その他に校内や教科の研究テーマとの関係を書くこともあります。
- 4 指導計画（単元構成・評価計画も含む）
- 5 本時の指導
- (1) 目 標
 - (2) 指導過程

区分(時間)	*学習活動(学習内容)	○発問 ★指示	●指導上の留意点 ◎評価 ◇支援等
導 入 ()			
展 開 ()			
まとめ ()			

- (3) 評 価

(5) 授業における具体的な手立て（ユニバーサルデザインの視点を取り入れて）

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れる」とは、「配慮を要する児童生徒には『ない』と困る支援」で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫する」ということです。

ア 発問……思考をゆさぶる発問は授業を活性化していきます。

● 児童生徒が学びたい、考えたいと動機づけられる問いを考える。

問いを考え、発する際には、これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」を感じさせたり、学習対象への「あこがれ」や「可能性」を感じさせたりする工夫が必要です。そのためには、児童生徒の実態をできるだけ丁寧に見て取り、把握することが大切です。

● できるだけ短い言葉で、すっきりと問う。

場面に応じて、

「どう思いますか」	……………	様々な考えを引き出す時に
「どこがよかったでしょうか」	……………	他の考えのよさに触れさせる時に
「どうすれば～できますか」	……………	工夫や活動をうながす時に
「どうしてそう考えたのですか」	……………	思考を確認時に
「例えばどういうことですか」	……………	思考を拡散する時に
「まとめるとどうなりますか」	……………	思考を収束する時に

等々、いろいろな発問のしかたの工夫をしてみましょう。

● 発問に対して全員に自分の考えを持たせる。

授業に全員を参加させるための大切な手立てです。そのためには

- ・発問に対する答えをノートに書かせたり…………… 個別活動
 - ・発表された答えを指導者が分類したり…………… グループ化
 - ・児童生徒が自分の考えを見直す機会を設けたり…………… 自己評価
- というような様々な手立てがあります。

● 児童生徒のつまづきを予測する。

発問計画を立てる時に、児童生徒のつまづきを予想して、その対応を考えて授業に臨むことで、児童生徒の立場に立った、広がりのある授業が展開できます。

● 児童生徒が理解しやすい発問をする。

発問が理解しにくいと、どの児童生徒にとっても、混乱の要因となります。「〇〇について考えましょう」といった抽象的な発問ではなく、「〇〇と△△の違うところを挙げましょう」といった考える視点がわかりやすい発問をします。また、「～について考えましょう」ではなく、「比較して考えましょう」「分類して考えましょう」「関連付けして考えましょう」など、何をどのように考えればいいのか分かるようにすると、児童生徒の考えを広げたり、深めたりすることができます。

イ 説明……明快な説明をすることによって、学習内容が整理されます。

● 重要なところをはっきりと述べる。

順序よく、論理的に、できるだけ短い言葉で述べます。「結論を最初に述べて、論拠を項目立てて話す」ことを基本としながら、十分に問を取るなど、場に応じた説明の

しかたを身に付けていく必要があります。

- **児童生徒の知っていることと関係付ける。**

児童生徒が既に学習経験のあるものや日常生活で経験していることなど、よく知っていることと結び付けて説明するとわかりやすくなります。

ウ 指 示……きびきびとした指示は授業にリズムを生み出します。

- **一指示一行動を原則とする。**

指示は一つの文が長いと内容が伝わりにくく、児童生徒はどう動いたらよいかわからなくなることがあります。その結果、学習活動に取り組めなかったり、十分に力を発揮できなかったりすることがあります。一文で一つの行動ができる指示をするのが原則です。

- **抽象的な学習活動の表現は具体化する。**

「しっかりできましたか」「ちゃんと座りましょう」という抽象的な表現ではなく、「特に、～の点はできましたか」「椅子に深く腰をかけて座りましょう」のように具体的な表現で指示をしましょう。発達段階に応じた、できるだけ簡潔で、具体的な表現を用いた発問や指示を行うことが「わかる」授業につながります。

- **学習活動の時間を示す。**

授業を構想するにあたり、指示した学習活動に要する時間を予想しておきます。そして活動時間を示し、児童生徒に見通しをもたせて授業を進めます。

- **早く終わった人は何をするかを示す。**

学習活動への取り組み方や終了するまでの時間には、個人差があります。

早く活動を終えた児童生徒には、その次の学習活動が明示され見通しがもてるようにすることが望ましいです。

エ 指導・支援……個に応じた指導・支援は児童生徒一人一人の学習を確かなものにしていきます。

- **児童生徒の頑張りを認め、肯定的な表現で話しかける。**

児童生徒の気持ちや頑張りを受け止めることは、安心して学習できる雰囲気をつくることにつながります。児童生徒の考えや意見、思いや願いなどに含まれる価値を明らかにしていくことは、学習を進めていく上での大きなエネルギーになります。学習活動の結果だけでなく、結果に至るまでの過程を認めるなど、プラスの声かけを意識して、様々な機会を見つけて一人一人を積極的に励ましましょう。

- **机間指導によって一人一人の学習状況をよく見て、適切に指導・支援する。**

つまづいている児童生徒と一緒に考え、助言によって方向付けたり、自信をもたせたりすることが重要です。

- **個の学びをつなげる。**

児童生徒一人一人の学びをもとに、学級全体の学びへと展開すると、授業は問題解決に向けての学び合いの場となります。児童生徒一人一人（グループも含む）の考えや意見の共通点と相違点を明らかにしながら、より問題を解決するのに適した考えや意見に整理していきます。その際、相違点を取り上げ対比することによって、さらに考えたり、共通点を集約し焦点化を図ったりするなど、学級全体で思考を深めたり、

広げたりすることが大切です。

● **学習環境を整えて授業の雰囲気を作る。**

教室に関連資料を展示したり、学校図書館に関連図書のコーナーを設けたり、いくつかの発展学習のコースを設定したりと、児童生徒が知らず知らずに学習に取り組みたくなるような環境づくりに配慮します。

オ **板書**……児童生徒の学びを助けるためにあります。

● **必要なときに必要なことを書く。**

板書を完成していくために授業が進行していくわけではありません。指導者が予想もしなかった児童生徒の発言でも授業の流れに応じて、関係付けたり、精選したり、付け加えたりして板書していくことが大切です。また、教室の後ろの児童生徒からも見えるような文字の大きさや行間で書くことを心がけ、チョークの色の役割を誰もが識別しやすい配色で約束しておきましょう。

● **授業の流れや内容の理解を図り、児童生徒の思考活動を助ける板書を心がける。**

授業の流れや内容がわかり、大切な言葉同士の対比や、描かれた図と用語の関係などが一目でわかるような板書でありたいものです。そのためには、黒板の割り振りの見通しをもち、板書する量、スピード、タイミング、間などを工夫しながら、構造的な板書を心がけましょう。1時間の授業における児童生徒の思考の変容が見える板書を目指したいものです。

● **正しい文字を正しい書き順で書く。**

文字を書く時には、正しく丁寧に書くように心がけることが必要です。児童生徒にとって第一の言語環境は教師であることを忘れてはいけません。

カ **ICTの活用**……わかる授業・楽しい授業をつくるための効果的なツールとして活用されています。

教師が実物投影機を活用して、資料や児童生徒のノートなどを拡大して提示したり、Webサイトを利用して、日頃体験できない内容の動画や画像を見せたりすることで、児童生徒に驚きや感動をより与えることができたり興味・関心を高めたりすることができます。また、調べ学習、学習のまとめの作成、発表、ドリル学習といった場面において、児童生徒がコンピューターやタブレット端末、デジタルカメラ、ICレコーダー等のICT機器を実際に操作し活用することで、教科等の目標を達成することにもつながります。(p.63参照)

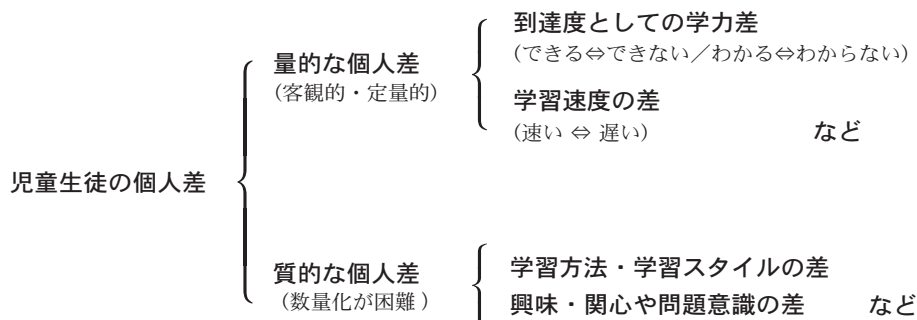
※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

(6) **一人一人を伸ばす指導**

一人一人の児童生徒理解と児童生徒の側に立った教材研究、それらを踏まえた指導計画や学習指導案作成、学びを広げ深める授業づくりを支える技術、これらのことすべてが「一人一人を伸ばす」ためにあります。

ア 児童生徒の個人差

個人差には、「量的な個人差」と「質的な個人差」があると言われています。前者の客観的・定量的なものと、後者の数量化が難しいものとに分かれます。



イ 個に応じた指導

ここでは、習熟度別指導とチーム・ティーチング（TT）について説明します。

● 習熟度別指導

児童生徒一人一人の学習内容の達成状況を把握し、習熟度の程度に応じたいくつかの学習集団やコースに分けて学習します。学習内容を確実に身に付けさせるという基礎・基本の定着を目指した個に応じた指導法の一つです。この習熟度別指導においては、児童生徒や保護者にいたずらに優越感や劣等感を与えたり、競争心をあおったりしないように十分配慮する必要があります。

● チーム・ティーチング（TT）

複数の教師が協力して授業の指導を行う方法です。TTによる指導方法には、1学級（教科）の指導を複数の教師が担当し、きめ細かく指導する方法、1学級または複数学級を集団の質によって編制しなおし、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法等があります。また、学習の内容によっては異なる教科の教師が協力して授業の指導を行う方法もあります。

(7) 指導と評価

ア 評価の基本的な考え方

学校では、計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）という一連の活動（PDCAサイクル）が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されています。

学習の評価は、教育がその目標に照らしてどのように行われ、児童生徒がその目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにし、また、どのような点でつまずき、それを改善するためにどのように支援していけばよいかを明らかにするものです。また、児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促すという意義もあります。

「評価の在り方」は次のようにまとめられます。

① 「目標に準拠した評価」（絶対評価）の重視

児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにし、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、学習の過程や成果を評価します。そのため

に、学習指導要領に定める目標に照らしてその実現状況を見る評価（いわゆる絶対評価）を重視し、観点別学習状況の評価に基づいて、児童生徒の学習の到達度を適切に評価していきます。

この際、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の学習の状況をどのような規準や方法等で明らかにしていくかが重要です。各学校における評価が客観的で信頼できるものになるよう、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するための評価規準の作成、評価方法の工夫が必要になります。

② 個人内評価の重視

課題を発見する能力や自ら学び自ら考える力、よりよく問題を解決する能力や個性の伸長などに資するよう、個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況などの評価）を通じて見取することを工夫することも大切です。

③ 指導と評価の一体化

指導と評価は別物ではなく、指導に生かす評価を充実させることが重要です。指導と評価は一体化していなければなりません。また、評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切です。

④ 目標に準拠した評価による評定

評定は、観点別学習状況の評価と同様で、学習指導要領に示されている目標に準拠し、各教科の学習の状況を総括的に評価するものです。小学校第3学年以上において3段階、中学校や高等学校の必修教科においては5段階で行います。その際、観点別学習状況の評価を、どのように評定に総括するか具体的な方法等については、各学校で工夫します。

イ 評価の実際

① 指導の前

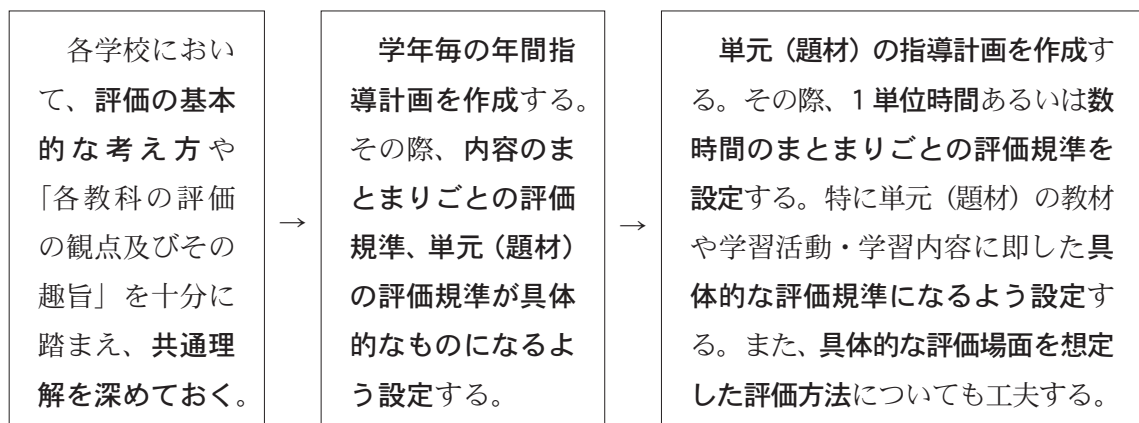
＜単元指導計画は評価計画と一体のものとして作成する＞

診断的評価 …… これから学習する単元・題材に向けての児童生徒の知識・経験、思いや願い、興味・関心等を把握し、指導計画や教材研究、教材準備に役立てます。（アンケート／レディネステスト等）

・ 前述の評価観点から、教科の目標や内容に応じた指導と評価の計画を作成します。

その際、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するために参考となる評価規準の作成や評価方法の工夫が必要となります。

☆評価規準作成の手順の例



- ・評価規準は、「おおむね満足できる」状況(B)について設定します。
- ・保護者や児童生徒に対して、どのような観点や規準、方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を教育活動の計画などとともにあらかじめ説明することも大切です。

【評価規準の例】

中学校 国語 第1学年 4月 単元名「はじめまして ～自己紹介のスピーチ～」

1 単元の目標

- (1) 話す速度や言葉遣いなど話し方に注意して、聞き手にわかりやすく伝わる工夫をする。
- (2) 聞き手と話し手とが交流することによって、伝えあう力を高める。
- (3) 聞き手に自分の気持ちを理解してもらえるような話題を選ぶ。

2 単元の評価規準

* A 「話すこと・聞くこと」の、ア 国語への関心・意欲・態度についての例

内容のまとまりごとの評価規準	単元の評価規準	学習活動における具体的評価規準
・身近な生活における話題について関心をもち、自分の考えを進んで話そうとしたり相手の話を的確に聞き取ろうとしたりとともに、話し言葉を大切にしようとしている。	・自分の考えを進んで話そうとしたり、相手の話を的確に聞き取ろうとしたりしている。	・自分のことを知ってもらうために、工夫して話そうとしたり、相手のことを知るために注意して聞き取ろうとしたりしている。

② 指導過程

- ・単元（題材）評価計画にしたがって、本時の学習では四つの観点の何（と何）をいつ、どこで、どんな方法で評価するかを決定します。そして、実際の授業場面で児童生徒の態度や反応を設定した評価規準に照らして評価し、「努力を要する」状況となるおそれのある児童生徒に対しては、様々な働きかけを行ったり手立てを講じたりする必要があります。

形成的評価…… 学習過程における児童生徒のつまずきや興味・関心など把握し、少し戻ったり、速めたり、指導計画を調整して、個に応じた支援を行います。（観察／机間指導／挙手／小テスト等）

③ 指導の後

- ・観点別学習状況については、評価規準に照らし、児童生徒の学習の実現の程度について、まず「おおむね満足できる」状況（B）か、「努力を要する」状況（C）かを判断します。さらに、「おおむね満足できる」状況（B）と判断されるもののうち、児童生徒の学習の実現の程度について質的な高まりや深まりをもっていると判断されるものを「十分満足できる」状況（A）とします。「努力を要する」状況の評価となった児童生徒に対しては補充的な指導を行います。評価結果は整理し、いつでも取り出せるようにしておきます。
- ・単元（題材）末、学期末、学年末に、累積した評価結果を総括します。
- ・観点別学習状況の評価を基に評定への総括をします。学年末に総括した観点別学習状況の評価結果を総括し評定とする場合や、学期末における観点別学習状況の評価結果から各学期末の評定を行い、その結果を総括し評定とする場合などが考えられます。

総括的評価…… 単元・題材の終了時や学期末に、児童生徒の学習状況を測り次の学習に向けて指導計画を立てます。

(ペーパーテスト／作品／レポート／実技等)

- ・こうした学習の評価を、日常的に通知票や面談などを通じて、児童生徒や保護者に十分説明し共有していくことが大切です。

☆評価方法の工夫と改善のポイントとしては以下のことが考えられます。

(評価を行う時期と場面)

- ・学期末や学年末に偏ることのないよう、単元（題材）ごと時間ごとの分析的な評価を工夫し、学習や指導の改善に役立たせる。
- ・学習の後だけでなく、学習の前や学習の過程の場面での評価を工夫する。

(評価の方法)

- ・ペーパーテスト、ワークシート、学習カード、観察、面接、質問紙、作品、レポート、ノート等からその場面における児童生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択し、ポートフォリオなどにより記録の蓄積に努める。

(児童生徒や外部からの評価)

- ・自己評価や児童生徒同士の相互評価を生かした評価を工夫する。
- ・保護者による評価、教育活動に協力した地域の人々による評価を参考にする。

(8) 研究授業

自分の授業を振り返る目を育てていくためには、多くの優れた授業を見る機会をつくることが大切です。優れた授業を見ることによって、「わかりやすい授業」「児童生徒を生かす授業」「楽しい授業」を成立させている授業のポイントに触れることができます。また、自ら研究授業を行って、先輩の先生方から質問や意見を伺い、自分の指導に生かすことも大切です。一回でも多く研究授業をすることを心がけるようにしましょう。先輩の先生方の授業づくりの視点を学んで、自分の授業を見つめ直すことが、教師としての授業に対する力を付けるための最良の方法です。

研究授業にあたっては、次のようなことに気を配りましょう。

ア 研究授業の目的

研究授業の目的には、二つの側面があります。一つは、自分自身の授業の力量を高めることです。発問や指名のしかた等について、自分自身では気付かない癖や欠けている部分を指摘してもらえます。こうしたことを通して、授業の力量を磨いていきましょう。もう一つは、校内の研究主題に基づいて研究を深めるという側面です。そのために、事前研究会と研究授業後の授業研究会を設定しましょう。事前研究会を行うことで、授業者の思いや願い等の共通理解が得られます。また、授業を参観する視点が明確になり、授業研究会での発言も、より授業者に寄り添ったものになります。研究授業後の授業研究会では、温かい意見、厳しい意見など様々な考えが出てきますが、それらに耳を傾けて、授業をよりよくするための代案を出し合いながら、授業者、参観者ともに充実した研究会にしていけます。

イ 教材研究

指導書や市販の書籍にある通りに授業を組み立てても、必ずしも生き生きとした授業ができるとは限りません。ただし、これまでの先行実践を踏まえ、何らかの新しい問題提起を意識して研究していけば、指導計画を立てる上でも発問を構成していく上でも、多くのヒントが得られます。教科書になぜこのように記されているのか、このような配列になっている意図は何かなどを理解するように努めることが大切です。

そのためにも、まず、指導する単元（題材）について、該当する教科の学習指導要領解説で、目標や学習内容等を確認し、付けたい力や指導事項等を明確にします。そして、研究主題に即して何をどう投げかけ何をどう追究させるのかを吟味し、指導するための言語活動を明らかにしていきます。教材は、言語活動が目的化しないようにしながら、活動を通して指導事項を指導するにはどうするかという見方で、分析し、最終的に選定していきます。また、教材研究は、複数の教員で行うと効果的です。各自のもつ指導のアイディアを出し合い、情報交換をしながらよりよい指導計画を作成することができます。

ウ 児童生徒の実態把握

この教科書をどう教えるかではなく、「この教科書でどう教えるか」という視点が大切です。目の前の児童生徒の実態がこうだから、この教材をこう活用して、こういう力を付けようとするのです。これまでの児童生徒の様子を振り返り、まだ身に付いていない諸能力の中から、本単元で重点的に育成する資質・能力を絞り込んでいくことが必要です。そのためには、教科・領域等の特性に関わる児童生徒の実態とともに、研究主題に関わる実態も明らかにする必要があります。

エ 授業研究会後の自己分析

授業を行う際に、是非ビデオ機器等で記録しましょう。研究仮説を検証する上で必要な場合が多いのですが、それ以外にも、授業研究会後に映像を基に発問や指名、授業の流れ等を詳しく分析することで、研究会で指摘されたことが明らかになったり、今後授業づくりをしていく上での課題が見えてきたりします。

オ 研究授業を参観するにあたって心がけたいこと

自分が研究授業を行うだけでなく、研究授業を参観する機会もあります。研究授業を参観するにあたっては、教師の指導方法や発問や、授業の展開において目に留まりやすい児童生徒の発言を見るだけでなく、そのような児童生徒以外の児童生徒のつぶやきやしぐさ、表情、活動の様子をじっくりと見て取ることを心がけましょう。そして、研究授業後の授業研究会では、授業で見られた「児童生徒が学んでいる姿」から、その児童生徒はどのように考え、どのような学びがあったのかを洞察し、授業者と参観者で共有します。それら具体的な児童生徒個々の姿をもとに、研究授業での成果や課題、次時以降に向けた改善案を出し合う建設的な授業研究会にしたいものです。

2 道徳教育

平成25年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告書では、次のことを指摘しています。

量的課題

- ・歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・他教科に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないか。

質的課題

- ・教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- ・地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ・授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- ・学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

年間35単位時間が確実に確保するという量的確保と、児童生徒一人一人が、答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」への質的転換が求められています。

このため、平成26年2月には文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされ、同年10月に答申が行われました。

この答申を踏まえ、平成27年3月の学習指導要領一部改正から先行実施期間を経て、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」という。）は、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、新学習指導要領の趣旨を踏まえて全面实施されています。

道徳の「特別の教科」化の具体的なポイント

- 検定教科書を導入
- いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

道徳教育は、学校や児童生徒の実態などを踏まえ設定した目標を達成するために、道徳科はもとより、各教科、（小：外国語活動、）総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行う必要があります。その中で、道徳科は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たします。

(1) 小学校・中学校における道德教育

ア 目標について

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方（中：人間としての生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共にによりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性です。道德教育は道德性を構成する諸様相である道德的判断力、道德的心情、道德の実践意欲と態度を養うことを求めています。

○道德的判断力…それぞれの場面において善悪を判断する能力です。つまり、人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力です。的確な道德的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道德的行為が可能になります。

○道 徳 的 心 情…道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことです。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言えます。それは、道德的行為への動機として強く作用するものです。

○道德の実践意欲と態度…道德的判断力や道德的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味します。道德の実践意欲は、道德的判断力や道德的心情を基盤とし道德的価値を実現しようとする意志の働きであり、道德的態度は、それらに裏付けられた具体的な道德的行為への身構えとすることができます。

イ 道德科について

① 目 標

よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中：物事を広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（中：人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

小学校（中学校でも同様に）では、道德教育の目標と道德科の目標を各々の役割と関連性を明確にするため、道德科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道德性を養う」として、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と統一されました。また、従来の道德の時間の「道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」としていたものを、「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改められました。さらに、「道德の実践力」が、具体的に「道德的な判断力、心情、実践意欲と態度」と改められています。

「多面的」とは学習の対象が様々な面を持っていることを、「多角的」とは学習対象を様々な角度から考察し理解することを意味しています。実際の指導に当たっては、「多面的」と「多角的」は必ずしも明確に分けられるものではないため、「多面的・多角的」とひとくくりで示されています。

② 内 容

内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、これまで、

- 「1 主として自分自身に関すること」
- 「2 主として他の人との関わりに関すること」
- 「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」
- 「4 主として集団や社会との関わりに関すること」

の順序で示していた視点を、児童生徒にとっての対象の広がり即して整理し、

- 「A 主として自分自身に関すること」
- 「B 主として人との関わりに関すること」
- 「C 主として集団や社会との関わりに関すること」
- 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

として順序が改められました。

内容の記述に当たっては、その内容項目を概観するとともに、内容項目の全体像を把握することにも資するよう、その内容を端的に表す言葉を付記したものを見出しにして、内容項目ごとの概要、指導の要点が示されています。

この四つの視点は、相互に深い関連をもっています。例えば、

- ・自律的な人間であるためには、Aの視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容に関わり、再びAの視点に戻ることが必要になる。
- ・Bの視点の内容が基盤となってCの視点の内容に発展する。
- ・A及びBの視点から自己の在り方を深く自覚すると、Dの視点がより重要になる。
- ・Dの視点からCの視点の内容を捉えることにより、その理解は一層深められる。

などの関連です。

したがって、このような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければなりません。

従来の道徳の時間との変更内容などは次のとおりです。

校 種		項目数	変 更 の 項 目
小学校	低	16→19	新規：「個性の伸長」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」
	中	18→20	新規：「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」
	高	22→22	新規：「よりよく生きる喜び」 整理統合：「よりよい学校生活、集団生活の充実」
中学校		24→22	分割：「自然愛護」「感動、畏敬の念」 整理統合：「思いやり、感謝」「友情、信頼」「よりよい学校生活、集団生活の充実」

ウ 年間指導計画について

① 意 義

小学校

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画です。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにします。

中学校

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等の年間指導計画との関連をもちながら、生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画です。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、学校独自の重点内容項目や生徒の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年ごとに主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにします。

② 内 容

年間指導計画は、各学校において道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものですが、上記の意義に基づいて、特に次の内容を明記しておく必要があります。

- ・各学年の基本方針
- ・各学年の年間にわたる指導の概要
 - (ア) 指導の時期
 - (イ) 主題名
 - (ウ) ねらい
 - (エ) 教材
 - (オ) 主題構成の理由
 - (カ) 学習指導過程と指導方法
 - (キ) 他の教育活動等における道徳教育との関連
 - (ク) その他

③ 創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきこととして次のことが挙げられます。

- ・主題の設定と配列を工夫する
- ・計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- ・重点的指導ができるように工夫する
- ・各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- ・複数時間の関連を図った指導を取り入れる

- ・特に必要な場合には他学年段階の内容を加える ※小学校のみ
- ・計画の弾力的な取扱いについて配慮する
- ・年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

エ 道徳科の特質を生かした学習指導の展開について

① 学習指導案の内容

道徳科の学習指導案は、教師が年間指導計画に位置付けられた主題を指導するに当たって、児童生徒や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する指導計画です。

学習指導案は、教師の指導の意図や構想を適切に表現することが好ましく、各教師の創意工夫が期待されます。したがって、その形式に特に決まった基準はありませんが、一般的な内容としては次のようなものが考えられます。

主 題 名	原則として年間指導計画における主題名を記述します。
ね ら い と 教 材	年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述します。
主題設定の理由	年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、 ①ねらいや指導内容についての教師の捉え方 ②それに関連する児童生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願いなど ③使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述します。
学 習 指 導 過 程	ねらいに含まれる道徳的価値について、児童生徒が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることなどができるようにするための学習の手順を示すものです。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童生徒の学習活動、主な発問と予想される発言や反応、指導上の留意点などを記述することが多くあります。
そ の 他	例えば、他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述します。

② 学習指導案作成の主な手順

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なりますが、おおむね次のようなことが考えられます。

ねらいを検討する	指導の内容や教師の指導の意図を明らかにします。
指 導 の 重 点 を 明 確 に す る	ねらいに関する児童生徒の実態と、各教科等での指導との関連を検討して、指導の要点を明確にします。
教材を吟味する	教科用図書や副読本等の教材について、授業者が児童生徒に考えさせたい道徳的価値に関わる事項がどのように含まれているかを検討します。
学習指導過程を構 想 す る	ねらい、児童生徒の実態、教材の内容などを基に、授業全体の展開について考えます。その際、児童生徒の反応などを具体的に予想しながら、効果的な展開を構想します。

③ 学習指導案作成上の創意工夫

学習指導案の作成に当たっては、これらの手順を基本としながらも、さらに、児童生徒の実態、指導の内容や意図等に応じて工夫していくことが求められます。特に、重点的な指導や問題解決的な学習を促す指導、体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な教材の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められます。

④ 道徳科の特質を生かした学習指導

道徳科の学習指導過程には、特に決められた形式はありませんが、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われています。このような指導を基本としますが、学級の実態、指導の内容や教師の指導の意図、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなど各段階での多様な工夫をすることが大切です。

導入の工夫	主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に動機付けを図る段階です。具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられます。
展開の工夫	ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめたり、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、道徳的価値や人間としての生き方についての自覚を深めたりする段階です。 具体的には、児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていきます。そこでは、 ・教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かす ・物事を多面的・多角的に考えることができるようにする ・児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解できるようにする などに留意し、児童生徒がどのような問題意識をもち、考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛けます。
終末の工夫	ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認して、今後の発展につなげたりする段階です。 学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられます。

オ 指導の配慮事項について

① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

(中：学級担任の教師が行うことを原則とするが、) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳科は、主として学級担任が計画的に進めるものですが、学校の道徳教育の目標を達成させるために、指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切になります。

○協働的な指導の例

- ・校長や教頭などの参加による指導

- ・他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導
- ・校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導 など

○指導体制の充実により生み出される多様な利点や効果

- ・学校としての道徳科の指導方針が具体化され指導の特色が明確になる
- ・授業を担当する全教師が、児童生徒の実態や授業の進め方などに問題意識をもつことができる
- ・学校の全ての教職員が各学級や一人一人の児童生徒に関心をもち、学校全体で児童生徒の道徳性を養おうとする意識をもつようになる
- ・道徳科の推進に関わる教材や協力を依頼する保護者、地域等の人材の情報が学校として組織的に集約され、それらを活用してねらいに即した効果的な授業が一層計画的に実施されることにつながる

各学校においては、自校の道徳科の実施状況やそこに見られる課題を押さえた上で改善を図り、このような成果が広く生み出されるように、校長の責任と方針の下で道徳教育推進教師を中心として見通しをもった授業の充実を図ることが望めます。

② 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

小学校

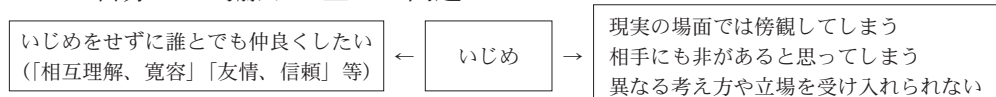
道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。

中学校

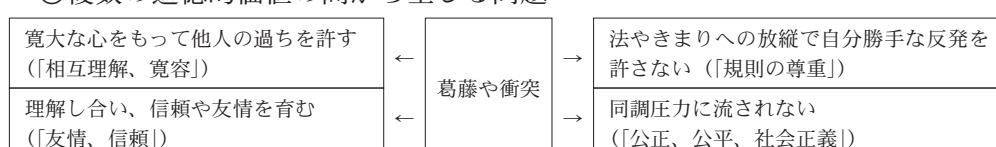
道徳科における問題解決的な学習とは、生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。

問題場面から考える学習の例

○道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題



○複数の道徳的価値の間から生じる問題



カ 道徳科の評価について

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中：物事を広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（中：人間としての）生き方についての考えを深める」という目標に掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められます。

評価の在り方

- 数値による評価ではなく、記述式とすること。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価（※）として行うこと。
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること。

※個人内評価…観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子供たち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの

道徳科において、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童生徒の実態に応じて、教師の明確な意図の下、学習指導過程や指導方法の工夫と併せて適切に考える必要があります。

また、発言が多くない児童生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な児童生徒が、教師や他の児童生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしていたりしている姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する児童生徒の姿に着目することも重要です。

① 評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要です。

- 例
- ・児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積する
 - ・児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積する
 - ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する

なお、こうした評価に当たっては、記録物や実演自体を評価するのではなく、学習過程を通じていかに道徳的価値の理解を深めようとしていたか、自分との関わりで考えたかなどの成長の様子を見取るためのものであることに留意が必要です。

② 必要な配慮

発達障がい等のある児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の

過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められます。

例えば、他者との社会的関係の形成に困難がある児童生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手な字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要です。

そして、評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要です。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要があります。

発達障がい等のある児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障がいにより学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で行い、評価することが重要です。

道徳科の評価は他の児童生徒との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられます。

なお、こうした考え方は、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる児童生徒について、一人一人の児童生徒の状況に応じた指導と評価を行う上でも重要です。

(2) 高等学校における道徳教育

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していきます。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要です。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要です。このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊か

な自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとなっています。

ア 道德教育の目標

小学校及び中学校学習指導要領を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められています。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為する発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

学校における道德教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければなりません。

イ 道德教育推進上の留意事項

道德教育を進めるに当たっては、中学校までの道德科の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められます。その際、高校生という発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての道德教育の重点目標に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切です。その際、小・中学校の道德教育の内容項目とのつながりを意識することも大切です。

どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するのですが、その際には社会的な要請や今日的課題、中学校までの道德科の学習を通じた道德的諸価値の理解についても考慮し、次の①から⑤までについて指導するよう配慮することが求められます。

- ① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする
- ② 生命を尊重する心を育てること
- ③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
- ④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

3 特別活動

(1) 特別活動の基本的な性格

特別活動とは、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体です。また特別活動は、身近な社会である学校において各教科等で育成した資質・能力について、実践的な活動を通して社会生活に生きて働く汎用的な力として育成する教育活動でもあります。したがって社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で、特別活動で身に付けた資質・能力は生かされていくことになります。この人間形成を実践的に統合する全人教育としての役割が、特別活動の基本的な性格です。

(2) 特別活動の目標

小学校・中学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意志決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

高等学校

- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

ア 特別活動における三つの視点

特別活動を指導する上で重要な視点が、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つに整理されています。これらの三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味をもちます。また、三つの視点は相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでもないことにも留意する必要があります。

① 人間関係形成

「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点です。人間関係形成に必要な資質・能力は、集団の中において、課題の発見から実践、振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して、個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられます。年齢や性別といった属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすよう

な関係をつくることが大切です。

② 社会参画

「社会参画」は、よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点です。社会参画のために必要な資質・能力は、集団の中において、自発的、自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられます。学校は一つの小さな社会であると同時に、様々な集団から構成されます。学校内の様々な集団における活動に関わることが、地域や社会に対する参画、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていきます。

③ 自己実現

「自己実現」は、一般的には様々な意味で用いられますが、特別活動においては、集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点です。自己実現のために必要な資質・能力は、自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方生き方を考え設計する力など、集団の中において、個々人が共通して当面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えられます。

イ 目標の構成・趣旨

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動です。冒頭の「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」とは、特別活動の特質である「集団活動」と「実践的な活動」を踏まえた物事を捉える視点や考え方です。

(1)、(2)、(3)は、特別活動を通して育成を目指す資質・能力であり、(1)では「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

(3) 特別活動の教育活動全体における意義

特別活動は、「集団活動」と「実践的な活動」を特質としています。学級や学校における集団は、それぞれの活動目標をもち、目標を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指して協力して実践していくものです。特に、実践的な活動とは、児童生徒が学級や学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味しています。したがって、児童生徒の実践を前提とし、実践を助長する指導が求められるのであり、児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすることが大切です。

(4) 内容相互の関連

特別活動の内容は次のようになります。

小 学 校	中 学 校	高等学校
学級活動・児童会活動 クラブ活動・学校行事	学級活動 生徒会活動・学校行事	ホームルーム活動 生徒会活動・学校行事

特別活動における各内容は、集団の単位、活動の形態や方法、時間の設定などにおいて異なる特質をもっており、それぞれが固有の意義をもつものです。しかし、これらは、最終的に特別活動の目標を目指して行われており、相互に関連し合っていることを理解し、児童の資質・能力を育成する活動を効果的に展開できるようにすることが大切です。

(5) 各活動・学校行事の目標及び内容

ア 学級活動・ホームルーム活動

① 目 標

小学校・中学校

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

高等学校

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 内 容

小学校・中学校・高等学校

- ・ 学級（高：ホームルーム）や学校における生活づくりへの参画
- ・ 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ・ 一人一人のキャリア形成と自己実現

イ 児童会・生徒会活動

① 目 標

小学校・中学校・高等学校

異年齢の児童（中・高：生徒）同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 内 容

小学校

- ・児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営
- ・異年齢集団による交流
- ・学校行事への協力

中学校

- ・生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- ・学校行事への協力
- ・ボランティア活動などの社会参画

高等学校

- ・生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- ・学校行事への協力
- ・ボランティア活動などの社会参画

ウ クラブ活動

① 目 標

小学校

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 内 容

- ・クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営
- ・クラブを楽しむ活動
- ・クラブの成果の発表

エ 学校行事

① 目 標

小学校・中学校

全校又は学年の児童（中：生徒）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

高等学校

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 内 容

学校行事は、5つの活動に分けられています。

行事内容	ね ら い	行 事 名 (例)
儀式的行事	・学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わう ・新しい生活の展開への動機付け	入学式・卒業式・始業式・終業式・開校記念の儀式 等
文化的行事	・平素の学習活動の成果を発表し、向上の意欲を高める ・文化や芸術に親しむ	学習発表会・合唱コンクール・作品展・音楽会・文化祭 等
健康安全・体育的行事	・心身の健全な発達や健康の保持増進などに関心を高める(高：理解を深める) ・安全な行動や規律ある集団行動の体得 ・運動に親しむ態度の育成 ・責任感や連帯感の涵養 ・体力の向上	避難訓練・交通安全教室・運動会・マラソン大会・水泳大会・健康診断 等
遠足(旅行) 集団宿泊的行事	・平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め自然や文化に親しむ ・集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積む	遠足・集団宿泊学習・修学旅行・野外活動 等
勤労生産・奉仕的行事	・勤労の尊さや生産(高：創造すること)の喜びの体得 ・職場(高：就業)体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験 ・ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験	校内美化運動・ボランティア活動・インターンシップ 等

(6) 指導計画作成に当たっての配慮事項

ア 特別活動における主体的・対話的で深い学び

特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすることが求められます。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視する必要があります。

イ 全体計画と年間指導計画の作成

学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように計画することが大切です。

ウ 学級経営の充実と生徒指導との関連

学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ることが求められます。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすることが必要です。

4 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

(1) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の特質

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとし、探究的な学習を実現するため、探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してきました。探究的な学習においては、各教科等で育成を目指す資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなることが大切です。

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせで統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成することが大切です。

ア 学習指導要領における総合的な学習の時間（高：総合的な探究の時間）の第1の目標（以下、「総合的な学習（探究）の時間」という。）

小学校・中学校

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

高等学校

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

イ 目標の構成・趣旨

目標の柱書は、総合的な学習（探究）の時間に固有な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく（高：自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく）ための資質・能力を育成するという、総合的な学習（探究）の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示すものです。

- (1)、(2)、(3)は、総合的な学習（探究）の時間を通して育成を目指す資質・能力であり、

(1)では「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

ウ 各学校において定める目標及び内容

【各学校において定める目標】

各学校においては、学習指導要領における目標を踏まえ、各学校の総合的な学習（探究）の時間の目標を定める。

各学校において定める目標については、学習指導要領の目標及び各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習（探究）の時間を通して育成を目指す資質・能力を示します。

【各学校において定める内容】

各学校においては、学習指導要領における目標を踏まえ、各学校の総合的な学習（探究）の時間の内容を定める。

総合的な学習（探究）の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領に明示していません。これは、第1の目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからです。

総合的な学習（探究）の時間の内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があります。

「目標を実現するにふさわしい探究課題」

目標を実現するにふさわしい探究課題は、探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしく、それらの解決を通して育成される資質・能力がよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくこと（高：自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくこと）に結びついていくような、教育的に価値のある諸課題であることが求められます。

〔例示〕 ○現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題

○地域や学校の特質に応じた課題

○児童生徒の興味・関心に基づく課題

○職業や自己の将来に関する課題（中学校）

○職業や自己の進路に関する課題（高等学校）

「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」

探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化したものであり、生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、教師の適切な指導により実現を目指す資質・能力のことです。教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力としては、それぞれの学習活動との関連において、言語活動を通じて育成される言語能力（読解力や語彙力等を含む。）言語活動やICTを活用した学習活動等を通じて育成される情報活用能力、問題解決的な学習を通じて育成される問題発見・解決能力などが考えられます。

「考えるための技法の活用」

「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、「比較する」、「分類する」、「関連付ける」のように具体化し技法として整理したものです。総合的な学習（探究）の時間が、各教科等を越えて全ての学習における基盤となる資質・能力を育成することが期待されている中で、こうした教科等横断的な「考えるための技法」について、探究的な過程の中で学び、実際に活用することが大切です。

(2) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の構想

【授業づくりの手順】

指導計画を作成する

学校として作成する指導計画

ア 全体計画

学校としてこの時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める目標、及び内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

- ① 必須の要件として記すもの
 - ・各学校における教育目標
 - ・各学校において定める目標
 - ・各学校において定める内容
- ② 基本的な内容や方法等を概括的に示すもの
 - ・学習活動
 - ・指導方法
 - ・指導体制（環境整備、外部との連携を含む）
 - ・学習の評価
- ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの

イ 年間指導計画

各学校で作成した総合的な学習（探究）の時間の全体計画を踏まえ、学年や学級において、その年度の総合的な学習（探究）の時間の学習活動の見通しをもつために、1年間にわたる児童生徒の学習活動を構想して示すものである。

学習の概要を具体化し、単元計画を作成する

単元を計画する際のポイント

ア 児童生徒の関心や疑問を生かした（高：興味・関心等）に基づく単元の構想

- ① 児童生徒の関心や疑問は、その全てを本人が意識しているとは限らず、無意識の中に存在している部分も多いと捉える。
- ② 児童生徒の関心や疑問とは、児童生徒の内に閉ざされた固定的なものではなく、環境との相互作用の中で生まれ、変化するものと捉える。
- ③ 児童生徒にとって切実な関心や疑問であれば何を取り上げてもよいというわけではなく、総合的な学習（探究）の時間において価値ある学習に結び付く見込みのあるものを取り上げ、単元を計画する。

イ 教師が意図した学習を効果的に生み出す単元の構想

- ① 学習の展開における児童生徒の意識や活動の向かう方向を的確に予測する。
 - ・児童生徒の立場で考える。
 - ・複数の教師で予測を行い、意見が異なった点については慎重に検討する。
 - ・可能な限り具体的に即して丁寧に予測する。
- ② 十分な教材研究が必要である。
 - ・できるだけ幅広く、拡散的に思考を巡らせて学習活動を考える。

実践と計画の修正を行う

学習の進展状況をもとに支援と評価を与えながら実践を行います。この時、活動状況に応じて随時計画を修正します。

(3) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の評価

ア 評価の基本的な考え方

総合的な学習（探究）の時間の評価については、この時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、例えば指導要録の記載においては、評定は行わず、所見等を記述することとしています。

イ 評価の方法

総合的な学習（探究）の時間における生徒の学習状況の評価に当たっては、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではありません。児童生徒の具体的な学習状況の評価の方法については、次の三つが重要です。

① 信頼される評価の方法であること

教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められます。

② 多様な評価の方法であること

児童生徒の成長を多面的に捉えるために、多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要です。

③ 学習状況の過程を評価する方法であること

学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切です。

ウ 評価規準の設定方法

具体的な評価については、各学校が設定する評価規準を学習活動における具体的な児童生徒の姿として描き出し、期待する資質・能力が発揮されているかどうかを把握することが考えられます。その際には、具体的な生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが必要です。特に、総合的な学習（探究）の時間においては、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価場面や評価方法を工夫し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることが重要です。

(4) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の学習指導

ア 学習過程を探究的にすること

探究的な学習にするためには、以下のような学習過程を意識することが重要です。

① 【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

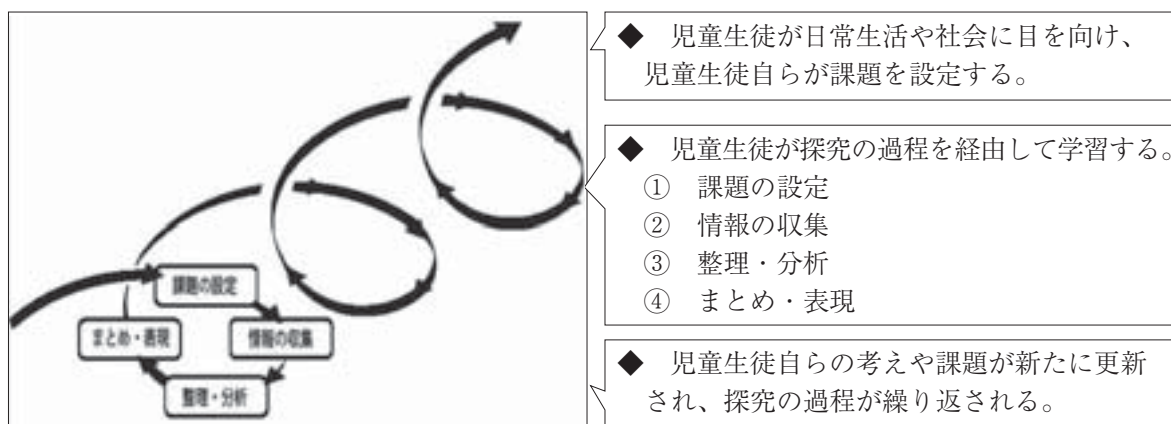
② 【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

③ 【整理・分析】収集した情報を整理したり分析したりして思考する

④ 【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

こうした探究の過程は、児童生徒の学習の姿であり、およそその活動の流れのイメージです。いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することや、一

つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もあります。この探究の過程は何度も繰り返され、高まっていきます。総合的な学習（探究）の時間において「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を重視することは、探究的な学習の過程をより一層質的に高めていくことにほかなりません。



【図：探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

イ 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

総合的な学習（探究）の時間においては、目標にも明示されているように、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要があります。そうすることで、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながります。また、協働的に学ぶことにより、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにもつながります。具体的には、以下のような場面と児童生徒の姿を想定することができます。

① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ

体験活動では、それぞれの児童生徒が様々な体験を行い多様な情報を手に入れます。それらを出し合い、情報交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりして、課題が明確になっていく場面が考えられます。

② 異なる視点から考え協働的に学ぶ

物事の決断や判断を迫られるような話し合いや意見交換を行うことは、収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして考えることにつながります。異なる視点からの意見交換が行われることで、互いの考えが深まります。

③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ

一人でできないことも集団で実現できることは多くあります。児童生徒同士で解決できないことも地域の人や専門家などとの交流を通じて学んだことを手掛かりに学ぶこともできます。また、地域の大人などとの交流は、児童生徒の社会参画の意識を目覚めさせます。

④ 主体的かつ協働的に学ぶ

①～③で示したように、協働的に取り組む学習活動においては、「なぜその課題を追究してきたのか(目的)」、「これを追究して何を明らかにしようとしているのか(内容)」、「どのような方法で追究すべきなのか(方法)」などの点が生徒の中で繰り返し問われることとなります。このことは、生徒が自らの学習活動を振り返り、その価値を確認

することにもつながります。協働して学習活動に取り組むことが、生徒の探究的な学習を持続させ発展させるとともに、一人一人の生徒の考えを深め、自らの学習に対する自信と自らの考えに対する確信をもたせることにもつながります。学級集団や学年集団を生かすことで、個の学習と集団の学習が互いに響き合うことに十分配慮し、質の高い学習を成立させることが求められます。

(5) 各教科等と「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の関連

他教科等及び総合的な学習（探究）の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることが必要です。身に付けた資質・能力は、当初学んだ場面とは異なる新たな場面や状況で活用されることによって、一層生きて働くようになります。こうした資質・能力の獲得のためには、総合的な学習（探究）の時間の中で、探究的な学習の過程において、各教科等で身に付けた資質・能力や、それまでの総合的な学習（探究）の時間において身に付けた資質・能力を相互に関連付けるような学びの展開が重要です。

一方、総合的な学習（探究）の時間で身に付けた資質・能力を各教科等で生かしていくことも大切です。総合的な学習（探究）の時間の成果が、当該学年はもとより先の学年における各教科等の学習を動機付けたり推進したりすることも考えられます。各教科等と総合的な学習（探究）の時間とは、互いに補い合い、支え合う関係であることを理解することが大切です。

5 外国語活動

社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、学校教育において外国語教育を充実させることが重要な課題となっています。こうした状況を受け、平成20年3月の小学校学習指導要領の改訂に伴い、小学校高学年に「外国語活動」が新設され、平成29年3月に告示された小学校学習指導要領では、中学年に「外国語活動」が導入されることになりました。

「外国語活動」が目指すものは、外国語を通してコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することです。音声面を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めていけるようにします。

(1) 教育課程上の位置付け

- ① 外国語活動として、第3学年及び第4学年で、年間35時間の授業時数を確保します。
- ② 英語を取り扱うことを原則とします。

(2) 目 標

第1 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目 標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

外国語活動における「主体的・対話的で深い学び」

児童が「面白そう。」「やってみたい。」と心躍らせ、「思考している」「思考が活発になっている」状態が主体的に学びに向かっている時です。また、気付きの共有や互いの気持ちや考えを伝え合う言語活動を通して、多様な見方に触れ、それらを認め合う大切さを体験的に学んだり、新たな発見をし、自分や他者への理解を深め、自分の考えを広げたり深めたりすることが対話的な学びと言えます。そして、単元を通した一連の過程（目的、場面、状況が明確な中で、新しい語や表現に順次出会い、それらに慣れ親しむコミュニケーション

ン活動を通して自他への理解を深め、毎時間の振り返りにより自身の学びや課題を自覚し、それまでに得られた知識及び技能を、終末の活動で実際に活用する等）において、児童は自分の思いや考えを深めたり更新したり、自ら考え判断し課題を解決しようとしたりする中で、必要な言語材料を選び、相手に伝わるように思考し工夫しながら表現するなどして言語材料の知識・技能を確かなものとし、「深い学び」が実現されていくのです。

(3) 内容と指導上の留意点

「新学習指導要領 第2節 2内容」に、「知識及び技能」の内容として「英語の特質等に関する事項」が、「思考力、判断力、表現力等」の内容として「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」が、さらに「言語活動及び言語の働きに関する事項」が示されています。指導の際の主な留意点は次のとおりです。

〔知識及び技能〕

「英語の特徴等に関する事項」について

実際に英語を用いた言語活動を通して、主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ったり、言語や文化について理解したりできるようにします。体験的に身に付けられるような指導を行います。

〔思考力、判断力、表現力等〕

「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」について

具体的な課題等を設定し、伝え合う目的や必然性のある場面でのコミュニケーションを大切にします。目的、場面、状況などに応じて、自分の気持ちや考えを表現できるように授業づくりを行います。

「言語活動及び言語の働きに関する事項」について

言語活動に関する事項

児童が外国語活動において初めて英語に触れることを踏まえ、まず聞く活動を十分に設定することが大切です。

言語の働きに関する事項

ここでは「言語の使用場面」や「言語の働き」が具体的に示されています。言語の使用場面の設定や、言語の働きを意識した指導を行う際の手掛かりとなります。

(4) 指導計画の作成について

ア 児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、単元などの内容や時間のまとまりを見通して指導計画を作成する。教師が単元終末段階の児童に望む具体的なイメージをもち、単元を見通した課題設定をする。

イ 児童の実態や地域の実情に応じて、各学校が主体的に学年ごとの目標を定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現が図れるように配慮する。

ウ 英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、英語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活に関わる活動を中心に、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うことが重要である。

エ 児童が進んでコミュニケーションを図りたいと思うような、興味・関心のある題材や

活動を扱うことが大切である。他教科等の学習の成果を外国語活動の中に適切に生かすため、相互の関連について検討し、指導計画に位置付けるようにする。

オ 外国語活動を通して、様々な国と我が国の生活や文化の共通点や相違点に気付くようにし、言語や文化に関心をもち、尊重できる態度を養うようにする。

カ 一人一人の児童の障がいの状態や発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

キ 学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成する。授業ではネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人々の協力を得る等、指導体制を充実させ、指導方法の工夫を図る。

(5) 内容の取扱いについて

ア 英語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する。

イ 文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いる。

ウ コミュニケーションを支えるものとしてジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させる。

エ 目指す資質・能力の育成に向け、ペア・ワークやグループ・ワークなどの学習形態を適宜工夫する。

オ 児童の興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう、視聴覚教材などを有効活用し、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図る。

カ コミュニケーションを行う目的、場面、状況や、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確にすることにより、児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりできるようにする。

(6) その他

文部科学省から様々な資料等が提示されているので十分に活用してください。

6 ICTの効果的活用

ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のことを指します。

経済・社会、生活・文化のあらゆる場面で情報化が進展する中で、情報や情報手段を適切に活用できる能力がすべての国民に必要とされています。学校においても同様であり、児童生徒の情報活用能力の育成とともに、各教科等におけるICTの効果的な活用が求められています。

ICTを活用するための基本的な知識と技能は、教師にとって校種・教科を問わず必要な基礎的資質の一つになっています。

(1) 教育の情報化

「教育の情報化」は、教育の質の向上を目指すものとして、次の三つから構成されています。

ア 情報教育……………子供たちの情報活用能力の育成

イ 教科指導におけるICT活用……………各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用

ウ 校務の情報化……………教員の事務負担の軽減と子供と向き合う時間の確保

(2) 情報活用能力の育成

情報活用能力とは、「情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質」のことで、次のア～ウの三つの観点から構成されています。これらは、それぞれが独立したものではなく、相互に関連付けて、バランスよく身に付けさせることが重要です。

ア 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

イ 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱って、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

ウ 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けました。また、小学校においてもプログラミング教育を導入し、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとしました。

(3) 教科指導におけるICT活用例

ア 学習指導の準備と評価のための教員による活用例

- ・授業での教材提示の仕方を検討し、提示のタイミングや見せ方を工夫する。
- ・授業で活用する写真や動画をデジタルビデオカメラ等で記録する。
- ・収集した資料を加工・編集して、提示用のプレゼンテーション資料を作成する。
- ・成績処理や評価を行う際に、表計算ソフト等を活用する。

イ 授業での教員による活用例

- ・教科書の挿絵や写真を実物投影機等で拡大表示し、興味関心を高める。
- ・模範動作や自分の動きの映像をプロジェクタ等で拡大表示し、課題を明確にする。
- ・Web上のデータや画像をプロジェクタ等で拡大表示し、思考や理解を深める。
- ・課題を次々に提示するフラッシュ型教材を活用し、知識の定着を図る。

ウ 児童生徒による活用例

- ・インターネット等を活用し、学習に必要な情報を選択・収集する。
- ・授業で学習したことや調査結果をワープロソフト等で文章にまとめる。
- ・文章や図・グラフ等をプレゼンテーションソフトで資料にまとめ、発表する。
- ・学習用ソフトウェアのドリル教材を活用し、繰り返し学習や個別学習を行う。

I C Tを活用した音声・画像・動画などのデジタルコンテンツやインターネット等の情報通信ネットワークを学習活動に活用する際は、著作権や個人情報保護についても十分に理解しておくことが大切です。(→「VII-4 教育情報の管理と配慮事項」で詳述)

(4) 学校における情報モラル教育

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」(「高等学校学習指導要領解説情報編」平成22年1月)のことであり、その範囲は以下のように多岐にわたっています。

- ・他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つこと
- ・危険回避など情報を正しく安全に利用できること
- ・I C Tなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

情報モラル教育を行うに当たり、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要です。学校全体で体系的な指導計画を作成し、授業の中で情報モラルの視点をもった学習活動に取り込むことが大切です。児童生徒同士で討論することや、インターネットで実際にあるいは擬似的に操作体験をしたり調べ学習をしたりすることを通して、「情報モラルの重要性を実感できる授業」を実践する必要があります。校種ごとの学習活動の例を以下に示します。

〈小学校、特別支援学校小学部〉

- ・情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ・情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動

〈中学校、特別支援学校中学部・高等部、高等学校〉

- ・ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動
- ・ルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考えさせる学習活動
- ・知的財産権などの権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動

(5) 校務の情報化への活用

校務として作成しなければならない書類等は多岐にわたり、その管理についても十分な対処が必要になります。そこで、校務に関する情報を電子化し共有することにより校務の効率化が進み、ひいては児童生徒と向き合う時間の確保が期待できます。

情報の一元管理による校務の効率化を進める際には、情報セキュリティの確保が重要となります。電子媒体に記録された情報は複製が容易であることや、断片的な情報を集積することで、その扱いによっては大きな問題を生じることがあります。特に、児童生徒の成績や家庭状況等のプライバシーに関する情報については、個人情報の保護という観点から、十分に配慮した取扱いが必要になります。

(6) ICT機器利活用に係る基本ルール

教職員がスマートフォンやパソコン等のICT機器を校務及び個人的に活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながります。信頼される学校教育を推進する観点から、県教育委員会では、私用で機器を扱う際も含めて、教職員として特に守るべき基本ルールとして「教職員のICT機器利活用に係る基本ルール」（平成27年10月）を設けました。その一部を以下に示します。

ア メール（電子メールやSNSなど）の利活用に係る基本ルール

- ・児童生徒や保護者との私的なメールは行わない。生徒指導、教育相談はメール以外の手段で行い、必ず組織で対応する。
- ・部活動の連絡等、公務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行う。

イ ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- ・SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を持って行う。
- ・SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意する。

ウ 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- ・授業では原則、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しない。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- ・不適切かつ不要な情報が提示されることがないように、授業での活用時には事前のチェックを確実に行う。

エ 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- ・著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わない。
- ・学校ホームページ等に児童生徒の画像を載せる際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に行うこと。また、その手続きを常に確認する。

(7) ICTを活用し指導できる教員を目指して

文部科学省では、毎年、すべての教員に対して「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を実施しています。この調査において、本県のICT活用指導力についての調査結果は、すべての項目で「わりにできる」・「ややできる」と答えた割合が全国平均を上回りました。しかし、同時に行われた学校におけるICT環境の整備状況の調査結果では、山形県内でも市町村によって、ICT環境の整備状況に大きな差が生じていることから、ICT機器を活用し指導できる能力についても、地域差が生じている可能性があると考えられます。授業の中でICT機器の有効利用は進んできているものの、今後も教員のICT活用の指導力の向上に努めていく必要があります。

（参考：「教育の情報化に関する手引き」平成22年10月 文部科学省）

7 探究型学習

21世紀の社会は、「変化が激しく、身に付けた知識・技能がすぐに陳腐化してしまい、新しい課題や変化に対応する力が必要な社会」であり、その傾向は、ますます強まっています。そうした社会では、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことが必要と考えられています。そこでこのような資質・能力を育成するために、本県では「探究型学習」に取り組んでいます。

「探究型学習」とは、「自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習」のことです。「課題の設定」「情報収集（文献・教材・資料の調査・フィールドワーク、実験、観察等の活動）」「整理・分析」「まとめ・表現」という一連の探究活動のプロセスに、児童生徒が主体的・協働的に参加することを通して、知識・技能と学び方をバランスよく習得させながら、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てていくことのできる多様な学習方法・形態の総称です。「探究型学習」で育成を目指す資質・能力は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善で育成を目指す資質・能力と同じです。

(1) 「探究型学習」のねらい

ア 児童生徒の確かな学力を育成する

「総合的な学習（探究）の時間」や各教科・科目等において、主体的・協働的な学びによる課題解決学習を通して、基礎的な知識・技能の習得にとどまらず、教科の枠にとらわれずに知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に学習に取り組む態度を育成することをねらいとします。

イ 教員の指導力を高める

- ① “教育山形「さんさん」プラン”による少人数学級の利点を生かし、「担任力」を基盤として、個々の能力を最大限に伸ばす指導力を身に付けることをねらいとします。
- ② 教員が自ら探究的に教材研究を行い、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を鍛え、主体的・協働的な学びが展開できる単元や授業をデザインする「実践的指導力の向上」をねらいとします。

(2) 「探究型学習」を進める上で重視すること

ア 単元の構想において

① 一人ひとりの学びを見つめ、学ぶ側の思考を思い描くこと

教師は、児童生徒の実態と、育成を目指す資質・能力のバランスと調和を考えて単元を構想するようにします。

一連の探究活動のプロセスは、児童生徒が学びを進めていく姿をイメージしたものです。教師は、児童生徒の思考に寄り添いながら、探究活動の中で実際に行うであろう児童生徒の自然な思考を思い描き、ときには、プロセスの順序を前後させたり、一つの活動の中に複数のプロセスを一体化させたりするなどして、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせ、主体的・協働的に学ぶことのできる単元を構想していくことが必要です。

② 教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

これからの時代に求められる資質・能力を育むためには、各教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体でカリキュラム・マネジメントに取り組んでいくことが大切です。学校として育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各教科等や学年で育成を目指す資質・能力を具体的に捉え、そのつながりを考えていく必要があります。

山形県教育委員会では、育成を目指す資質・能力の中でも特に思考力・判断力・表現力等の育成を図る上で、それらをより具体的に捉えるために、思考の傾向を3つの

思考の場面として設定しています。また、設定した思考の場面で発揮させたい各教科等の「思考力・判断力・表現力等」と関わりの深い子どもの思考を「思考の素」としてまとめました。新学習指導要領解説総合的な学習（探究）の時間編に示された「考えるための技法」を、より詳細にしたものと言えます。

思考の素は、課題解決の際に汎用的に働くものであり、学習の基盤となる資質・能力の一部と考えられます。思考の素を自在に働かせることができるようにするためには、活用する場面を数多く設定し、経験させていくことが必要です。

思考の素と、各教科等で育成を目指す資質・能力の関連を捉え、教科等横断的な視点に立った授業づくりを心がけましょう。

思考の場面	説 明	思考の素 (子どもの思考)
広げながら考える	視点を増やしたり、視野を広くしたりして、ものごとに対する自分の見方や考え方を広げながら考える。	見通す 拡張する 比較する 関連付ける
深めながら考える	視点を定めたり、焦点を絞ったりして、ものごとに対する自分の見方や考え方を深めながら考える。	順序付ける 批判する 焦点化する 変換する
組み立てながら考える	自分で視点を見出したり、根拠を挙げたりして、ものごとに対する自分の見方や考え方を、筋道立ててまとめながら考える。	内省する 抜き出す 関係付ける など

※詳細については、「平成27年度『探究型学習プロジェクト事業（1年次）』研究報告書」「平成30年度探究型学習の推進 山形県学力等調査『分析と活用』」（山形県教育委員会発行）参照

イ 授業の実践において

① 児童生徒が、各教科・科目等の学ぶ楽しさやよさを実感できること

児童生徒が、直面している問題を自分のこととして捉え、「やってみたい。」「学習した～が使えるかな。」「～ができるようになりたい。」などと思えることが大切です。そのためには、児童生徒の興味・関心を把握した上で、一人ひとりの個性に応じた多様で質の高い学びにつながる問いを引き出し、課題として共有することが大切です。

課題の解決に向けた見通しをもたせるにあたって、これまでの授業で身に付けた知識や技能を想起させ、活用できるようにすることは、知識・技能の確かな定着と、学ぶ楽しさやよさの実感へとつながります。

② 児童生徒が、「何をどのように考えればよいか」を具体的にイメージできること

児童生徒が、課題解決のために思考・判断・表現する際に、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせることは、深い学びの実現につながります。課題解決における思考の場面で、児童生徒に育みたい思考力・判断力・表現力等が、どの思考の素と関わって構成されているのかを考えることで、児童生徒の思考をきめ細かに捉えることができます。

教師が思考の素を意識し、児童生徒の学びの方向性を捉えた上で、各教科等の特質に応じた見方・考え方が十分に発揮されるような問い返し、児童生徒の思考のつなぎ、見守りなど、教師の出と待ちを考え、実践することは、児童生徒の主体的・協働的な学びにつながります。

③ 児童生徒が、自己変容の自覚と次の学びへの意欲をもてること

振り返りを通して、「～がわかった。」「～に使えるそうだ。」「～をもっと考えたい。」といった達成感や有用感、次の学びへの意欲をもてるようにすることが大切です。そのためには、学んだことや課題解決のプロセス、自己の変容などを自分なりの言葉で表現させていくことが必要です。

児童生徒が、自らの学びを意味付けたり価値付けたりできるよう、意図的・計画的に振り返る場面を設定することは、有用感を高め、家庭学習や次の学びへと向かう意欲につながります。

V 生徒指導と学級経営

1 生徒指導

(1) 生徒指導の基本的な考え方

ア 生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

イ 自己指導能力の育成

自己指導能力とは、日常生活の様々な場面において、どのような選択が適切であるかを自分で判断して実行し、その結果についても自分で責任を負うことのできる能力のことです。

自己指導能力の基盤として、他者からの影響を受けて行動するのではなく、自らの思いや判断に基づいて行動したり、他者への依存を絶って自らの考えと責任において行動したりする資質が求められます。そのためには、児童生徒一人一人に自由と安全な環境と、挑戦意欲を引き出す自己決定の場の設定が必要です。

一方、自分の欲求や衝動に従った行為・行動が自身の本意とする結果になるとは限りません。必要に応じて自らを抑えたり、計画的に行動することを促したりする資質も重要です。児童生徒との信頼関係を基盤とした、教師による指導援助が内面化し、一人一人の自律的な行動ができる資質を育てていきます。

ウ 三つの人間観

① 「内在的な価値をもつ存在」としての人間観

表面的には問題と思われる言動をとる場合でも、根底にはよりよく生きたいという願いがあります。人は誰でもよくなろうとする意欲と力をもっている存在であるという捉え方が大切です。

② 「主体的な存在」としての人間観

自己実現に向けて、生き方・在り方を決定し、行動し、それらのことについて責任をとるのは、児童生徒自身です。児童生徒一人一人を主体的な存在として捉えます。

③ 「独自の存在」としての人間観

生徒指導は、児童生徒の人格の完成を目指すものです。児童生徒一人一人を唯一無二のかけがえのない存在として捉えることが大切です。

エ 生徒指導の三機能

生徒指導は児童生徒の意欲や関心を高めたり引き出したりする機能をもっています。教育活動（各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など）のあらゆる場面で次の三つを意識した指導を意図的・継続的に行うことが、自己指導能力を育みます。

① 児童生徒に自己存在感を与える。

児童生徒の独自性や個性を尊重し、一人一人が自己の存在感や有用感を実感できるように配慮し工夫することが大切です。人から認められ、人の役に立つという体験は、児童生徒にとって大きな自信となり、次なる積極的な行動につながります。

② 共感的な人間関係を育成する。

教師と児童生徒及び児童生徒同士が互いに心を開き合い、尊重し合う人間関係を築くことで相互理解が深まり、自己受容が促進されます。

③ 自己決定の場を与える。

児童生徒が判断し、決定し、実行するという活動や経験の場をできるだけ多く設定するとともに、努力の過程を認め励ますことで、新たな課題に取り組む意欲を引き出します。

オ 効果的な生徒指導のために

① すべての教師がすべての機会に行う。

生徒指導は、すべての教師がすべての児童生徒を対象に、教育活動のすべての機会を生かして行われるものです。教師が一人で抱え込んだり、生徒指導担当に任せてしまったりすることなどがないようにしなければなりません。

② 生徒指導計画と組織をつくる。

学校全体としての指導の重点や方針を明確にするための生徒指導計画や組織をつくり、いつどのような指導を行うかについて共通理解を図ります。

③ 積極的に研修する。

教師自身が絶えず研究と修養に努め、研修会に参加したり、研究を積み重ねたりするなど、時代や社会の変化に即応した生徒指導を学び、研鑽することが大切です。

(2) 日常の生徒指導

ア 学級（ホームルーム）経営における生徒指導

学校における児童生徒の人間形成・成長発達には、その大部分が、学級（ホームルーム）を中心とする生活の中で行われます。担任は、学級活動その他あらゆる日常の機会を通じて、計画的に生徒指導を推進する中心的な存在です。そこで担任は、次のことに留意しながら学級経営に当たる必要があります。

① 児童生徒理解の場としての学級経営

児童生徒一人一人の資質を伸ばすには、個々の能力、適性等についての正しい理解が必要です。学級担任は、児童生徒と触れ合う機会に最も多く恵まれているとともに、家庭環境、学校における人間関係など多くの情報を得る立場にあり、それを生かして児童生徒の理解を深めます。なお、知り得た秘密の保持について、十分配慮する必要があります。

② 居場所づくりとしての学級経営

学級には、集団に不適應感を覚え、人とうまくかかわれない児童生徒がいます。共感的な人間関係を育成し、安心して生活できる心の居場所づくりを進めていきます。

③ 自発的・自治的な活動の場としての学級経営

学級は、集団生活を営んでいくときに生じる問題の解決や、様々な役割の分担・処理など、集団生活の向上のために協力し合う自発的・自治的活動の場でもあります。児童生徒一人一人を尊重し、集団への所属感や連帯感が高まるよう配慮して学級経営を行うことで、自主的な態度が育成されます。

④ 家庭と連携した学級経営

家庭環境は、児童生徒の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼしています。児童生徒を理解し指導していくには、家庭をよく理解する必要があります。担任は、家庭と

の直接的な窓口であり、その中心的な役割を担わなければなりません。適切な情報を提供し、保護者の話に十分耳を傾けるなど、良好な人間関係を基盤としながら、相互理解と協力を深めていくことが大切です。

イ 教科における生徒指導

一日の学校生活の中で、児童生徒が教師と触れ合う時間の多くは、教科学習の場です。教科指導に生徒指導の機能を生かすことで学習への意欲が育ち、学習指導の成果を上げることにつながります。次の点を大切にして教科指導を行います。

- ① 授業の場で児童生徒に居場所をつくる。
- ② 分かる授業を行い、主体的な学習態度を養う。
- ③ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ④ 言語活動を充実させ、言語力を育てる。
- ⑤ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

(3) 児童生徒理解

ア 基本的な考え方

- ① 教育は、児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わる。
理解なしの指導は、徒労に終わるばかりでなく、児童生徒や保護者の心を傷つけ、教師との関係を悪化させ、教師不信、学校不信につながることがあります。
- ② 行動の背後にあるものを理解しようとする態度を持つ。
児童生徒の行動は、様々なことが相互に関連し合っています。行動の背後にある見えない部分を理解するよう努めることが必要です。
- ③ 内面（感情や気持ち）の理解を大切にする。
最初から教え諭そうとする、いわゆる訓育的な指導姿勢ばかりが前面に出てしまうと、児童生徒は悩みや本心を語らなくなります。児童生徒の言葉に真剣に耳を傾けながら、「寄り添いの姿勢」で接することが大切です。
- ④ 安心して何でも言える関係をつくる。
児童生徒は、教師に分かってもらえていると感じれば安心して本音を語り、受け入れられた喜びを実感し、ますます自分を語るようになります。何よりも、児童生徒と教師との普段のかかわりによる信頼関係の構築が大切です。

イ 児童生徒理解の方法

- ① 観察法
児童生徒の個別的理解の促進を目的とします。言語的側面だけでなく、表情や姿勢などの非言語的側面、話をしている時に視線を交えることができるかなどの社会的側面、挨拶や会話時の気持ちが通じ合うかなどの情緒的側面についての資料を収集します。
- ② 面接法
児童生徒との面接では、指導を主たる目的とする場合と、理解を主たる目的とする場合とに分かれます。後者の面接では、対面のコミュニケーションをとりながら、知識、要求、考え、悩み、性格などの資料を収集します。
- ③ 質問紙調査法
児童生徒の特性を平均的な傾向と比較しながら理解することを目的としています。

教師が必要に応じて作成する場合と、既成の質問紙で妥当性や信頼性が確かめられているものを用いる場合があります。

④ 検査法

標準化された検査を用いて、児童生徒の能力、性格、障がいなどを把握することを目的とします。

- 知能検査（個別式知能検査、団体式知能検査）
- 人格検査（質問紙法、投影法、作業法）
- 神経心理学検査（発達障がいにかかわる諸検査）
- 学力検査（各教科）

⑤ 作品法

各教科等の作品や運動能力、自己表現(日記、作文等)を通して児童生徒の理解を図ります。

⑥ 事例研究法

児童生徒の蓄積された事例（日々の観察記録、面接記録、調査結果、他の機関などからの情報）を基に理解を深めていく方法です。

ウ 保護者からの資料収集

保護者を通して児童生徒理解につながる資料を収集する際は、面接法が多く用いられます。保護者の話を十分傾聴し、信頼関係をつくることが大切です。

エ 児童生徒理解の留意点

客観的、多面的、正確な児童生徒理解を図るために、目的に応じて複数の方法で複数の教師が、複数回資料を収集することが大切です。そうした上で組織的な情報共有・分析を進め、児童生徒理解を深めて適切な対応につなげていきます。

(4) 教育相談

ア 基本的な考え方

学校における教育相談は、児童生徒が自らの内に持つ力によって自己変容していく過程を援助し、一人一人のよりよい成長を図ることを目的に行われます。

イ 教育相談の方法

教育相談は、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が児童生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かすことが大切です。教育相談には、児童生徒のニーズに合わせて次の三つの段階があります。

① 一次的援助（開発的教育相談）

児童生徒の人間関係づくりや進路指導など、すべての児童生徒が持つ発達上のニーズに対応する援助のことです。

② 二次的援助（予防的教育相談）

休みがちである、不安を抱えている、心配な行動が見られるなど、指導上配慮を要する児童生徒への援助のことです。児童生徒の気になるサインをいち早く察知し、問題行動や不適応を未然に防ぐため、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力しながら、複数の教員が連携して対応します。

③ 三次的援助（問題解決的教育相談または治療的教育相談）

不登校やいじめ、問題行動など、特別な対応が個別に必要な児童生徒に対する援助

のことです。教員間の連携はもちろん、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは専門機関との連携も積極的に図ります。

ウ 教育相談の進め方

① 児童生徒との信頼関係を築く。

「私の身になって聴いてくれる先生」だと児童生徒が感じることで、信頼関係は深まります。そのためには、心を傾けて相手の気持ちや願いを聴くこと、原因探しをするより解決の仕方を一緒に考えていくことなどが大切です。

② 児童生徒に積極的な関心を持ち、理解に努める。

小さなサインを見逃さず、言葉や行動の背景にある気持ちに思いを寄せ、児童生徒の理解を深めることが大切です。

③ 児童生徒とのかかわりについて、振り返る。

教師の言葉や行動が、どのように児童生徒に届いているのか考え、声や目をかけることで、より効果的な指導・援助ができます。

④ 児童生徒の話を能動的に聴く。

児童生徒の気持ちに添って積極的に反応することで、気持ちをどんどん引き出すことにつながります。主なスキルは、次のとおりです。

○うなずき……聴き手が聴いていることを動作で示すと、話し手が安心して話しやすくなる。

○エコー……聴き手が話し手の言葉を同じように繰り返すことで、話し手自身がその考え方を、深く見つめることができる。

○支持……話し手の言葉に対し、聴き手が共感する言葉を積極的に示すことで、話し手の心の中に自信が生まれる。

エ 学級（ホームルーム）担任による教育相談

学級（ホームルーム）担任は、児童生徒にとって最も身近な存在です。日常の触れ合いを通して相互理解が深められ、幅広い相談活動が可能です。また、得られた情報をもとに、秘密保持に留意した上で学級経営に生かしていくことができます。

○代表的な相談形態

・個別相談	・グループ相談	・チーム相談	・呼び出し相談	・チャンス相談
・定期相談	・自発相談	など		

オ 保護者との教育相談

悩みや問題をもつ児童生徒の保護者の中には、学校から適切な助言を得たいと思う反面、家庭の中のことを指摘されたくないという複雑な気持ちを抱く方もいます。保護者が子供に対して抱く深い愛情をよく理解し、保護者の気持ちを受容しながら、じっくり耳を傾け、共感的な態度で聴くことが大切です。

カ 他の職員との連携の在り方

効果を上げるためには、学級担任と学年担任団、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携が不可欠です。

① ケース会議の実施

事例について話し合うことは、他の教師からの助言や示唆による新たな事実の発見、

違った視点での捉え方など、全職員の共通理解を深めることにつながります。

② 養護教諭との連携

保健室は、児童生徒にとって受容的な空間であり、本音を語りやすい場であることから、養護教諭と連携することにより、より効果的な相談が可能になります。

③ 秘密の保持と校内連携

児童生徒は秘密が守られるという教師との信頼関係によって、自由に安心して話をしてくれます。したがって、秘密を他の教師に話さなければならない場合は、本人の了解を得た上で慎重に進める必要があります。

④ 関係機関との連携

必要に応じ、県教育センターや市町村教育相談窓口、児童相談所、発達障がい者支援センター、精神保健福祉センター、警察、医療機関等と連携して進めます。

(5) 問題行動の理解と対応

ア 問題行動の捉え方

児童生徒の問題は、広義には「発達や社会適応の面から見て、問題となる行動」と捉えることができ、次の二つを含んでいます。

○社会的に好ましくなく、家庭や学校、地域で問題となるような行動

○発達視点から見て、年齢に応じた発達を示していないため、現在及び将来の社会生活への適応が困難になると予想されるような行動

問題行動という概念は普遍的なものでなく、見る人の立場、役割、価値基準などによって変化します。児童生徒の「問題行動」に対しては、「その行動を通して何を訴えているのか」、その行動の背後にあるものを捉えようとする姿勢が大切です。

イ 問題行動の特質

人間が生活していく上で、欲求が常に充足されるとは限りません。欲求不満に耐える力が弱く、正しい解決ができない場合は、不適応行動となって現れます。

児童生徒の不適応の現れ方を便宜上「反社会的問題行動」（外側への反抗）と「非社会的問題行動」（内側への逃避）とに区分しています。しかし、これは不適応の表面化した兆候上の違いであって、本質的な差異を示すものではありません。

生徒指導に当たる者は、表面に現れた問題行動のみに目を奪われることなく、問題行動を起こす児童生徒の本質的な問題に目を向けていく必要があります。

ウ 問題行動への対応

① 問題行動を起こした児童生徒への対応

(ア) 発見者による対応

軽微または一時的な問題行動は、その場での対応や説諭で効果が上がります。問題行動の内容や程度によっては、その場での対応の他、校長及び教頭、学年主任、学級（ホームルーム）担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭に報告・相談をします。また、必要に応じて全職員に周知します。

(イ) 学校としての対応

○本人に対する対応

問題行動を起こした児童生徒に対しては、あくまでも教育的な見地に立って対

応することが大切です。学校の体面にこだわったり、他の児童生徒への悪い影響を過大視したりして、配慮に欠けた性急な対応をとることがないように注意する必要があります。組織として方針を話し合い対応していくことが大切です。また、家庭との連携や協力は不可欠です。

○他の児童生徒に対する対応

問題行動が与える影響が大きいと判断されるときには、適切な時期に他の児童生徒に対しても指導する必要があります。その場合は、どんな指導をどこまでするか十分検討します。

② 問題行動防止のための計画

学校の全体的な生徒指導計画の一環として、実情に即した具体的な問題行動防止の計画を立てて推進することが大切です。また、問題行動の対策は個々のケースで違うので、児童生徒の生活状況に関する情報交換や様々な事例の研修会などを計画的に実施することも必要です。

③ 関係機関との連携

外部の相談機関や医療機関、警察、児童相談所などと連携を取りながら対処しなければならない場合があります。関係機関の目的や機能をよく理解した上で連携を図ります。その際、関係機関に任せておけばよいという考えに陥らないようにする必要があります。また、校区内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、地域の子供育成会などとも連携を密にしておくことが大切です。

(6) いじめの理解と対応

ア 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法によるいじめの定義のポイントは次の三点です。

- その児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒による行為。
- 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによるものを含む）。
- その児童生徒が心身の苦痛を感じている行為。

この定義において、特に、被害を受けた児童生徒の心理的苦痛の有無が重要な判断基準になっている点に注目する必要があります。いじめを見過ごさないためにも、法律上の定義の趣旨を確実に理解しておくことが大切です。また、法律では、学校及び教職員の責務として、いじめの防止・早期発見への取組み、そしていじめに対する適切かつ迅速な対処を求めています。

いじめはどんな児童生徒にもどんな学校にも起こりうることを念頭に、法律の条文や国・県のいじめ防止基本方針に目を通すとともに、各学校が定めているいじめ防止基本方針を読み、理解するところから始めます。そして、日頃より児童生徒とのかかわりを大事にして信頼関係を築き、小さなサインを見逃さないように努めることが、いじめ防止の前提です。

イ いじめへの対応

もし、児童生徒や保護者からいじめを受けているとの訴えがあったりいじめを疑うような行為を見聞きしたりした場合には、一人で判断したり抱え込んだりすることは絶対にしてはいけません。学校に設置されているいじめ防止対策組織において組織で対応することが不可欠であり、このことは法律にも規定されています。

まずは被害にあっている児童生徒の訴えを丁寧に聴き、事実を正確に把握します。そして児童生徒の心情に寄り添い、その安心安全を確保することを第一に考えます。併せて保護者にも丁寧な説明を行い、信頼関係を築いて連携を図ります。

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは許されない行為であるという立場のもとで毅然とした指導を行います。ただし、いじめを行った事実と児童生徒の人格をきちんと分け、その心の内への理解と配慮も忘れないようにします。また、周囲の児童生徒に対しても、いじめを自分や学級の問題として考える機会と捉えて指導を行う必要があります。

日頃からの生徒指導の積み重ねが、いじめを未然に防止し、いじめの早期発見につながることを肝に銘じることが大切です。

(7) その他生徒指導上配慮すべきこと

ア 児童生徒を見守る目

日頃より信頼関係づくりに努め、児童生徒を見守る目を養います。児童生徒の小さな変化や児童生徒の発するSOSのサインに気づくことが、自殺、不登校、問題行動等を未然に防ぎ、いじめや児童虐待の被害を早期に発見することにつながります。すべての場面において、児童生徒の人権を守るという視点を基本に据えることが大切です。

イ 児童虐待への対応

児童虐待防止法において、学校及び教職員は、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保する役割が求められています。学校は、児童生徒がその一日の大部分を過ごす場所であり、教師は日常的に児童生徒と長時間接していることから、児童生徒の変化に気づきやすい立場にあります。

児童虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」があります。不自然な外傷がある、服装・身なりにおかしな点が見られるなど体に現れるサインのほか、これまでと違った行為や行動が見られたりトラブルを起こしたりすることがサインになる場合もあります。普段と異なる様子を感じたら、一人で抱え込まず、一人で判断せず、管理職や学年主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭等に相談し、組織的に対処することが不可欠です。そして、虐待が疑われる場合には、学校が市町村の対応窓口や児童相談所に通告します。

ウ 体罰等の禁止

体罰とは、教師が児童生徒に対し、「身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）」、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）」にあたると判断される行為で、学校教育法で禁止されています。また、人格を否定する言葉や自尊感情を著しく低下させる言葉を投げかける暴言のほか、恐怖感や与えたり精神的負担を与えたりする行為も、不適切な行為とされています。叱咤激励のつもりの行為が体罰に受け取られることもあります。

体罰や暴言等の不適切な行為は、児童生徒の心や体を傷つけ、その後の成長に悪影響を与えることを強く認識しなければなりません。また、学校や教師への信頼を失墜させる行為でもあります。体罰を絶対しないという強い意志を持って児童生徒と向きあい、「共感的な対話」と「毅然たる態度」による指導で児童生徒の心を動かし、自立を促していくよう努力することが必要です。

2 学級経営

(1) 学級経営

学校には、多様な価値観をもつ家庭から通学してくる個性豊かな児童生徒が在籍しています。児童生徒に有意義な学校生活を送らせる教育活動の基本的な単位が学級（ホームルーム）です。児童生徒にとって学級とは、学校生活の拠点であり、諸活動に適応していく資質を育てる場であると言えます。

学級経営とは、学級経営案をもとに、学習や生活の指導を中心として学級を意図的・計画的に組織し、効果的な教育指導を行う機能です。そしてそのねらいは、児童生徒一人一人の持つ資質や能力をいかに発揮させ、所属している学級集団の質を高めたり、発展させたりすることにあります。

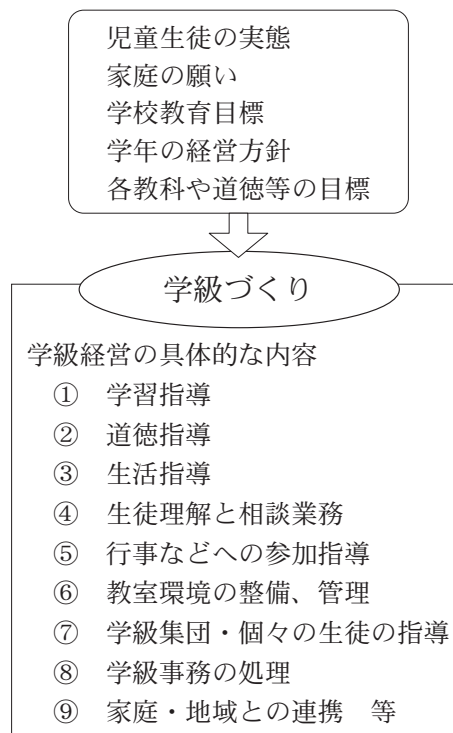
学級経営に当たっては、次の二つを大切にします。一つは「居場所づくり」。児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所にしていくことです。もう一つは「絆づくり」。主体的に取り組む共同的な活動を通して児童生徒自らが良好な人間関係を紡いでいくことです。「居場所づくり」は担任が主体になりますが、「絆づくり」は児童生徒が主体であり、担任はいわば黒子として場や機会の提供に徹します。

学級経営には、担任の創意と自主的な裁量に任されている面が多くあります。このことは、担任として重い責任を伴うことでもあります。教師としてのやりがいを感じる部分でもあります。

(2) 学級経営の内容

学級にかかわるすべての教育活動が学級経営です。日常のことから行事に至るまで、人間的な触れ合いを基本に指導していくことが大事です。

担任と学級のかかわりは、校種や学校規模、各学校の特色等によって、大きく異なります。校種の特徴や児童生徒の発達段階を考慮して、集団としての課題解決を図りながら、お互いに啓発し合い人間性を高めていくことが大切です。



(3) 学級経営の進め方

ア 学級経営案の作成

学級経営案は、担任が担当する学級の経営方針を明示したものです。学校の教育目標や学年の経営方針を踏まえて作成することは勿論ですが、児童生徒の状況に合わせた弾力的な経営案であることも必要ですので、定期的に検証と見直しを繰り返すことも大切です。

学級経営案の例

- ① 学級経営の方針
- ② 学級の実態
 - ・ 在籍、配慮児童
 - ・ 学力、諸検査による客観分析
 - ・ 一人一人の生活や気質、集団の雰囲気等
- ③ 学級指導の具体的内容
- ④ 月別、学期別の重点
- ⑤ 教室環境の整備に関して
- ⑥ 生徒の健康安全に関して
- ⑦ 学習指導や進路指導に関して
- ⑧ 家庭との連絡について
- ⑨ 学級組織（係、班などの組織図）
- ⑩ 学級経営に関する評価

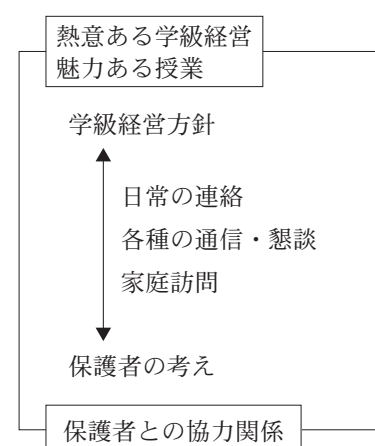
イ 学級目標の設定

学級目標は、学級経営案をもとに「目指す児童生徒像」の具現化を図るために設定します。担任は児童生徒の発達段階を考慮するとともに、担任と児童生徒の両者の願いが生かされるように十分留意した上で、児童生徒の自治的活動を促し設定します。そして、日頃の学級生活や学校行事等において、児童生徒が学級目標を常に意識できる工夫（掲示や学級通信など）を図り、また目標実現のための具体的な行動目標を設定させ、実践させます。

大切なことは、節目節目に目標達成のために一人一人がどのように行動したかを振り返る機会を作ることです。こうした定期的な話し合い活動を行うことにより、自分たちの問題を自分たちで解決しようとする態度や望ましい学級風土（文化）が醸成され、居心地の良い学級が形づくられていきます。

ウ 保護者との連携

学級経営や学習活動を充実させるためには、保護者とつながり連携することが必要です。受容的共感的な態度で保護者の思いを十分に聴き、受け止め、信頼関係を築くことが大切です。その上で、学校から伝えるべきこと、家庭での協力をお願いしたいことなどを話すようにしたいものです。



エ 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり

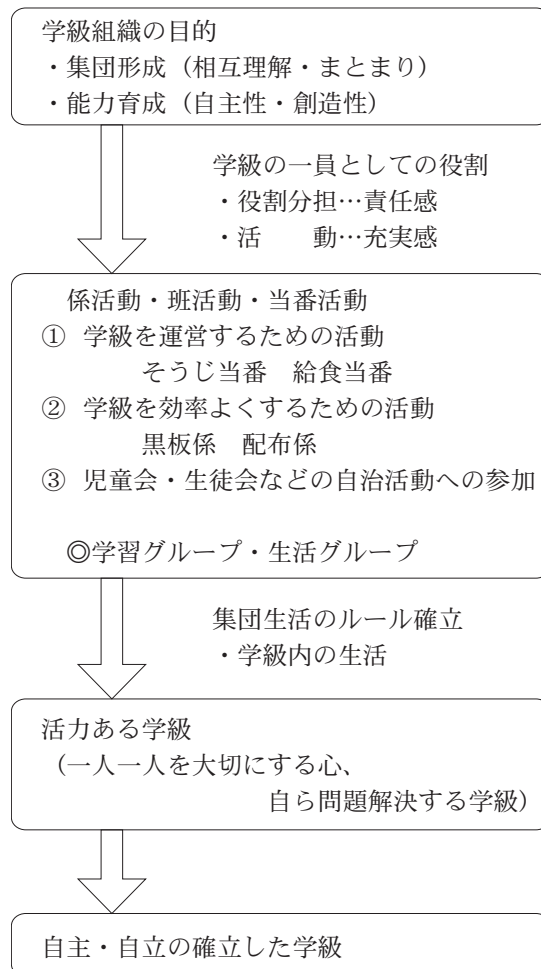
① 意欲が生まれる学級組織

学級が集団として動くためには、学級を組織することから始まります。組織とは、集団内における役割分担であり、学級は組織活動によって生き生きとしてきます。毎日の生活を維持する上での仕事や集団の生活向上のための活動などを明確にしていくことが大切です。学級の組織を編成する際には、児童生徒相互の人間関係や要望など、教育的配慮も必要です。

② 学級集団の成長のために

グループ活動を活発にすることによって、帰属意識や自己の存在感が育まれ、集団としての高まりが出てきます。

また、その活動を評価することにより、お互いの良さを認め、さらに成長させていくことにもつながります。



オ 児童生徒と創る教室環境

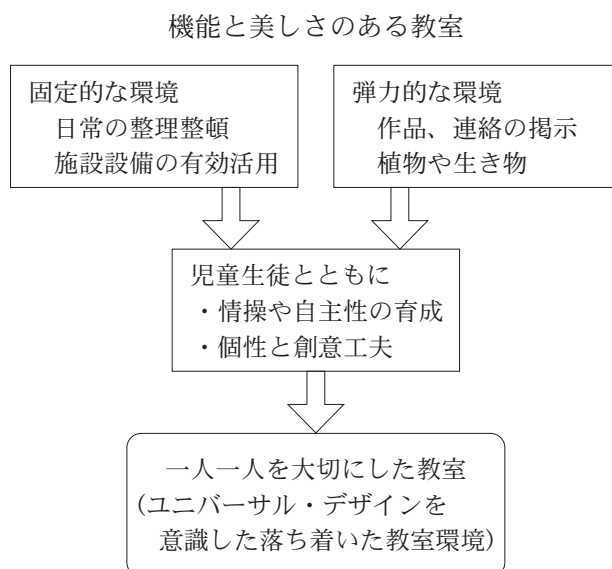
担任は、教室に温かさや優しさ、和やかさを加え、啓発的な教育環境にしていくことが大切です。掲示物を換えたり、席順を変えたりしただけでも学級の雰囲気が異なってきます。

① 創意ある教室

学習や生活など過ごしやすい雰囲気づくりや日常の整理整頓を含め、継続した教室環境の維持・管理に目を向け、整備された教室にしていきます。

② 健康で安全な教室

教室内の施設・設備は、児童生徒の健康安全に密接にかかわりがあります。机・椅子の調整や採光、電気設備など全般的に注意を払わなければなりません。



(4) 学級事務

ア 学級事務の種類と内容

学級事務は、年度当初や年度末に特に多くなりますが、正確かつ迅速に処理することが要求されます。表簿に関する学級担任の事務の主たるものは次のとおりです。

① 年度当初の事務内容		
・在籍児童生徒の確認	・家庭環境調査と資料の収集	・個人調査と資料の収集
・指導要録の作成整備	・指導要録抄本の確認	・出席簿の作成
・健康診断票の整備	・時間割の作成と確認	・教科書、副読本の確認
・教室環境整備（座席、靴箱、ロッカー、採光、換気等）		
② 定期的に行うもの		
・出席簿の整理統計	・家庭訪問の計画実施	・成績表、通知表の作成
・施設設備の安全点検		
③ 随時行うもの		
・健康診断事後処理	・転出入等の手続き	・備品管理、会計事務
・教室環境の整備		
④ 年度末に行うもの		
・指導要録の整理	・成績一覧表、関連資料の整理	・諸公簿の整理
・進路指導事務	・備品整理、諸会計の報告	・次年度への引継事項の確認

イ 表簿の種類と保存

学校において備えなければならない表簿などとその保存期間については、法令や教育委員会規則等で定められています。（表簿は、公簿とも呼ばれています）

表 簿	保存期間	法 的 根 拠
指導要録 (学籍に関する記録)	20年	学校教育法施行規則第24条、第28条
指導要録 (指導に関する記録)	5 年	同 上
指導要録 抄本	該当児童生徒 の在籍期間	同 上
指導要録 写し (学籍に関する記録)	20年	同 上
児童生徒の出席簿	5 年	学校教育法施行規則第25条、第28条
健康診断票	5 年	学校教育法施行規則第28条 学校保健安全法施行規則第8条
教科用図書配当表	5 年	学校教育法施行規則第28条
上記の他に、各学校によって、通知表・成績考査に関する表簿や週案簿など、各種の表簿が備えられています。		

ウ 教育情報の管理

学校では、児童生徒を理解するために多くの個人情報収集・蓄積され、教育活動の資料として活用されています。日頃から児童生徒のプライバシー保護について十分配慮するとともに、学校の情報管理のルールを守ってこれらを管理することが大切です。

3 指導要録と通知表

学校の教育活動は意図的・継続的に行われるものであり、その活動は計画→実践→評価という一連の活動が繰り返されながら展開されます。学校評価の中でも大きな位置を占めている児童生徒の学習状況等の評価は、各学校の教育課程などの見直しにもつながります。

一人一人の児童生徒のよさや成長の状況を総合的に記録して伝えるものに指導要録があります。また、保護者に児童生徒の学校生活の状況を知らせるものとして通知表があります。

(1) 指導要録の取扱い

ア 指導要録の基本的な性格及び機能

指導要録は「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」の2葉で編成され、以下の機能・性格を持っています。

- ① 児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して、教育指導のための資料とすること
 - ② 児童生徒の入学・卒業、学業などの記録に基づいて、外部に対する証明を行う際の実原簿となること

○「学籍に関する記録」には

- ・児童生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- ・保護者の氏名及び現住所
- ・入学、卒業、転学、進学先・就職先
- ・学校名及び所在地、校長氏名印、学級担任氏名印

○「指導に関する記録」には

- ・各教科の学習の記録（観点別学習状況、評定）、道徳科の評価（記述）
- ・外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録
- ・行動の記録、出欠の記録
- ・総合所見及び指導上参考となる諸事項
- ・出欠の記録

等を記入します。

イ 指導要録の記入とその留意点

児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に評価する



- ① 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）や個人内評価を重視するとともに、一人一人の自己実現状況や努力の過程などを評価し、次の指導に生かす。
- ② 多面的・総合的に評価した児童生徒の特性を、個性の伸長に役に立つように記載する。
- ③ 平常の指導過程における評価や診断的評価なども考慮した長期的な総括的評価として工夫する。

- ④ いつ、どんなことについて、どのようにかかわったか、指導・助言などによって児童生徒がどのように変容したかなどの具体的な記録を踏まえて記載する。

(2) 望ましい通知表の在り方

ア 通知表の目的と機能

通知表は、児童生徒の学習や校内での生活の状況を保護者や本人に知らせることにより、学校と家庭が協力を密にし、児童生徒の理解を深め、教育効果を高めるためのものです。

通知表の機能としては、次のことがあげられます。

- ① 学校における指導の成果等、児童生徒個人に関する情報を定期的に家庭に提供し、学期毎及び学年末のまとめとしての連絡をすること。
- ② 学校の教育目標、教育方針を保護者に理解を得るための手段となること。
- ③ 児童生徒自身の自己反省の資料となり、学期及び学年における努力の成果を自覚させ、今後の学習への動機づけに役立つこと。
- ④ 教師が児童生徒の理解を深めるのに役立つこと。

イ 通知表の作成とその留意点

家庭と協力しながら一人一人のよさを伸ばし、今後の生活に生かす



- ① 一人一人の児童生徒を正しく理解し、信頼性の高い整備された資料に基づいて記入する。
- ② 学習状況や進歩の状況、優れている点や努力をしている点、あるいは家庭における指導のポイントなどをわかりやすく記入する。
- ③ 通知表の見方や活用の仕方について説明し、児童生徒及び保護者の理解を得る。

学習の結果や学校生活の状況としての評価情報とともに、評価規準や判定基準等を明らかにし、学校としての評価についての考え方や方針を明確に示すことが必要です。

○指導に役立たせる評価のために、

- ・評価機会を工夫する
- ・評価方法を工夫する（行動観察、学習ファイル等）
- ・評価補助簿を充実させる
- ・文章による記述を活用する等が考えられます。

※通知表は、法定の公簿ではありませんが、教育上重要な機能を有しており、学校の実態に応じて、その様式などが工夫されています。

一方、指導要録は、学校教育法施行規則第24条の規定により、校長が作成しなければならない法定の公簿です。実際には、校長の校務分掌権に基づき学級担任等が記入の事務を行います。

VI 特別支援教育

特別支援教育とは

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育」パンフレット

1 共生社会の実現に向けて

(1) 法的整備

○障害者の権利に関する条約（H26年1月 批准）

障がいに基づくあらゆる差別の禁止 障がい者が社会に参加し包容されることを促進

○障害者基本法の改正（H23年7月）

充分な教育を受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実を図る

○中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（H24年7月）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28年4月 施行）

○山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（H28年4月 施行）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指す

○山形県手話言語条例（H29年3月 施行）

(2) インクルーシブ教育システム

「共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み」です。「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、文部科学省ではその構築をめざして特別支援教育の充実を図っています。

（「平成30年度 山形県の特別支援教育」山形県教育委員会）

(3) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等にとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

(4) 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして施行されました。障がいを理由とする差別を解消するために「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

(5) 合理的配慮

「障害者が、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」（「障害者の権利に関する条約」第2条）個々の児童生徒等の実態や教育的ニーズに焦点を当て、より個別化された配慮が行われることが大切です。

合理的配慮の観点（3観点11項目）

■観点① 教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

■観点② 支援体制

②－1 専門性のある指導体制の整備

②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②－3 災害時等の支援体制の整備

■観点③ 施設・設備

③－1 校内環境のバリアフリー化

③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○合理的配慮の決定・提供に当たって

まずは、本人・保護者の意向を受け止め、教育的見地から充分検討し、代案等を示しながら丁寧に合意形成を図ります。

合理的配慮は「個別の教育支援計画」に明記し、評価・見直しを行います。途切れない一貫した支援のために「引き継ぎ」を行います。

2 山形県の特別支援教育の推進

山形県では、「やまがた総合発展計画」及び「第6次山形県教育振興計画」（平成27年～）を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものとして、「第3次山形県特別支援教育推進プラン」（計画期間：平成30年度から5年間）を策定しました。この第3次プランでは、第2次プラン（平成25年度～29年度）の成果と課題を踏まえ、より一層の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、以下の基本目標と6つの施策を定めました。

【基本目標】

- ・インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- ・障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- ・関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

【施策の枠組み】

- 1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
- 2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築
- 3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
- 4 特別支援学校における教育の充実
- 5 社会参加に向けた支援の充実
- 6 教員の専門性の向上

3 通常の学校における特別支援教育の推進と充実

(1) 特別な配慮を必要とする児童生徒等への指導

「学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。(中略) 通常の学級にも障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、(中略) 文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい知識と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。」(小学校学習指導要領解説 総則編 平成29年7月)

主な発達障がいの定義について

自閉症 (平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症 (平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD) (平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥／多動性障害(AD／HD)

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れその状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

(2) 気付きと理解

通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒のつまずきや困難な状況を早期に発見するためには、児童生徒等が示す様々なサインに気付きサインを見逃さないことが大切です。そのため、通常の学級・教科担任についても、特別支援教育に関する研修を積極的に受講し、発達障がいも含めた様々な障がいに関する知識を深めるとともに、児童生徒等のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようになることで、適切な指導や必要な支援につなげていく力を身に付けることが必要です。

学級担任や教科担任として支援が必要な児童等のサインに気付くための場面や機会の例

(ア) 児童生徒等の困っている状況からの気付きと理解（学習や生活場面で子どもが困っている状況からの気付きです）

- ・教科書を読む時に、行をとばしたり、単語を言い換えたりして読んでしまいます。
- ・ノートを書く時に、他の子と比べてとても時間がかかってしまいます。

(イ) 指導上の困難からの気付きと理解（指導上困っている場面や状況からの気付きです）

- ・順番が待てずに、他の人の学習をじゃましてしまいます。
- ・授業中、たびたび座席を離れて立ち歩いてしまいます。

(ウ) 保護者相談での気付きと理解（家庭訪問や教育相談における保護者からの情報による気付きです）

- ・次々と物を出してしまい、部屋中散らかりっぱなしで片付けができません。
- ・翌日の学習の準備ができません。何でも鞆に詰め込んでしまいます。

(3) 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

障がいのある児童生徒等などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める必要があります。

ア 個別的教育支援計画

家庭・地域や教育・福祉・医療・労働等の関係する機関が関わって長期的な視点で作成する支援計画であり、教育機関が中心になって作成するものです。児童生徒や保護者の願い、実態把握に基づき、長期的な展望をもって、児童生徒及び家族への支援の目標や内容を検討し、計画立案します。学校の他、各関係機関が、その児童生徒等や家族にどんな支援を行うのか、どう役割分担するのかについて検討し、計画に記します。

また、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮の具体的内容について可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を個別的教育支援計画に明記することが重要です。さらに、作成・実施・評価のプロセスを通して改善を加えることが大切です。就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かしていくようにします。

イ 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。各教科

等の指導に当たっては適切かつ具体的に作成します。

ウ 各計画の活用

各計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童生徒等を担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があります。

(4) 支援・指導の実践

ア 特別支援教育の視点を生かした学級づくり

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うために、支援が必要な児童生徒も含めた学級全員が、互いの良さを認め合い、大切にする温かい学級づくりを心がけます。そのために、障がいへの偏見や差別を解消する教育（障がい者理解教育）を推進するとともに、教師自身が、支援の必要な児童生徒への関わり方の手本を示しながら、周囲の児童生徒等の理解を促していきます。また、発達障がい等の児童生徒は、失敗経験の繰り返しや対人関係の形成の困難さから、自信と希望を損ない、やがて「二次的な障がい」につながる場合もあります。その児童生徒が望ましい行動をとったときは、見逃さずに認めていくことで、自尊感情・自己有用感が高まり、結果として「二次的な障がい」に至ることを防ぐことになります。

イ 全ての児童生徒等にとってわかる・できる授業

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりとは、配慮を要する児童生徒等には「ないと困る支援」で他の児童生徒にも「有効な支援を」工夫していくことです。めざすところは、「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できる授業」です。配慮を要する児童生徒等への対応として、個別の取り出し指導を考える前に、学級全体でユニバーサルデザインの視点で授業づくりをしてみましょう。

ユニバーサルデザインの7つの視点

《学級づくり》

- ①教室環境
- ②学習や生活のきまり
- ③関係づくり

《授業づくり》

- ④授業の構成
- ⑤教師の話し方、発問や指示
- ⑥板書、ノートやファイル
- ⑦教材・教具

それぞれの視点には、4～8個の項目があります。児童生徒等の実態に応じて、そこから取捨選択をして必要な視点を授業に取り入れましょう。

（「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」山形県教育センターHP）

ユニバーサルデザインの視点を取り入れることによって、授業の視覚化・焦点化・共有化が図られ、みんながわかる喜びや学ぶ意義を実感できる授業になります。

- ・授業の視覚化：言葉の指示だけでなく、効果的に視覚情報を活用することです。
- ・授業の焦点化：ねらいや活動を絞り、何を学習するのかをはっきりさせることです。
- ・授業の共有化：学習形態や交流方法を工夫し、互いの考えや思いを伝えられるようにすることです。

(5) 校内支援体制の充実

ア 校内委員会

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために設置された特別支援教育に関する委員会です。校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事（主任）、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者等で構成されます。

名称は、学校によって異なり、中学校や高等学校では生徒指導や教育相談に関する委員会等と兼ねている場合もあります。

イ 特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育をコーディネート（調整）する役割を担う教員です。校務分掌として校長から指名を受けて、「学校内の関係者や関係機関との連絡調整」「各学級担任への支援」「巡回相談員や専門家チームとの連携」「学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進」等の役割を担います。なお、担当する教員は、学校の実情に応じて教頭、教務主任、特別支援学級担任、生徒指導主事等、様々です。学校の状況によって複数名を指名することもあります。

ウ 関係機関との連携

校内における教育支援体制を支えるために、学校の外にも様々な体制が存在します。専門的な支援が必要となる場合には、巡回相談や専門家チーム、近隣の特別支援学校や関係する医療機関、福祉機関等の外部の専門家の力を活用して支援に当たることが大切です。具体的な連絡調整は、特別支援教育コーディネーターが中心となって行っていくことになります。

エ 担任として

担任としてどんな指導をしていくか考えることは大切なことです。しかし、自分一人で解決しようと考えようとすると負担感が強くなってしまいます。特別支援教育コーディネーター等に相談し、校内委員会を活用しながらより良い適切な支援について、学校全体で考え取り組む必要があります。「支援の共有化・共通化」が必要です。

(6) 保護者との連携

特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、保護者と信頼関係を築き、協働して支援することは、教育的効果の高まりにつながります。

特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、丁寧に説明を行い、保護者の理解を得るように努めます。児童生徒の状況によっては、医療的な対応が有効な場合がありますが、本人や保護者の困り感に寄り添い信頼関係を築きながら、保護者と十分に話し合うことが大切です。また、必要に応じて、一人一人に必要な支援について本人や保護者と話し合い、合理的配慮として個別の教育支援計画に記載することで「支援の共有化」や「切れ目ない支援」を行うことが大切です。

(7) 小学校、中学校における特別支援学級・通級指導教室の設置

ア 特別支援学級

特別支援学級は、市町村が小中学校に設置している学級で、児童生徒の障がいの状態

等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われています。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視、自閉症・情緒障がい等の学級があります。

また、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習も計画的に行われています。在籍者は全国的にも増加傾向にあります。

本県における特別支援学級は、小学校は242校中213校（88.0%）、中学校97校中89校（91.8%）に設置されています。（分校は含まない）

本県の特別支援学級の設置状況（平成30年5月1日現在 学級数）

障がい 種別 校種	知的 障がい	肢 体 不自由	病 弱 身体虚弱	難 聴	弱 視	自閉症・ 情緒障がい	合 計
小 学 校	223	22	24	6	2	198	475
中 学 校	97	4	15	4	0	78	198

（前年度比：学級数+25、在籍者数+110）

〔特別支援学級の教育課程〕

特別支援学級は、小学校、中学校に設置された学級であるため、原則的には、小学校、中学校の教育課程に関する法令上の諸規定に従って教育課程を編成します。

ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。そのため、特別支援学級では、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができることになっています。特別の教育課程の編成については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考に「自立活動を取り入れること」と「学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること」となっています。

イ 通級による指導（通級指導教室）

小学校、中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

山形県では、「言語障がい」「学習障がい、注意欠陥多動性障がい（LD、ADHD）」「難聴、言語障がい」の通級指導教室が設置されています。インクルーシブ教育システム構築に向けて「多様な学びの場の整備」が進められ、特にLD、ADHD等を対象とする通級指導教室が増設され、指導の充実が図られています。

平成30年度から、高等学校においても通級指導が制度化され、特別の教育課程を編成することで、自立活動等の指導を行うことができるようになりました。

通級による指導は、自分の学校にある通級指導教室に通級する自校通級と、近くの学校の通級指導教室に通級する他校通級があります。なお、特別支援学級の児童生徒は通級による指導の対象となりません。

本県の通級指導教室の設置状況（平成30年5月1日現在）

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	人数合計	備 考
言語障がい	30校	416名	598名	1,014名	小30校、中0校
LD、ADHD	34校	300名	0名	300名	小24校、中9校、高1校
難聴、言語障がい	2校	0名	2名	2名	山形聾・酒田特支
合 計	56校	644名	635名	1,279名	

（前年度比：教室数±0、通級者数+37）

〔通級による指導の教育課程〕

障がいのある児童生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める必要があります。また、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）であり、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに十分留意することが必要です。

通級による指導の授業時数は、年間35単位時間（週1）から280単位時間（週8）までを標準としていますが、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいのある児童生徒については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間（月1）から280単位時間（週8）までを標準としています。

通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指し、在籍学級の担任や教科担任と通級指導担当の教員が随時、学習の状況等について情報交換を行い連携を図りながら計画的、組織的に学習活動を行うことが大切です。

4 特別支援学校における特別支援教育の推進と充実

(1) 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い児童生徒のための学校で、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行っています。

平成18年に学校教育法が改正され、従来の盲・聾・養護学校は、障がいの重度・重複化、多様化に対応して適切な教育を行うため、平成19年度から、複数の障がい種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されました。

特別支援学校では、小学校、中学校、高等学校に相当する、小学部、中学部、高等部といった「学部制」をとっています。各学部の学級には、単一障がい学級のほか、重複障がいのある児童生徒のために重複障がい学級が認可されています。

さらに、早期からの教育を担う幼稚部を設置している学校もあります。そして、高等部には、卒業後の社会自立をめざし、普通科や障がいに応じた職業学科（専攻科）を設置している学校もあります。一般就労を意識した教育課程を編成して、高等部のみを置く特別支援学校もあります。

また、教育の形態の特色として、心身の障がい者が重度であるか又は重複しているため、学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒のために、教員を派遣して教育を行う「訪問教育」という形態があります。訪問する場所は、児童施設、医療機関、家庭等様々です。

〔特別支援学校の教育課程〕

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられています。また、子どもの障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。なお、知的障がい者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校については、知的障がいの特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程に準ずる教育では各教科の目標、各学年の目標及び内容等が各校種の学習指導要領に準ずることになります。「準ずる」とは、原則として同一ということを意味しています。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校等の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒等の障がいの状態や特性に十分考慮しなければなりません。

知的障がい者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障がいの状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合とそれらを合わせて指導を行う場合があります。いずれの場合においても、カリキュラム・マネジメントの視点から児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容等を設定し、指導を行うことが重要です。また、児童生徒等の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導が行われるように指導計画を作成します。

また、重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。ただし、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うことのないよう留意する必要があります。

(2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

特別支援学校では、保護者、医療、福祉、労働等の関係諸機関と連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うための「個別の教育支援計画」と、一人一人の実態に応じた指導を充実するための「個別の指導計画」を作成しています。

ア 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は障がいのある児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成します。保護者と十分相談し、本人及び保護者の意向や将来の希望、障がいの状態やこれまでの経過、関係機関の支援の状況等、支援内容を検討する上で必要な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載します。また、本人及び保護者と合意形成を図った「合理的配慮」についても記載し、保護者と共有します。

イ 個別の指導計画

障がいの状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導をいっそう推進するため、各教職員の共通理解の下、各教科等すべてにわたって学習指導要領に基づいた「個別の指導計画」を作成しています。適切な計画のもと効果的な指導を行うために計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルを繰り返し、指導内容や方法を改善していくことが大切です。

(3) 学習指導

ア 適切な実態把握

障がいのある児童生徒に接する時、できない部分だけに目が向きがちですが「ここまではできる、これならできる」という見方がとても大切です。

また、学習面だけではなく、日常の生活にも目を向けると、指導・支援につながる大きなヒントが隠れていることがあります。児童生徒をより多面的に「みる」目を養い、一人一人の伸びようとする芽（可能性）を丁寧に見取る力を高める必要があります。実態を的確に把握するに当たって保護者から情報を得ることは欠くことができませんが、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、児童生徒が支援を受けている福祉施設等から情報を得たりして実態把握を行うことも重要です。

イ 具体的な目標設定と評価

個別の指導計画の項目とも関連しますが、個々の児童生徒の学習状況を適切に評価するために、具体的に目標を設定することが重要です。

目標設定の際には、「条件」「範囲」を明確にし、読んだだけでイメージできるものにします。それができれば、評価についても客観性、妥当性、信頼性、教育性の高いものになります。また、複数の教師で検討することにより目標や評価がより客観的なものになります。

ウ 学習者の意欲を引き出す教材・教具の工夫

障がいのある児童生徒の「学び」の保障には、教材・教具の工夫がとても重要です。発達段階や興味・関心も含めた児童生徒の実態をよく見極め、できた喜びやわかる喜びを感じることができる教材・教具が必要です。

エ ティーム・ティーチングによる指導

実際の指導場面では、ティーム・ティーチングによる集団指導や個別指導等、授業形態を工夫しながら指導にあたっています。集団指導では、児童生徒の実態の捉え方や目標、指導内容、学習の進め方等について、教師それぞれの考えを話し合い、共通理解を図って授業づくりをする必要があります。

(4) キャリア教育の充実

特別支援学校では職業自立・社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育、進路指導の充実を図っています。

2章 3. 各学校段階における推進のポイント

④特別支援教育

- 特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。
- 障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の適正・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。
- その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別的教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど進路指導の充実にも努めることが重要である。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」

平成23年1月31日中央審議会

* 「各学校段階において示した考え方」については、p105～106を参照
キャリア教育は、職業人としてのキャリアであるワークキャリアと人の生涯のすべての場面で必要とされるライフキャリアの両方の視点から考えられています。

学校教育をライフキャリアの観点から見直すことで、障がいの軽重や種類によらずにキャリア形成を図ることができます。「働くこと」「役割」というようなキーワードで狭く捉えることなく、児童生徒が自分の力と個性を発揮し、主体的に活動できるよう適切な指導や支援を行います。

また、各学校の実情に合わせたキャリア教育の全体計画を作成し、幼稚部・小学部から高等部までの系統性を大事にしながら、授業及び教育課程の改善に取り組むことが大切です。一人一人のキャリア発達の段階に応じて指導・支援をしていくことが、児童生徒の自立と社会性を身に付けることにつながります。

○職業教育

- (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

「特別支援学校高等部学習指導要領 第1章総則」(平成21年3月告示)

これを受け、各特別支援学校では地域の産業界との連携の下、職業教育の推進に力を入れ、生徒の職業自立を目指しています。

(5) 地域のセンター的な機能

学校教育法では、特別支援学校は、幼稚園から高等学校までの要請に応じて特別支援教育に関する助言又は援助を行うように規定されています。このことを受け、それぞれの地域において、以下のような特別支援教育のセンター的な機能を果たすよう努めています。

- ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員への支援機能
- イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ウ 障がいのある児童生徒等への指導・支援機能
- エ 福祉、医療、労働等の関係諸機関等との連絡・調整機能
- オ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員に対する研修協力機能
- カ 地域の障がいのある児童生徒等への施設設備等の提供機能

(6) 特別支援教育コーディネーター

通常の学校と同じように校内において特別支援教育推進のキーパーソンとなります。校務分掌として、校長から指名を受け、次のような役割を担います。地域のセンター的な役割との関連もあり、通常の学校との違いもあります。

- ア 校内の支援体制づくり（校内委員会における指導、助言）
- イ 学校内の関係者や専門家チーム・巡回相談員等の関係諸機関との連絡・調整
- ウ 保護者に対する学校の窓口
- エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携・支援
- オ 地域における特別支援教育の核として、専門機関とのより密接（具体的）な連絡調整等

県内の特別支援学校（平成30年4月1日現在）

学 校 名		所在地	学 部 等	障がい種別
県 立	山形県立山形盲学校 ◇	上山市	幼・小・中・高・専	視覚障がい
	山形県立山形聾学校 ◇	山形市	幼・小・中・高・専	聴覚障がい
	山形県立酒田特別支援学校 聴覚障がい教育部 知的障がい教育部 ☆	酒田市	幼・小・中 小・中・高	聴覚障がい 知的障がい
	山形県立山形養護学校 ☆	山形市	小・中・高	病弱
	山形県立米沢養護学校 ☆◇	米沢市	小・中・高	知的障がい
	やまなみ学園分教室	長井市	小・中	
	長井校	長井市	小・中	
	西置賜校	長井市	高	
	山形県立ゆきわり養護学校 ◇	上山市	幼・小・中・高	肢体不自由
	山形県立鶴岡養護学校 ☆◇	鶴岡市	小・中・高	知的障がい
	おひさま分教室	鶴岡市	小・中	病弱
	山形県立新庄養護学校 ☆◇	新庄市	小・中・高	知的障がい
	山形県立村山特別支援学校	山形市	小・中・高	知的障がい
	山形校	山形市	小	
	天童校	天童市	小	
	山形県立楯岡特別支援学校	村山市	小・中・高	知的障がい
	寒河江校	寒河江市	小	
	大江校	大江町	中・高	
	山形県立上山高等養護学校 ◇	上山市	高	知的障がい
	山形県立鶴岡高等養護学校 ◇	鶴岡市	高	知的障がい
国立	国立大学法人 山形大学附属特別支援学校	山形市	小・中・高	知的障がい

☆訪問教育実施校 ◇寄宿舍設置校

VII 学校全体で取り組むこと

1 学校における体育・健康に関する指導

これからの社会を生きる児童生徒に、健やかな体の育成を図ることはきわめて重要なことです。体力は、人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」を支える重要な要素です。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

そのため、幼い頃から体を動かしたり、運動やスポーツに親しんだりするなど、「する、みる、支える、知る」といった生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していく資質・能力を育成することが重要です。また、心身の健康の保持増進のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の充実が必要です。さらに、子供の生活の安全・安心に対する懸念が広まっていることから、安全教育の充実も必要です。

こうしたことから、体育・健康に関する指導について、新しい学習指導要領の総則第1章第1の3では、次のように示されています。（中学校の場合）

【H29.3 告示 中学校学習指導要領】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しています。

さらに、このような体育・健康に関する指導は、体育科・保健体育科の時間だけではなく、家庭科、技術・家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校教育活動全体を通じて行うことによって、一層の充実を図ることができます。

つまり、学校における体育・健康に関する指導は、右の図1のように教科「体育・保健体育」の授業を中核とした、三つの層をなす活動が相互に関連をもってこそ効果が期待できるといえます。

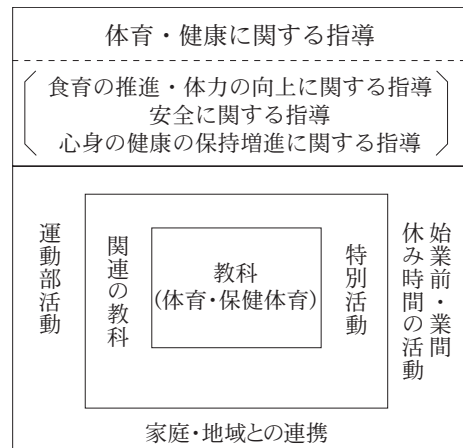


図1

◇体育・健康に関する指導を効果的に進める

地域や学校の実態及び児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切です。

なお、中学校と高等学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任されてしまうおそれがあります。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切です。

(1) 体育に関する指導

児童生徒の体力は、低下傾向に概ね歯止めがかかってきてはいるものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると基礎的運動能力が依然として低い状況にあるとともに、積極的に運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向が認められています。

このような状況を踏まえ、体育に関する指導については、積極的に運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。

このため、教科としての体育科・保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足や集会などの特別活動や運動部活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められています。

◇体力の向上に向けた取組のポイント

学校における体力の向上に向けた取組みとしては、体育、保健体育科の授業の充実とともに、県内各学校で主体的に取り組まれている特色ある体力づくり(1学校1取組)を推進・充実させることが考えられます。その際、全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査や、山形県体力・運動能力調査等を用いて児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的継続的に指導することが必要です。また、保護者や地域に対して積極的にその取組みを発信し、理解や協力を得ながら体力向上と運動習慣の日常化を図っていけるよう、「学校・家庭・地域」が一体となった取組みが重要です。

本県では、「次代を担う子どもの元気アップ推進事業」を実施しています。この事業により、各学校は、小・中学校の体育授業や体育的行事等に地域のスポーツ人材を活用して、児童生徒の体力の向上や運動への動機付けを効果的に図ることができます。

なお、「山形県体力・運動能力調査システム」を利用することにより、各学校で児童生徒の体力・運動能力の現状把握と分析を的確に行うことができます。

「山形県体力・運動能力調査システム」

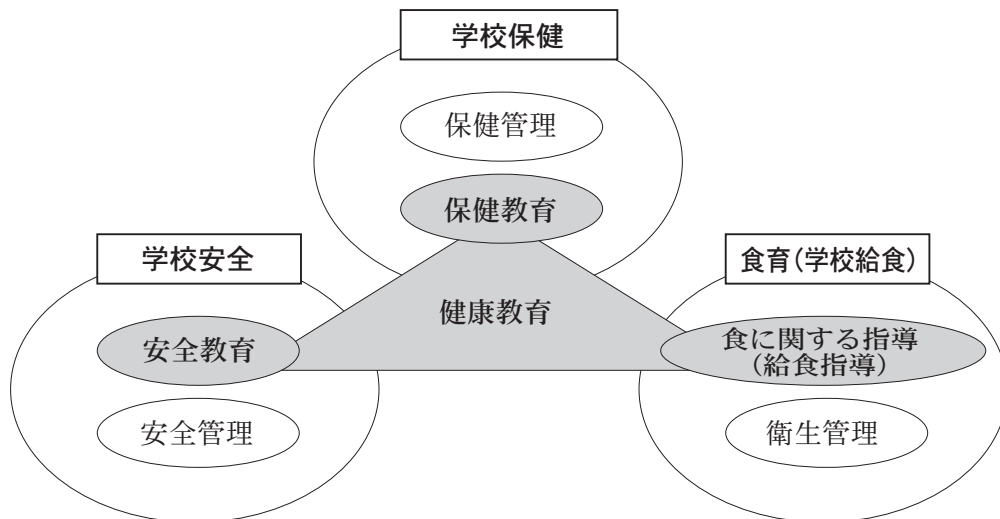
<http://www.spo-net-yamagata.com/tairyoku/tairyoku-login.php>

(2) 健康に関する指導

ア 健康教育とは

健康教育とは、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育です。(昭和63年7月文部省体育局長通知)

【学校健康教育の領域】



～保健体育審議会答申：平成9年9月～

学校においては、学校保健・学校安全・学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図っていますが、とりわけ教育指導面においては、保健教育、安全教育及び給食指導（食育）などを統合した概念を健康教育として整理し、児童生徒の健康課題に学校が組織として一体的に取り組む必要があります。

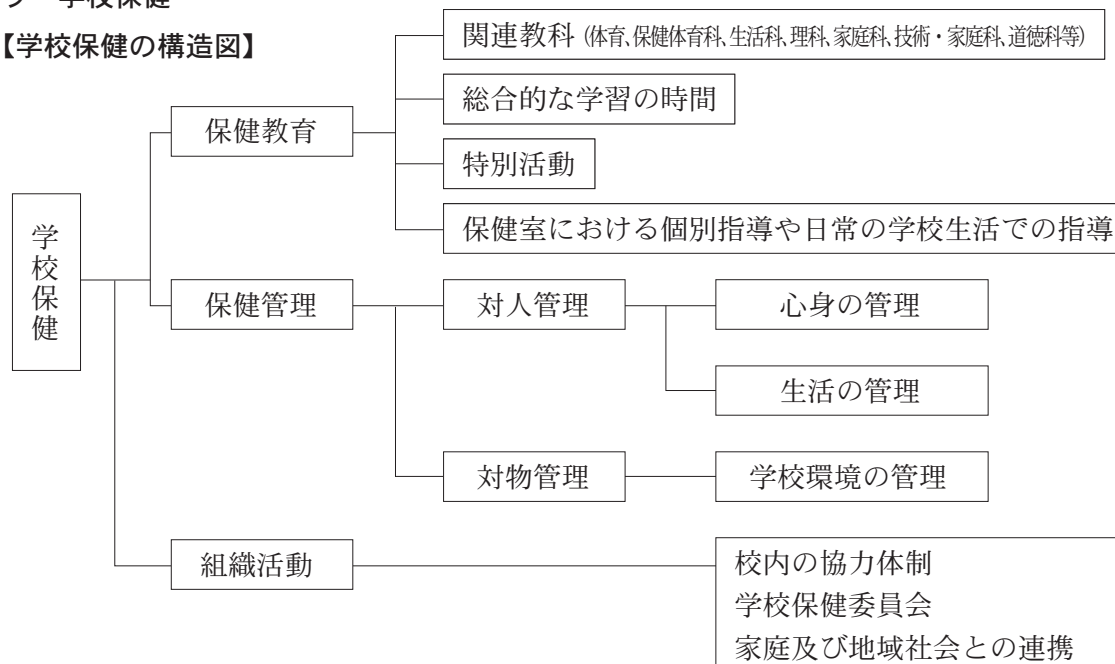
イ 健康教育の進め方

健康教育は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から、学校においては「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する指導の全体計画」など、各分野の計画と学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導を行う必要があります。また、児童生徒の発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて組織的・計画的に行います。その際、自分自身の生活習慣や心身の状態などに気付き、健康課題を自ら解決していく態度や安全に行動できる態度を児童期の早い段階から育成することが必要です。

また、学級担任は、個々の児童生徒の特性を十分に理解し、健康状態の日常的な観察により、問題の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒の個別指導を推し進めていく必要があります。特に、心や体の健康に悩みや不安をもつ児童生徒については、学校内の専門性を有する教職員や学校外の専門家と連携を図り、適切な指導の充実を図ることが重要です。

ウ 学校保健

【学校保健の構造図】



◇保健教育

児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることです。

◇保健管理

学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校における感染症・食中毒の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置などの活動を通して、児童生徒の健康の保持増進を図ることです。

① 心の健康問題への対応

ア 教科における指導

心の発達や心身の相関関係、自己形成などの内容について、小中高の体育科、保健体育科でそれぞれの発達段階に応じた指導をします。

イ 健康相談の充実

学級担任や養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが連携しながら適切に対応する必要があります。

ウ 健康観察の充実

日常の健康観察を重視し、子供の心の問題の早期発見、早期対応に努め、適切に関わっていく必要があります。

② 薬物乱用問題への対応

学校においては、保健教育の中で、薬物乱用防止教室を行ったり、地域社会が一体となったりして、この問題に取り組んでいくことが大切です。

③ 学校における性に関する指導

性に関する指導を進めるに当たっては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること、保護者や地域の理解を得ながら進めること、個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、教職員の共通理解を図り、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を実施することなどに留意する必要があります。

④ アレルギー疾患・感染症への対応

教職員等の学校関係者が、ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギー疾患及び感染

症（食中毒を含む）について、正しい知識を持って共通理解のもと適切に対応することが大切です。

⑤ 学校環境衛生問題への対応

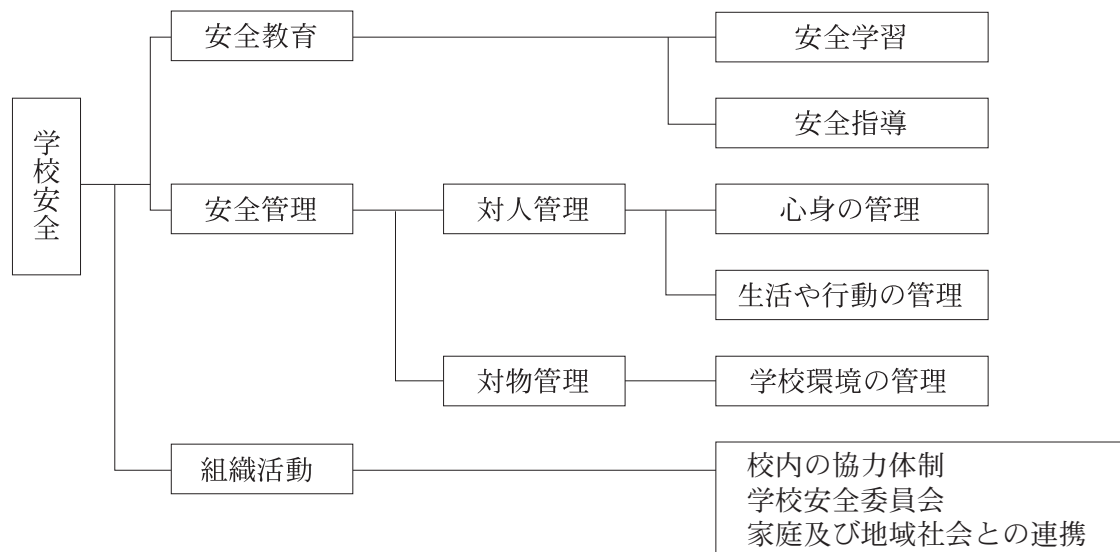
学校の全教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、それぞれの職務の特性を生かし、計画的に学校環境衛生活動を行うことが大切です。

⑥ がん教育への対応

保健教育において、がんについて正しく理解すること、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることが大切です。

エ 学校安全

【学校安全の構造図】



◇安全教育

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定・行動選択ができるようにすることや、当面しているあるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を図ることです。

◇安全管理

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることです。

① 危険予測・危険回避能力を育成する安全教育の推進

生涯を通じて安全な生活を送るために、児童生徒一人一人に日常の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避する能力を育成する必要があります。生活安全（不審者対応）、交通安全、災害安全（学校安全の三領域）に関する訓練や指導は、各学校で策定されている学校安全計画に基づき計画的に実践することが重要です。

② 学校における児童生徒の安全確保対策の確実な実施

学校は、児童生徒が安全で安心して、学習を行うことが求められる場所であり、学校において、その安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組みを進める

必要があります。学校安全の三領域の観点から安全点検を計画的かつ継続的に行うとともに、各学校で作成した危機管理マニュアルを定期的に検証することが大切です。

③ 地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する体制の整備や関係機関との連携

通学路を含め学校内外における児童生徒の安全を確保することが求められている中、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備を図るとともに、警察官等の協力を得て実践的な対処方法を身に付けさせる防犯教室、交通安全教室等の開催など関係機関と連携した安全教育がこれからますます重要となります。

《事故への対応》

万一事故が発生した場合には、各学校で作成されている危機管理マニュアルに基づき、生命の危機を防ぐための迅速で適切な対応が要求されます。校内・校外を問わず様々な緊急時の場面において、その場に遭遇した教職員が応急処置を含めどのように対応すべきか共通理解をしておく必要があります。併せて、負傷者がいた場合の、保護者への連絡、学校医・専門医との連携、救急車要請等を含めた緊急時の体制を整備しておくことが大切です。（参考：事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例）

オ 食に関する指導

学校における食育を進めるためには、給食の時間はもとより、各教科や道徳科、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要です。特に、学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子供に提供することにより、子供の健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、「生きた教材」として活用することができます。

【学校における食育の推進】

① 食育とは

食育基本法（平成17年法律第63号）の中では、「食育」を次のように説明しています。

- (1) 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- (2) 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

② 食に関する指導内容

山形県教育委員会では、「食育」を体系的に進めていく上で、次の点を重視しています。

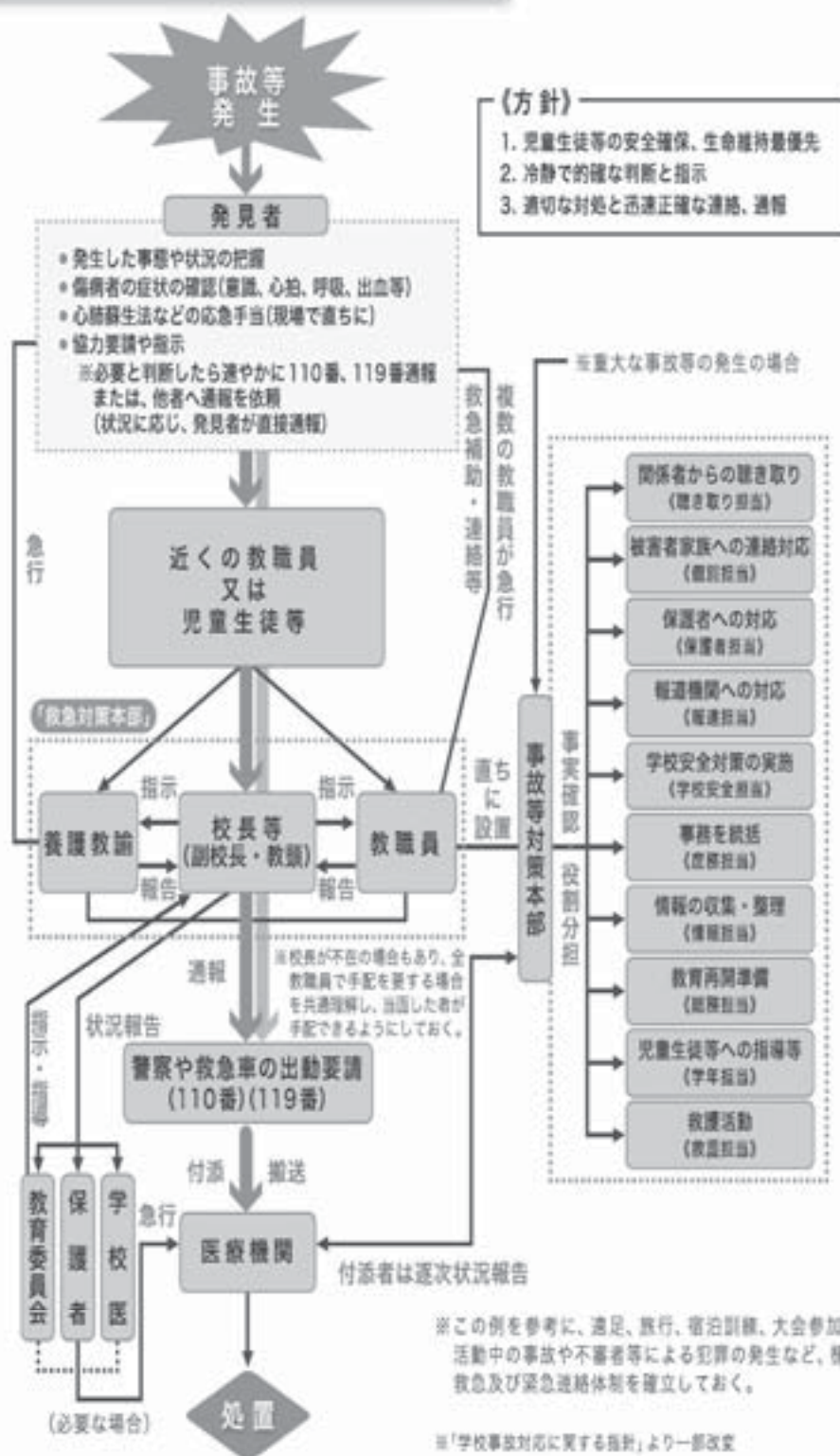
食育は、「食を通じた人づくり」である。

- ◇「こころ」づくり（豊かな心の育成、社会性の涵養）
- ◇「からだ」づくり（身体健康維持・増進）
- ◇「おこない」づくり（自己管理能力の育成）

③ 朝食摂取率向上にむけて

望ましい食習慣を身につけるためには、1日のスタートである朝食は不可欠です。生活習慣病の低年齢化を防止するためにも、栄養教諭を中心に学校全体で朝食の大切さを周知、指導していくことが大切です。

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月：文部科学省作成)

2 キャリア教育

児童生徒一人一人が「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で将来直面するであろう様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が強く求められています。

(1) キャリア教育とは

◇キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)

キャリア教育をより分かりやすく言い換えれば、「子供が、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育」と表すこともできます。

◇キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見だしていく連なりや積み重ね

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)

人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きています。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものです。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもありますが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいます。人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものなのです。

そのため、「働くこと」については、職業生活以外にも家事や学校での係活動、ボランティア活動などの多様な活動が含まれ、個人がその学校生活、職業生活、家庭生活、市民生活等の生活の中で経験する様々な立場や役割を遂行する活動として、幅広く捉える必要があります。

◇キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)

子供の心と体は、発達の階段を一步一步上りながら成長します。そうした発達過程にある子供たち一人一人が、それぞれの段階に応じて、適切に自己と「働くこと」との関係付けを行い、自立的に自己の人生を方向付けていく過程、言い換えると「自己の知的、身体的、情緒的、社会的な特徴を一人一人の生き方として統合していく過程」が「キャリア発達」です。

◇キャリア教育で育成すべき力ー「基礎的・汎用的能力」とはー

平成14年の国立教育政策研究所生徒指導研究センター「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」で示されていた「4領域8能力」について、その後提唱された類似性の高い各種の能力（内閣府「人間力」、経済産業省「社会人基礎力」、厚生労働省「就職基礎能力」など）と共に、改めて分析を加え、「仕事に就くこと」に焦点を当てつつ、「分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力」として再構成されました。その結果、平成23年1月の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では、「基礎的・汎用的能力」が示されました。「基礎的・汎用的能力」は、以下の「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成されます。

○ 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

○ 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。

○ 課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

○ キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

◇望ましい勤労観・職業観とは

近年、職業の世界の実際を把握する機会を与えられず、自己の在り方を職業生活や社会生活とのトータルな関係で考えることができないままに、将来への希望や自信、働くことへの意欲が持てないでいる学生の姿を指摘する声があります。そこで、「自分なりの勤労観・職業観」という多様性を大切にしながらも、そこに共通する土台として、以下のような「望ましさ」の要件を備えたものを目指すことが求められています。

理解・認識面：○職業には貴賤がないこと

○職務遂行には規範の遵守や責任が伴うこと

○どのような職業であれ、職業には生計を維持するだけでなく、それを通して自己の能力・適性を発揮し、社会の一員としての役割を果たすという意義があること

情意・態度面：○一人一人が自己及びその個性をかけがえのない価値あるものとする自覚

○自己と働くこと及びその関係についての総合的な検討を通した、勤労・職業に対する自分なりの備え

○将来の夢や希望を目指して取り組もうとする意欲的な態度

(2) キャリア教育の目標

キャリア教育の目標設定に当たっては、キャリア教育の定義を踏まえるとともに、「基礎的・汎用的能力」の育成に十分配慮しつつ、地域、学校の特色や児童生徒の実態に即して、入学から卒業までを見通してどのような力を育成するのかを具体的に定めることが重要です。またキャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面を持ちながら段階を追って発達していくことを深く認識し、子供たちがそれぞれの発達の段階に応じ、自分自身と働くことを適切に関係付け、それぞれの発達の段階における発達課題を解決できるような取組みを展開します。各学校においては、以下に示すような小学校・中学校・高等学校それぞれのキャリア発達段階と発達課題の特質を踏まえた目標の設定に十分配慮します。

ア 小学校におけるキャリア教育の目標

キャリア発達段階：進路の探索・選択にかかる基盤形成

キャリア発達課題：○自己及び他者への積極的関心の形成・発展
○身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上
○夢や希望、憧れる自己のイメージの獲得
○勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成

- ① 家庭、学校、地域での諸活動の中で、自分の役割を果たすこと等を通して、自分のよさに気づき、自分のよさを伸ばしていくとともに、友達のよさや考えも認め、互いに協力して学習や活動に取り組むことができる。
- ② 家族の職業に触れる活動等を通して、身近な人の仕事や職業を知り、生活と職業とのかかわりや自分の将来について、イメージを持ち考えることができる。
- ③ 家庭での手伝いや学校での係活動・体験活動等を通して、働くことの大切さを知るとともに、仕事における役割の必要性和自分の仕事に対しての責任を理解することができる。
- ④ 「将来どんな人になりたいか」「大きくなったらどんな仕事に就きたいか」等の夢や希望を膨らませ、素直に自己の将来を設計し、生活・学習の課題を自分の力で解決していく等、物事に対して前向きに取り組むことができる。

イ 中学校におけるキャリア教育の目標

キャリア発達段階：現実的探索と暫定的選択

キャリア発達課題：○肯定的自己理解と自己有用感の獲得
○興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成
○進路計画の立案と暫定的選択
○生き方や進路に関する現実的探索

- ① 家庭、学校、地域での諸活動の中で、他者（学校内、学校外の人）とのかかわりを通して、肯定的な自己理解や、自己有用感を獲得するとともに、自他を尊重した豊かなコミュニケーション能力を身に付けることができる。
- ② 職業や進路に関する多くの情報を主体的に収集するとともに、必要な情報を選択、活用して、多様な職業の世界を知り、自分の生き方や進路に関する現実的な探索を積極的に行うことができる。
- ③ 職場体験学習や上級学校調査等を通して、働くことの意義や働く人々の生き方、職

業の社会的な役割を知るとともに、学ぶことと生活や職業との関連、今学習していることの必要性や意味を理解することができる。

- ④ 将来の夢や希望の実現に向け暫定的な進路計画を立案し、その実現のために生活や学習の充実に努め、自覚を持って進路を選択できる等、主体的に生きる力を身に付けることができる。

ウ 高等学校におけるキャリア教育の目標

キャリア発達段階：現実的探索・試行と社会的移行準備

キャリア発達課題：○自己理解の深化と自己受容

○選択基準としての職業観・勤労観の確立

○将来設計の立案と社会的移行の準備

○進路の現実吟味と試行的参加

- ① 将来設計を明確化し、主体的な選択基準となる勤労観、職業観を確立することができる。自己理解を一層深め、自己の能力や適性を理解し伸長させるとともに、他者との交流を通して多様な価値観を知り、自己の成長を図ることができる。
- ② 情報収集能力や情報活用能力を高め、社会の動きを知り、社会に対する関心を高めることができる。また、職業や上級学校に関する情報を収集・検討し、社会のニーズや就業機会を知るとともに、自己の進路を具体的に選択し、自己の希望や能力・適性に照らした的確な将来設計をすることができる。
- ③ インターンシップやオープンキャンパス等の試行体験活動を通して自己の生き方を見つめ直し、働くことや学ぶことの意義を再確認する。現実の世界をしっかりと認識し、将来の生き方や職業を選択することができる。
- ④ 将来設計を具体化するための進路計画を立案し、積極的に試行することができる。また、進路選択はキャリア形成の第一歩であることを認識し、将来にわたって仕事と個人生活との両立を図りながら、自己実現を図ることができるよう、長期的な視点をもつことができる。

(3) キャリア教育の推進

ア 校内組織の整備

キャリア教育の推進のためには、各学校が目標及び育成したい能力や態度、教育内容・方法などについて決定していかなければならないので、以下を意識して取り組みます。

- ① キャリア教育の教育的意義について、全教職員間の共通理解を図ること
- ② 教育課程における位置付けについての考えを全教職員に示すこと
- ③ 実施に向けて、例えば「キャリア教育推進委員会」等の校内組織を整えること
- ④ 委員会等を機能させ、全教職員が互いに連携を密にし、キャリア教育の指導計画を作成し、円滑な実施に努めること
- ⑤ 家庭、地域、各種団体、さらに教育委員会など学校関係者、外部の人材による支援、さらには学校の設置者からの、推進に必要な施設・設備など予算的な支援も必要なので、自校のキャリア教育の目標や教育内容、実践状況などについて積極的に情報発信し、広く協力を求めること

学校におけるキャリア教育推進の手順例

キャリア教育の視点を踏まえ、育てたい児童生徒像を明確にする



学校の教育目標、教育方針等にキャリア教育を位置付ける



自校のキャリア教育についての共通理解を全教職員で図る



キャリア教育推進委員会（仮称）を設置する



キャリア教育の視点で教育課程を見直し、改善する



見直し、改善した教育課程を全教職員で再度共通理解を図る（校内研修）



家庭、地域に対し、キャリア教育に関する啓発を図る



キャリア教育を実践する



キャリア教育の評価を行い、その改善を図る

イ カリキュラムの編成

キャリア教育はそれぞれの学校段階で行っている教育活動全体を通じて取り組むものであるため、各学校では、日常的教育活動の中で育成してきた能力や態度について、キャリア教育の視点から改めてその位置付けを見直し、教育課程における明確化・体系化を図りながら点検・改善していくことが求められます。キャリア教育を学校全体で推進するためには、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した年間指導計画、各教科・科目等との関連と単元の指導計画の作成、評価まで盛り込んだカリキュラムの編成を行います。（全体計画に盛り込むべき項目の例）

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① 必須の要件として記すべきことから | |
| ・各学校において定めるキャリア教育の目標 | ・教育内容と方法 |
| ・育成すべき能力や態度〈基礎的・汎用的能力〉 | ・各教科・科目等との関連 |
| ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すことから | |
| ・学習活動 | ・指導体制 |
| | ・学習の評価 |
| ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えることから | |
| ・学校の教育目標 | ・当該年度の重点目標 |
| | ・地域の実態と願い |
| ・児童生徒の実態 | ・教職員の願い |
| | ・保護者の願い |
| ・校区（通学区）小中学校との連携 | ・近隣学校との連携 |

〈年間指導計画作成の手順例〉

- | |
|--|
| ① 各学校の児童生徒の学年等に応じた能力や態度の目標を決定する。 |
| ② キャリア教育の全体計画で設定したそれぞれの能力や態度の目標に基づき、各学校の年間行事予定、学年別の年間指導計画に記載する内容を検討する。 |
| ③ 各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組み等を相互に関連付けた指導計画を作成する。 |
| ④ それぞれの能力や態度の到達目標に応じた評価の視点を設定し、明確化する。 |

〈年間指導計画作成の留意点〉

- 各学校の児童生徒の実態や発達段階に応じた目標や内容にする。
- 各教科・科目、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組等、それぞれのねらいや内容を踏まえて関連付けを図る。
- 児童生徒のキャリア発達を支援できるよう、具体的で系統的なものとする。
- 各教科・科目、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の学習指導要領との関連を図る。
- 評価の視点等を考慮し、評価方法を検討する。
- 家庭や地域、学校間の連携を考慮する。

※特に学習指導要領との関連を図る際は、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが作成した『「キャリア教育」資料集（平成21年度増補版）』等を参考にしたい。

ウ 家庭・保護者、地域・事業所・産業界等、学校間（異校種間）との連携

キャリア教育を推進するに当たっては、学校が児童生徒の生活時間の多くを占める家庭と積極的にかかわりを持ち、共に連携・協力をして進めることが重要です。また、キャリア教育を十分に展開するためには、地域・社会、企業、職能団体や労働組合等の関係機関、NPOなど、学校外の教育資源を有効に活用した連携も必要不可欠です。キャリアを形成していく方法等について専門的な知識や情報をもっている保護者、社会人、職業人などから直接学ぶ機会をもつこと、地域探索、事業所訪問、職場体験活動、インターンシップ、企業訪問や上級学校の体験授業など、体験的な活動を行うことで、児童生徒の中に社会人として必要な自立性や社会性が育まれ、産業構造や雇用形態、進路をめぐる環境の変化などについての理解が深まります。

また、一人の人間の成長を考えたとき、幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校や大学などの上級学校への移行には連続性があるので、キャリア教育上の連携は、必要不可欠です。学校間（異校種間）で連携し、教育活動についての共通理解を図ることで、児童生徒にとっての時系列（幼保・小・中・高・大など）を意識した、キャリア教育を推進することができます。

エ キャリア教育を推進する指導力の向上

キャリア教育を推進する上で重要なのは、指導する教員のカリキュラム編成・運用能力、そして授業での指導力です。さらに、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、特色ある学習活動を生み出していく構想力も必要です。また、キャリア教育は、教員がチームを組んで互いに持ち味を発揮して指導に当たることによって、児童生徒の多様な学習状況に対応できるのであり、各学校では、教員全体の指導力向上を図る必要があります。したがって、教員研修、中でもとりわけ校内研修を充実させることが極めて重要です。

〈校内研修の一例（研修のテーマとねらい）〉

- キャリア教育の意義
 - ・各学校におけるキャリア教育の意義を理解する。
 - ・キャリア教育の推進に不可欠な教職員全体の意識を高める。
- キャリア教育の目標の設定
 - ・自校の児童生徒におけるキャリア発達上の課題、育成したい能力や態度を明らかにし、キャリア教育の目標を設定して、目指す児童生徒像を明確にする。

- ・明らかにされた育成したい能力や態度と各教科等の関連を考え、全体計画、年間指導計画などを作成する。
- キャリア教育の視点に立った授業づくり
 - ・各教科等の単元指導計画や一単位時間の指導計画を作成する。
 - ・授業研究により、指導力の向上を図る。
- 家庭や地域との効果的な連携
 - ・家庭や地域のキャリア教育に対する理解を促進する手立てや、学校の特性を生かした効果的な連携の進め方を話し合う。
- キャリア・カウンセリング
 - ・基本的なカウンセリング能力、コミュニケーション能力を高める。

(4) キャリア教育の評価

各学校におけるキャリア教育の実践が、教育目標を達成し、より効果的なものになるためには、適切な評価を行うことが大切です。評価の目的は、児童生徒の成長や変容を把握することであり、その評価に基づいて取組みの改善につなげることです。したがって、キャリア教育の評価には、児童生徒の成長や変容に関する評価と教育活動としてのキャリア教育全体の評価の視点が必要となります。

各学校は、自校の目標及び育成する能力や態度、教育内容・方法等との関係から、児童生徒にどのような力が身に付いたのか、その育成のための教育活動は効果的であったか、指導計画は適切であったかなど、多面的に評価することが必要です。また、評価に当たっては、「終了時の評価」として行う目標の達成状況の評価だけでなく、「実践過程での評価」も重要です。前もって計画した活動が、効果を上げつつあるかどうか、予想しなかった問題や課題が起きていないかなどを確認し、必要な場合には計画の修正を考慮することなども大切です。

評価を実施するプロセスとしての、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけるPDCAサイクルで、キャリア教育の全体計画等の妥当性や有効性等を適切に評価するとともに、その評価を改善に結び付け、次期の計画等へ反映させていくことが重要なのです。

評価の方法としては、教師が通知表や指導要録などに記載し証明するとともに、常に児童生徒の学習状況を評価します。そのことにより学校の指導計画と自らの学習指導の改善に役立てること、一方で、児童生徒が評価を生かして自らの学習の改善に役立てることの二つが重視されます。さらに、児童生徒自身が自らの学習活動の過程や成果を振り返る機会も大切です。そのためにも、キャリア教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオを作成し、積極的に活用していきたいと考えます。

また、評価に当たって教師は、指導計画に定めた目標や学習のねらいにそって、児童生徒一人一人の到達度を評価し、キャリア発達の程度を把握しておくことが求められます。その際、児童生徒のキャリア発達の速度や様相には個人差があり、環境による影響も考えられること、個々の児童生徒の状況や学校・地域によって設定する目標も多様であることに留意する必要があります。さらに、指導と評価の一体化を進めるためには、キャリア教育の視点を踏まえた授業、活動の一層の充実を図ることが望まれます。

《参考・引用》文部科学省『小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き』（平成23年）

3 読書活動の推進

読書活動は、児童生徒が言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となるものです。

本県では、「第6次山形県教育振興計画」において、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの読書活動に取り組む「読育」を推進しています。さらに、「第3次山形県子ども読書活動推進計画」において、本好きな子どもが一人でも多くなること、そして、子どもたちが主体的な読者として本を活用し、言葉の力を高めながら心豊かな人間として成長することを目指し、次の三つの柱を基本方針とし、日々読書活動の推進に取り組んでいます。

- 1 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

ここでは、学校における読書活動の充実を図るための読書指導の進め方や、学校図書館の役割と機能について述べます。

(1) 読書指導の進め方

学校における読書指導は、児童生徒の基礎的な語彙力形成を始め、読む能力の向上や主体的な読書態度の育成を目指して、教育活動のあらゆる機会においてなされる必要があります。

学習指導要領総則において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」と記されています。国語科では、目標に「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる」ことが示されており、児童生徒の読書に向かう基礎的態度を育てる大きな役割を担っています。また、学校の教育活動全体において読書活動の充実を図りながら意図的・計画的に指導していくことが求められています。

授業における配慮はもちろんのこと、児童生徒が優れた図書に触れる環境をつくること大切です。また、地域や保護者の協力を得て「読み聞かせ」を行ったりするなど、家庭や地域と連携した取組みも必要です。

(2) 学校図書館の役割と機能

学校図書館には、次のように三つの機能が期待されています。

ア 読書センターとしての機能

児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であり、想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む。

イ 学習センターとしての機能

児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする。

ウ 情報センターとしての機能

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする。

学校図書館は、児童生徒の知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えることが大切です。図書資料のほか、電子資料等も整備し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備える必要があります。また、各教科等において学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させていくことも大切です。指導にあたっては、司書教諭を中心に教職員が連携した取組を行うなど、学校図書館をいっそう有効に活用する教育活動の展開が求められます。

4 教育情報の管理と配慮事項

(1) 著作権（知的財産権）

著作権とは、作ったもの（著作物）を他人に勝手にコピーされない、そして勝手に改変されない権利です。「人のつくったものを勝手に使ってはいけない、勝手に変えたりしてはいけない」といった常識のレベルで常に意識する必要があります。

特に教員は、教育現場での特例を示している「著作権法第35条」の内容についてしっかりと認識し、拡大解釈することのないよう慎重に対応する必要があります。

この著作権法第35条では、「学校その他の教育機関における複製等」は、授業を担当する教員や児童生徒が授業の過程の中で著作物を使用する目的であるならば、必要と認められる限度で著作物を複製できることが述べられています。つまり、公開されている著作物等（画像や文章など）を複製し授業で利用する場合は、授業を担当するクラスの生徒数分を限度に、必要部数を複製し、授業で利用することができることになります。この場合、著作者にメール等で連絡して了解を得たり、複製物の中に著作者や出典、URL（Webページのアドレス）等を明記するのがエチケットです。

なお、コンピュータソフトウェアや市販されているワークブック、ドリル問題集等には、著作権法第35条の適用はほとんど認められていませんので注意が必要です。

(2) 個人情報の保護

学校には、児童生徒をはじめとした多くの個人情報があり、常にその保護の重要性を認識し、適正な管理に努めていかなければなりません。

例えば、職員室の机の上に児童生徒の個人情報を無造作に置くというようなことがあってはなりませんし、またテストの採点中に席を立つ場合には、他から見られないような配慮が必要です。

個人情報の取扱いについては、次の点に留意するとともに、児童生徒にも適切な取扱いについて指導していくことが必要です。

- ① 利用目的を明確にして、その目的の範囲内で取り扱い、むやみに第三者に提供してはならない。
- ② 個人情報の収集は、原則として本人から取得し、適法かつ適正な方法で取得する。
- ③ 漏洩や改ざんなどがないように、安全措置を講じる。
- ④ 取扱いに関する責任の所在を明確にし、開示・訂正などの取扱いに対応できる透明性を確保する。

(3) 学校における情報セキュリティ

学校における教育情報の取扱いには、教育委員会や各校で定めた規則（情報セキュリティポリシー）に従い、適切に管理することが求められます。

具体的には、個人情報の漏洩を防止する観点から、校務で使用するコンピュータや扱うファイルについてはIDやパスワードの設定を確実に実行し利用すること。また、常に最新のウィルスパターンに更新をして対策を講じていくこと。そして、万が一のために、定期的にデータのバックアップを取ることを日頃から徹底することが必要です。さらに、USBメモリなどの取扱いは規則に従い、慎重かつ確実に取り扱わなければなりません。

個人情報の流出や紛失は、個人に実害が及ぶ恐れがあるのはもちろんのこと、教育への信頼を損なうことにもなります。

－著作権法第35条－

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

5 部活動

(1) 部活動の位置付け

中学校及び高等学校教育において大きな役割を果たしてきている「部活動」については、平成28年12月の中央教育審議会の答申において、「教育課程の外の学校教育活動としての位置付けを維持しつつ、少子化の進展や教員の負担軽減の観点を考慮して、将来にわたって持続可能な在り方を検討することが求められる。学校教育活動の一環として、関係教科等と関連付ける視点、休養日や適切な活動時間の設定などバランスのとれた生活や成長への配慮を行うとともに、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築することが不可欠である。」との指摘がなされ、新学習指導要領（中学校：H29.3告示）にはその意義や留意点等が明記されました。

【新学習指導要領「教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連」中学校：総則第1章第5の1のウ】

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

ア 意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。

イ 留意点

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにします。

ウ 配慮事項

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにします。

なお、各学校が部活動を実施するに当たっては、上記のことや、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月山形県教育委員会）を参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意しましょう。

(2) 本県の基本方針

部活動運営の方針として、平成30年12月に「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（県教育委員会）を通知しており、県立学校にあってはこの方針に、市町村立中学校にあっては、各市町村教育委員会の方針に則り、各学校が策定した学校の方針を遵守して部活動を計画し指導にあたることが大切です。

文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、当面は本方針に準じた取扱いとなります。

【「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（H30.12県教育委員会）より抜粋】

	中 学 校	高 等 学 校
休養日	平日 1 日以上 土日 1 日以上	
活動時間	平日 2 h 程度 土日等 3 h 程度	
長期休業中の 休養日	ある程度長期の休養期間を設けること	
始業前練習	禁 止 ※ただし、事情により校長が認めた場合は、1 日を通して上記活動時間を超えない範囲で可	
保護者会主催 の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	
部活動を補完 するクラブ等 の活動	部活動の活動時間と合わせて上記基準を遵守すること	

VIII 家庭・地域との連携

学校の教育活動は、家庭教育・地域活動と連携して推進することで、児童生徒の一層の成長・発達が期待できます。ここでは保護者との連携等について、教師として特に大事にしたいポイントを述べます。

1 家庭との連携

(1) 家庭訪問

ア 家庭訪問の目的

教師と保護者の相互理解を深め、児童生徒の家庭における様子を理解し、教師と家庭の連携を図ることにより、児童生徒の望ましい成長を図ること等が目的です。

イ 訪問時の主な話題

- ・家庭における学習、生活、友人関係、健康状態等
- ・児童生徒に対する保護者の期待や養育態度等
- ・学校における授業参加の様子や友人関係、生活状況等
- ・学校への要望、不安や不満等
- ・学校の教育方針、担任の学級経営に対する姿勢や具体的な進め方等

ウ 家庭訪問に際しての留意点

- ・常に相手を尊重する丁寧な態度で接する。
- ・身だしなみや言葉遣い等のマナーを守る。
- ・プライベートな話題には、安易に触れない。
- ・その場でのメモはできるだけ避け、事後にまとめる。
- ・話題に関する秘密を厳守する。
- ・児童生徒の家庭状況は、提出された書類等であらかじめ把握しておく。
- ・訪問の時間を事前に連絡し、約束の時間は必ず守る。約束の時刻に遅れそうな場合は、速やかに電話連絡する。

(2) 保護者会（学級懇談会）

保護者会は、新学期や学期末などに定期的に行うものと、必要に応じて臨時に行うものがあります。新学期の保護者会は、保護者と担任の人間関係づくりが第一のねらいです。その実現のために、親しみやすいように自己紹介したり、学級経営について保護者に理解してもらえようわかりやすく説明したりする必要があります。

学期末の保護者会は、児童生徒の生活や学習状況についての話題が中心になります。したがって個々の児童生徒の学習の様子や生活面で成長した点や課題となる点等についてあらかじめ整理して臨む必要があります。

保護者会では、どの児童生徒にも共通する話題を選び、出席した全ての保護者が参加できるようにすることが大切です。また、個人について触れる場合は、その内容や表現等についてとりわけ配慮が必要です。

2 PTA活動

(1) PTA活動の目的と組織

PTAは教育効果の向上、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、保護者と教師によって学校ごとに組織されます。

PTAは、学級・学年PTAと地区PTA、専門部会等で構成されている学校が多いようです。まず、専門部会の委員による委員会を持ち、年間の行事計画を立てます。次に、委員会から運営委員を選び、専門部会の調整をするとともに、役員会の審議を経て総会に諮り、活動計画が実施されます。

(2) 主な活動内容

保護者と教師が協力して、児童生徒の生活指導や地域における教育環境の改善や充実を図ります。また、教育への理解を深め、その振興を図るための会員相互に研修します。

(3) PTAに準ずる組織等の活動

定時制・通信制の課程を置く高等学校には、雇用主と教員の連絡組織であるETAや、成人生徒や教員を中心に組織された団体を持つところがあり、それぞれ独自の活動を行っています。

3 その他の機関や団体との連携

学校は、さまざまな機関や団体に支えられて教育活動が展開されます。いじめや児童虐待の問題への対処をはじめ、児童生徒の生命や安全を守るために、地域や関係機関との連携を深めることが一層求められています。地域に根ざし、しかも開かれた学校として機能するためには、次のような機関や団体との連携が大切です。

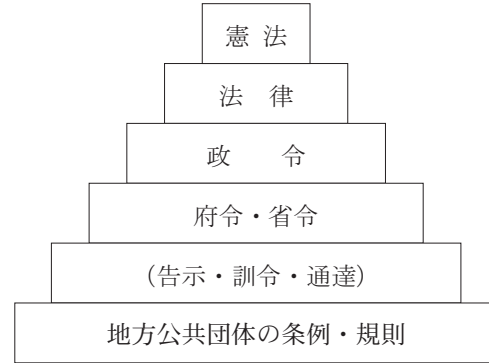
同窓会、青年団、婦人会、老人クラブ、スポーツ少年団、子供会育成会、公民館民生委員、教育相談機関、地区交通安全会、警察 等

IX 資 料

1 知っておきたい教育関係法令

教育関係法令とは教育に関する法規範で、国の法律、政令、府令・省令、地方公共団体の条例、規則などを指します。憲法を頂点に重層構造をしています。

国の法令では、憲法の影響を受けた教育基本法を基盤に学校教育、教育奨励、学校保健・環境、教育職員、社会教育、教育行政、教育施設などに関係する事項を定めています。これらを基にして、地方公共団体は条例、規則を定め法の正しい適用を図っています。



(1) 憲法と重要法規

① 憲 法

憲法は国の統治に関する根本原則を定めた103条からなる最高の法律です。特に、第26条は教育に関する条文で、教育を受ける権利を定めるとともに教育を受けさせる義務を定めています。

② 教育基本法

教育に関する根本を定めた法律で、教育環境の変化に対応させて平成18年12月に約60年ぶりに改正されました。4章18条からなる法律です。教育の目的・理念が明示され、教育の実施に関する基本が規定されました。

③ 学校教育法

学校制度と教育体系を基本的に規定した法律です。その下位法、すなわち学校教育法施行令及び学校教育法施行規則も大切ですから目を通しておく必要があります。

教育基本法の改正を受け、平成19年6月に大きな改正がありました。同時に教育職員免許法、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正されました。また、平成30年5月に一部改正されました。

④ 地方公務員法

地方公務員の職制や身分取扱いに関する総合的な法律で、国家公務員法に準ずるものです。

⑤ 教育公務員特例法

公立学校の教師に適用される法律で、初任者研修制度や研修についての規定があります。学校教育関係職員の資質の向上を図るため、平成28年11月に一部改正されました。

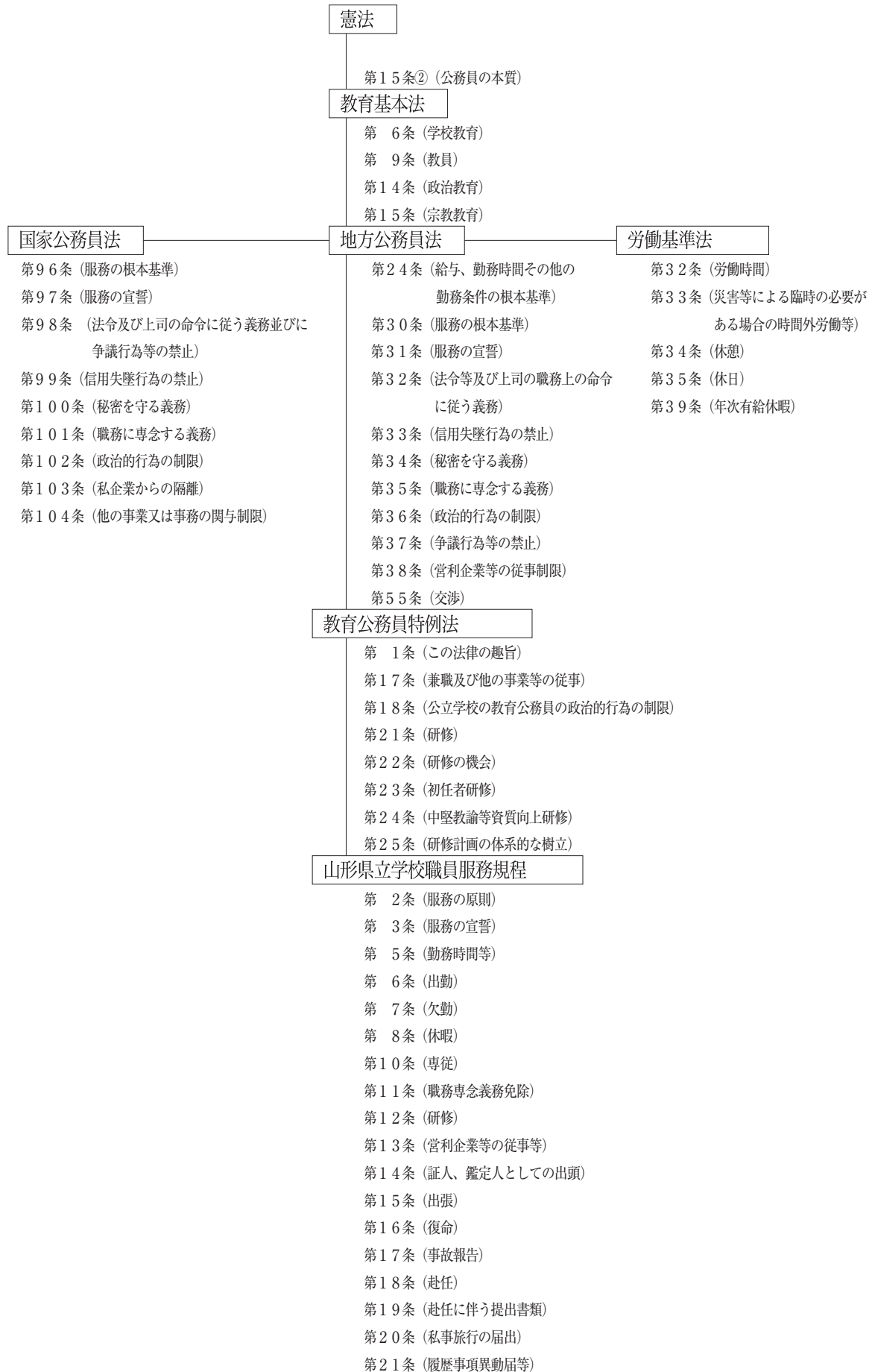
⑥ 山形県高等学校管理運営規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、山形県教育委員会が所管に属する県立高等学校の管理運営の基本的事項について定めた規則です。

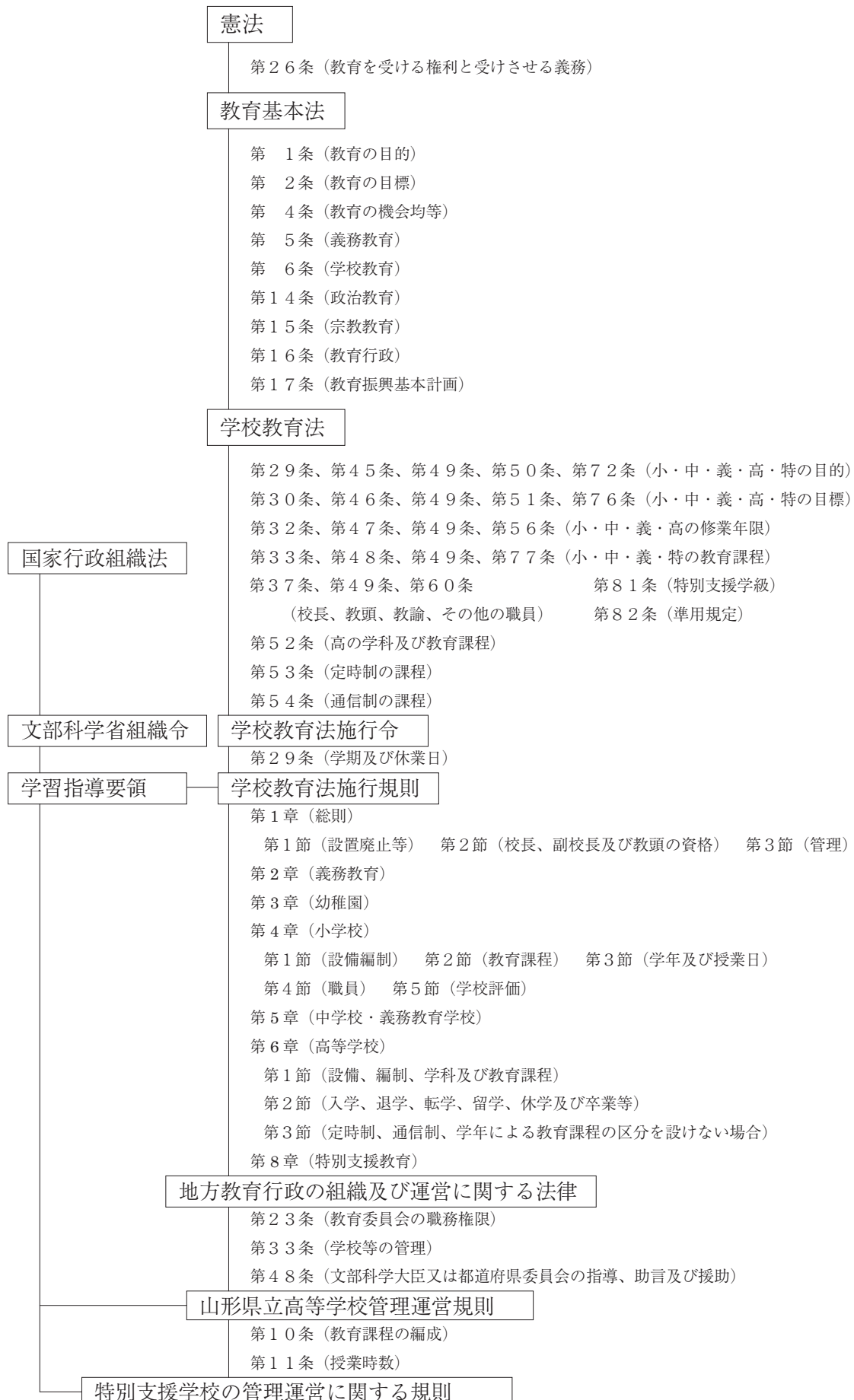
⑦ 特別支援学校の管理運営に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、山形県教育委員会が所管に属する特別支援学校の管理に関し、基本的事項について定めた規則です。

(2) 教職員の服務と関係法規



(3) 教育課程編成と関係法規



2 山形県の教育の歩み（略年表）

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1868（明治1）		●五ヶ条の「御誓文」を發布
1869（＃2）	●本沢竹雲、上貫津村（現天童市）に格知学舎を創立	●「府県施政順序」を頒布し、小学校の設立を奨励
1871（＃4）	●興譲館内に洋学舎を創設 米沢県、宮内・小松・荒砥・宮・小国に郷学校を設置	●廃藩置県 ●文部省をおく
1872（＃5）	●学制により、置賜・酒田県は第7大学区、山形県は第8大学区に編入	●「学制」公布 ●文部省、「小学教則」及び「中学教則略」を公布
1873（＃6）	●小学校が多く設立される	●徴兵令公布
1875（＃8）	●山形県教員不足のため、小学仮伝習所を設立	●小学校の学齢、満6歳から14歳までとなる
1876（＃9）	●山形県、小学児童の入学を春2月、夏5月、秋8月、冬11月とする ●統一山形県の成立	●日本最初の幼稚園、東京女子師範学校に設立
1878（＃11）	●山形県師範学校を設立	●文部省、公立学校の開設認可権限を地方官に委譲
1879（＃12）	●これまでの教員の名称を廃止し、訓導・準訓導・授業雇に統一する	●「学制」を廃し、「教育令」を公布
1880（＃13）	●山形県師範学校の在学期間を2年半に延長前期2年を予科、後期半年を本科とする	●「集会条例」の公布
1881（＃14）	●「小学校教員免許状授与規則」「学力検定法」を定める	●「教育令」の改正公布
1883（＃16）	●小学校教員に児童の発音矯正指導を指示	●「小学校教則綱領」の制定 ●文部省、小学校教員心得を定める
1884（＃17）	●山形師範学校の中学科、独立して山形県中学校となる	●文部省、小学校・中学校・師範学校の教科書採択につき、あらかじめ文部省の認可を必要とする旨を指示
1885（＃18）	●公私立学校の生徒集会取り締まりを通達	●「中学校通則」を制定
1886（＃19）	●県、「小学校教則」を制定し、9月学年開始の学年制を採用（実施は翌年から）	●「教育令」の再改正 ●内閣制度の創設
1887（＃20）	●「簡易小学校（小学簡易科）教則」を制定	●「師範学校令」「小学校令」「中学校令」を公布
1888（＃21）	●各小学校に天長節・紀元節の祝賀式挙行を指示	●「教科用図書検定条例」を公布
1889（＃22）	●山形尋常師範学校、女子部を設置	●「公私立小学校教科用図書採定方法」を制定 ●国歌「君が代」の制定を条約国に通告
1890（＃23）	●県知事、教育勅語謄本を公私立学校に交付、勅語拝読式の挙行を訓令する	●大日本帝国憲法・皇室典範を發布 ●市制・町村制施行
1891（＃24）	●「御真影」「教育勅語謄本」を校内一定の場所に奉置するよう訓令	●文部省、御真影を高等小学校に下付する旨通達
1892（＃25）	●鶴岡大督寺の私立忠愛小学校で給食が開始される	●第1回衆議院議員選挙
1893（＃26）		●「小学校令」公布 ●「教育ニ関スル勅語」發布
1894（＃27）	●山形県尋常中学校に農業専修科を設置	●「中学校令」を改正し、高等女学校を尋常中学校の一種とする ●教科用図書検定規則を改正し、検定基準を強化する
		●文部省、女子就学の促進のために、小学校に裁縫科を設置するよう勧奨する ●「実業補習学校規程」を公布 ●「高等学校令」を公布

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1894 (明治27)	●西田川郡大山尋常高等小学校に本県最初の幼稚園が設置される	●日清戦争起こる
1895 (" 28)	●山形県尋常師範学校に女生徒をおかないこととする	●文部省、「高等女学校規程」を制定
1896 (" 29)		●「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」を公布
1897 (" 30)	●一時任用准教員の任用期限延期について訓令 ●米沢市立工業学校設立、翌年、県立に移管、山形県工業学校と改称	●「師範教育令」を公布 ●文部省官制を改正、実業教育局を新設
1898 (" 31)	●小学校の学年を4月開始に改める ●「山形県小学校准教員養成所規則」を制定	●公立学校に学校医をおく
1899 (" 32)	●「小学校裁縫科教員養成所規則」を制定	●「実業学校令」「高等女学校令」「私立学校令」を公布
1900 (" 33)	●「小学校設備規程」を制定 ●北村山郡立農学校が山形県農学校と改称 ●山形市立高等女学校、県立となり山形県山形高等女学校と改称	●道府県に視学官と視学、郡に郡視学をおく ●「小学校令」の改正（義務教育年限を4カ年に統一、義務教育の授業料を徴収しない）
1901 (" 34)	●小学校の学期制を定める ●県立庄内農学校、県立置賜農学校の設立	●「中学校令施行規則」「高等女学校令施行規則」を制定
1902 (" 35)	●山形県女子師範学校の設立	●教科書疑獄事件起こる
1903 (" 36)	●私立山形幼稚園の開設 ●私立米沢盲学校の設立	●「専門学校令」を公布 国定教科書制度の成立
1904 (" 37)	●県、財政節減のため、教職員600名近く人員整理を行う	●日露戦争始まる
1906 (" 39)	●県知事、青年団体・女子団体・在郷軍人団体の設立を奨励	●学生思想風紀について訓令（社会主義を排斥）
1907 (" 40)	●「学齢児童保護会準則」を定め、これにより就学率上昇	●「小学校令」を改正（義務教育年限を6カ年に延長）
1908 (" 41)	●再び女子学齢児就学督励を訓令	●「戊申詔書」を發布（国民精神の作興）
1909 (" 42)	●米沢高等工業学校の創立	●文部省、直轄諸学校に修身教育の重視を訓令
1910 (" 43)	●県立図書館の開設	●高等女学校令の改正、実科もしくは実科高等女学校の設置を認める
1911 (" 44)	●小学校児童の出席奨励を訓令	●高等小学校において農業又は商業の1科目を必修とし、教授時数を増加
1913 (大正2)	●「小学校教員職服規程」を定める（男子は黒色または紺色の立襟の背広、女子は筒袖及び袴を着用）	●「小学校令」を改正、教員の免許状は府県で授与し、全国一本化となる
1914 (" 3)	●女子師範学校附属小学校、女子だけでなく男子の入学を認める	●第一次世界大戦起こる
1918 (" 7)		●「市町村義務教育費国庫負担法」公布（小学校教員の俸給の一部を国庫で負担）
1919 (" 8)	●「市町村立小学校教員職服規程」を廃止	●「大学令」「高等学校令」を公布 ●「中学校令」を改正公布（尋常小学校5年より進学を認める）
1920 (" 9)	●山形高等学校の設立	●国際連盟の発足 ●日本最初のメーデーが開催される
1921 (" 10)	●「県立実科高等女学校学則」を制定	●通俗教育を社会教育と改称
1922 (" 11)	●「山形県学校医規程」を制定	●文部省、小学校教育費の整理、節約を訓令
1923 (" 12)	●県主催第1回夏季大学が開催される	●郡制廃止 ●「盲学校及聾唖学校令」を公布

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1923 (大正12)		●関東大震災
1924 (" 13)	●山形県教育総集会, 児童生徒の勤儉力行の精神・体得について答申	●大日本連合青年団の結成
1925 (" 14)	●「山形県児童就学奨励規程」を制定 (貧困者に奨励金, 学用品を支給)	●文部省に社会教育課を設置
1926 (昭和元)	●県立山形・米沢中学校, 夜間中学を設置 ●県, 青年訓練所設置の趣旨徹底について訓令 ●県, 女子青年団の組織化について訓令	●「師範学校規程」を改正 (本科1部の年限を5年とし, 小学校高等科2年卒業と同時に入学可能となる) ●「陸軍現役将校配属令」を公布 ●「青年訓練所令」「幼稚園令」を公布 ●道府県庁に学務部を新設 ●「工業労働者最低年齢法」が施行され, 学齢児童の就業禁止
1927 (" 2)	●学校清潔方法に関する標準を訓令 ●山形聾啞学校の設立	●中学校・高等女学校・高等学校の入学試験制度を改正 (内申書重視を指示)
1928 (" 3)	●児童生徒の個性を尊重して職業指導を行うよう訓令	●普通選挙法による最初の衆議院議員選挙実施
1929 (" 4)	●体力検査項目・方法について通知	●文部省, 夜間職業学校の設置を認める
1930 (" 5)	●子守児童と幼児保護のため託児所の設置を奨励	●文部省, 小学校の入学試験準備教育を禁止
1931 (" 6)	●女子補習学校の設置を促進	●文部省, 青年教育振興に関し訓令
1933 (" 8)	●「山形県立国民高等学校学則」を定める (海外拓殖移民の養成を図る)	●満州事変起こる ●「中学校令施行規則」全面改正 (法制・経済を公民科に, 柔剣道を必修とする)
1934 (" 9)	●児童生徒の校外指導の振興	●長野県で共産党事件に関連し小学校教員138名検挙
1935 (" 10)	●「青年学校令施行細則」を定める	●文部省に思想局設置 ●東北地方冷害, 大凶作 ●「青年学校令」公布 ●「青年学校教員養成所令」公布
1937 (" 12)	●小学校児童の課外授業を1日2時間以内とし, 日曜祭日・休暇中は禁止する	●全国向け学校放送開始 ●日華事変起こる
1938 (" 13)	●青年学校専任教員臨時養成所について通達	●文部省, 国体明徴の観点から師範学校, 中学校, 高等女学校, 高等学校の授業要目を大幅に改訂
1939 (" 14)	●虚弱児童のための林間学校を白布高湯温泉に開設 ●満蒙開拓青少年義勇軍志願の奨励について通達	●「国家総動員法」公布 ●青年学校を義務制とする (満12歳以上19歳以下の男子)
1940 (" 15)	●「山形県戦時新生活運動要項」を定める	●「青少年学徒に賜りたる勅語」発布 ●第二次世界大戦始まる
1941 (" 16)	●青年学校振興運動を実施	●「学校給食奨励規程」を制定 ●大政翼賛会発会 ●紀元2600年記念式典を挙行
1942 (" 17)	●「山形県教育綱領」を制定 (国体観念の明徴, 必勝信念の確立など4則)	●「国民学校令」公布 ●太平洋戦争起こる
1943 (" 18)	●労働力不足と食糧増産のため, 学徒の草刈動員を通達	●学徒勤労動員開始
1944 (" 19)	●学徒動員本部設置	●「師範教育令 (改正)」公布 (師範学校を官立とし, 専門学校と同程度に昇格) ●青年学校教員養成所を廃止し, 青年師範学校を設立
1945 (" 20)	●進駐軍, 神町・山形・酒田・米沢へ到着	●国民学校初等科児童の集団疎開を決定 ●「戦時教育令」公布 (国民学校初等科以外の授業を4月から1年間停止) ●終戦の詔発表 (ポツダム宣言受諾) ●文部省「新日本建設の教育方針」を発表

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1945 (昭和20)		●全日本教職員組合結成
1946 (" 21)	●県内の学校御真影を奉還 ●県教職員適格審査開始	●「公職追放令」公布 ●「日本国憲法」公布
1947 (" 22)	●新制中学開校式 ●学習指導要領伝達講習会開始	●「教育基本法」「学校教育法」公布 ●新学制による小学校及び中学校発足、9年の義務制となる
1948 (" 23)	●定時制高校開校式	●新制高等学校発足 ●「教育委員会法」公布
1949 (" 24)	●週5日制授業実施(県に申請した希望校)	●第1回教育委員選挙 ●「教育公務員特例法」公布
1950 (" 25)	●高校再編成のための統廃合実施	●「教育職員免許法」公布 ●「地方公務員法」公布
1951 (" 26)	●無着成恭編『山びこ学校』が刊行される	●文部省、国旗掲揚、「君が代」斉唱をすすめることを通達 ●文部省、道徳教育振興方策を発表 ●対日平和条約、日米安全保障条約調印 ●文部省「学習指導要領一般編(試案)」を改訂発行
1952 (" 27)	●第7回国民体育大会、山形・宮城・福島の3県で開催	●中央教育審議会設置 ●「義務教育費国庫負担法」公布
1953 (" 28)	●県へき地教育振興連盟が発足	●「理科教育振興法」「学校図書館法」公布
1954 (" 29)	●県特殊教育研究会を結成	●「学校給食法」公布 ●「へき地教育振興法」「盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布
1955 (" 30)	●第8回全国高校陸上競技対抗選手権大会、酒田市にて開催	●文部省「高等学校学習指導要領(一般編)」発行(昭和31年度から実施)
1956 (" 31)	●町村合併により223市町村が61に、地教委241が61となる ●県教育委員会、教育採用に学力試験実施を決定する	●新教育委員会法公布(公選制を任命制度に改める) ●日本、国際連合に加盟
1957 (" 32)	●勤務評定に反対する県教組、県内2カ所で集会を行う	●小・中・高等学校の全国抽出学力調査(社会・理科)を実施 ●文部省、小中学校教頭の設置 ●全国的に勤務評定反対闘争激化 ●日米新安保条約に調印
1958 (" 33)	●県教育委員会、勤務評定実施を決定する	●小学校の新学習指導要領による教育課程を全面実施
1960 (" 35)	●高校生急増対策協議会開く	●文部省、中学2・3年生全員を対象に全国一斉学力調査実施
1961 (" 36)	●24年レッドバージされた一部教員復職	●中学校の新学習指導要領による教育課程全面実施 ●「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布 ●高等学校の新学習指導要領による教育課程を全面実施 ●第1回能研テストを実施 ●第18回オリンピック東京大会開催 ●家永三郎、教科書検定を違憲として民事訴訟を起こす ●教科書、無償給与(小学校1年から6年までを対象) ●文部省、手引書「道徳指導の諸問題」を全国小・中学校に配布 ●文部省、「大学内における正常な秩序の維持について」通達 ●日本万国博覧会が大阪府で開催 ●沖縄返還協定調印
1962 (" 37)	●県教育研究所連盟が発足	
1963 (" 38)	●第1回県学力向上対策委員会が開催	
1964 (" 39)	●「山形県体育施設条例」を公布	
1965 (" 40)	●へき地学校勤務の教職員に特別昇給を実施	
1966 (" 41)	●公立高等学校入学選抜・学力検査科目9教科から3教科になる	
1967 (" 42)	●山形県長期教育計画策定委員会が発足する	
1969 (" 44)	●山形県長期教育計画を策定	
1970 (" 45)	●第16回学校図書館全国大会が山形市で開催	
1971 (" 46)	●NHK学校音楽コンクールで山形西高3年連続日本一となる	
1972 (" 47)	●全国高等学校総合体育大会(県内9市33会場)開催	●文部省、学制百周年記念式典を東京で挙げる
1973 (" 48)	●山形大学医学部開校	●文部省、幼稚園教育振興計画要項を通達

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1974 (昭和49)	●日教組・日高教組の全国教育研究会、山形市で開催	●義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法公布
1975 (" 50)	●県教育センター発足	●短期大学設置基準を制定
1977 (" 52)	●県庁、新庁舎に移転	●小・中学校の新学習指導要領を告示
1978 (" 53)	●「山形県教育振興計画」を策定	●高等学校の新学習指導要領を告示
1978 (" 53)	●県中学校30周年記念式典が山形市で開催	
1978 (" 53)	●PTA指導者海外研修(ヨーロッパ3カ国)を実施	
1979 (" 54)	●全国小学校家庭科教育研究大会が山形市で開催	●はじめて国公立大学共通一次試験実施
1979 (" 54)	●第1回生涯教育県民大会が山形市で開催	●養護学校、小・中学部の義務制実施
1980 (" 55)	●国民体育大会山形県招致委員会を設置	●文部省「児童・生徒の非行防止について」通知
1980 (" 55)	●東北特殊教育研究大会が鶴岡市で開催	●教科書論争活発
1981 (" 56)	●中国教育事情視察団を派遣	●教科用図書検定基準一部改正
1982 (" 57)	●東北地区高等学校PTA研究大会が山形市で開催	●教育職員養成審議会「教員の養成及び免許制度の改善」を答申
1983 (" 58)	●第32回全国高等学校保健研究大会が山形市で開催	●臨教審第一次答申がなされる
1984 (" 59)	●第33回全国へき地教育研究大会が天童市外7市町村で開催	●教育課程審議会が日の丸、君が代の義務化を促す
1985 (" 60)	●「第3次山形県教育振興計画」を策定	
1985 (" 60)	●全国学校給食総合センター運営協議会が山形市で開催	●子どものいじめの実態調査を発表
1986 (" 61)	●東北地区情報技術教育研究総会並びに研究協議会が東根市で開催	いじめの事件数は減少傾向にあるが、中身の陰湿化が目立つ
1987 (" 62)	●第22回東北理科教育研究大会が山形市で開催	●大学卒の女子の就職率は過去最高の73.6%
1988 (" 63)	●北海道・東北ブロック養護教諭実技講習会が上山市で開催	●文部省が厳しすぎる校則見直し指導を発表する
1989 (平成元)	●山形県道徳教育振興会議(第1回～第3回)が開催	●文部省が教員の初任者研修制度化の概要と留意事項を地方教委に通達
1990 (" 2)		●文部省新学習指導要領告示
1991 (" 3)		●小学校初任者研修実施
1992 (" 4)	●第47回国民体育大会(べにばな国体)開催	●中学校初任者研修実施
1994 (" 6)	●教職10年経験者研修導入	●高等学校初任者研修実施
1995 (" 7)		●学校週5日制(月1回)実施
1996 (" 8)	●「第4次山形県教育振興計画」策定	●特殊教育諸学校初任者研修実施
1996 (" 8)	●第6回「全国産業教育フェア」開催	
1997 (" 9)	●第10回「全国健康福祉祭」開催	●いじめ問題の深刻化
1997 (" 9)	●第1回環境教育フォーラムが山形市で開催	●学校週5日制(月2回)実施
1998 (" 10)	●県教育問題懇談会(中高一貫教育研究会議)開催	●第15期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を第一次答申
1998 (" 10)	●「山形県情報教育推進計画」策定	●第16期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を第二次答申
1998 (" 10)	●全国ボランティアフェスティバル山形開催	●教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」を第一次答申
1998 (" 10)	●「第4次山形県教育振興計画」改定	●幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領告示
		●中高一貫教育に向けて、学校教育法の一部を改正する法律成立
		●教育課程審議会「幼小中高盲聾及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1998 (平成10)		●中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」(幼児期からの心の教育の在り方について) 答申 ●長野冬季オリンピック開催・同パラリンピック開催
1999 (" 11)	●全国高等学校総合文化祭山形大会開催	●第145回通常国会において「国旗・国歌法」が成立
2000 (" 12)	●全国スポーツ・レクリエーション祭山形大会開催 ●小国町と金山町で中高一貫教育が2001年度から正式にスタートすることに決定	●少年の重大事件が相次ぐ ●教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」を答申
2001 (" 13)	●感性教育シンポジウム開催 ●北海道・東北地区中高一貫教育推進フォーラム山形開催 ●全国生涯学習フェスティバル「まなびピア山形2001」開催 ●知事「小・中に30人学級導入」発言	●教育改革国民会議、17の提言を最終報告 ●中央省庁再編（文部科学省誕生） ●21世紀教育新生プラン策定 ●えひめ丸沈没 ●大阪池田小児童殺傷
2002 (" 14)	●教育山形「さんさん」プラン（21人から33人の学級編制）がスタートし、県教委主催で「全国少人数学級編制研究会」を開催 ●教育県山形の未来を考える教育講演会の開催（講師：河合肇雄文化庁長官） ●すべての公立高校で推薦選抜実施、連携型（中高一貫教育校）選抜実施 ●高校生文化フェスティバル「発見！やまがたのすごい人」開催	●中央教育審議会「教育基本法の見直し」「教育振興基本計画策定」を諮問 ●確かな学力の向上のための「学びのすすめ」のアピール ●完全学校週5日制の実施（幼稚園から高等学校） ●新学習指導要領完全実施（幼稚園・小学校・中学校） ●小学校設置基準及び中学校設置基準の制定・施行、高等学校設置基準の改正 ●教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布 ●文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」を答申
2003 (" 15)	●教職10年経験者研修導入 ●初任者研修拠点校方式の実施 ●教育山形「さんさん」プランが小学校1年生から5年生まで実施され、県教委主催で「全国少人数教育公開研究会」及び「少人数学級編制研究会（第3～4回）」を開催 ●地域文化継承の実践活動研究発表「子どもまつりフェスティバル」開催 ●公立高校入試制度の改善（絶対評価による内申、面接を判定資料にすること可等） ●県立新庄神室産業高校開校 ●すべての公立高校に学校評議員を配置 ●日韓中高生交流事業（高校）による訪韓	●新学習指導要領実施（高校） ●中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」「食に関する指導体制の整備」を答申 ●小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領一部改正
2004 (" 16)	●第5次山形県教育振興計画『山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」』が策定され、各学校や関係機関に配付 ●教育山形「さんさん」プランが小学校1年生から6年生まで実施され、県教委主催で「全国少人数教育公開研究会」及び「少人数学級編成研究会（第5～6回）」を開催 ●「いのちの教育」全県フォーラムの開催 ●「県立高等学校の将来の在り方について」県立高等学校将来構想検討委員会報告 ●「英語が使える日本人の育成のための行動計画」に基づく英語教員研修開始 ●山形県進路指導研究協議会開催	●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を創設 ●中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（中間報告）、「今後の学校管理の在り方について」及び「大学入学資格検定の見通しについて」を答申、義務教育特別委員会を設置し「教育基本法の改正・学力世界トップ・教員の質の向上・現場主義・義務教育国家負担制度の改革」等の検討 ●教育課程実施状況調査科目別報告書（高校） ●OECD（PISA）生徒の学習到達度調査、TIMSS2003国際比較結果の概要（国立教育政策研究所）報告により、学力低下問題 ●学校安全緊急アピール—子どもの安全をまもるために—が出される。

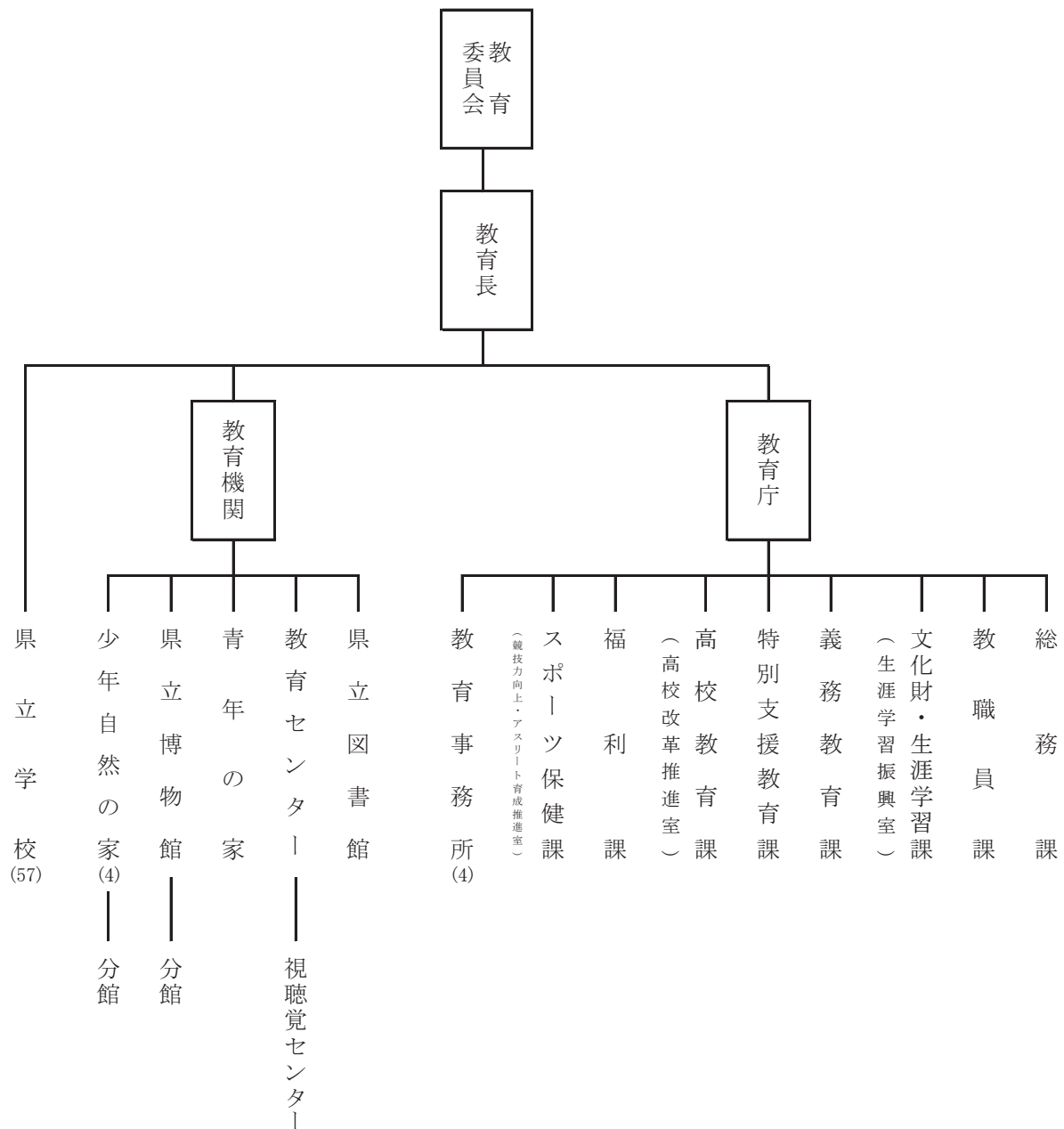
年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2005 (平成17)	●第5次山形県教育振興計画がスタート ●学校の組織マネジメント能力を高めるためのフォローアッププログラム推進事業の開始 ●「県立高校教育改革実施計画」(策定)	●中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」(答申)、「審議経過報告」の取りまとめ ●中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)
2006 (# 18)	●次代創造高校づくり推進事業の開始 ●国際化推進事業の開始	●教育基本法の改正 ●中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申) ●内閣に教育再生会議の設置 ●高等学校における必修教科目の未履修問題
2007 (# 19)	●学校教育法の一部改正により「特別支援教育」の開始 ●24時間電話相談の開始 ●「山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について(報告)」の提出 ●若者対策事業の開始 ●キャリア教育指導計画「総合実践プログラム」の作成・実践 ●「最上川の文化的景観」の世界遺産登録申請	●小学6年、中学3年の222万人を対象に「全国学力・学習状況調査」実施 ●中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申) ●「学校教育法等の一部を改正する法律」,「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」,「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」の3法案が成立・公布 ●中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中間報告
2008 (# 20)	●やまがた教育「C」改革の開始 ●「山形県特別支援教育推進プラン」の策定 ●県立村山特別支援学校、楯岡校の開校	●中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申) ●学校評価ガイドライン(改定) ●幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領(告示) ●「全国学力・学習状況調査」の結果公表について議論が起こる ●教育再生懇談会で児童生徒の携帯電話使用が議論される ●少人数教育再構築会議の最終報告書が提出される。
2009 (# 21)	●教育山形「さんさん」プランの拡充 ※中学校3学年までの少人数学級編制を段階的に導入(～H23完全実施予定) ●産業教育審議会答申 ●YAMAGATAドリームキッズ(山形県スポーツタレント発掘事業)がスタート	●高等学校、特別支援学校学習指導要領(告示) ●教員免許更新制の導入 ●新型インフルエンザの流行 ●新幼稚園教育要領実施
2010 (# 22)	●第5次山形県教育振興計画の見直し ●公立高校入学者選抜制度の改善(推薦入学者選抜において、推薦要件と選抜規準を公表) ●「県立高校教育実施計画」(改訂)	●公立高等学校の授業料無償化と高等学校等就学支援金制度の開始 ●『生徒指導提要』発刊 ●OECD(経済協力開発機構)のPISA調査(生徒の学習到達度調査)において、読解力を中心に学力が改善傾向。
2011 (# 23)	●第5次山形県教育振興計画後期プランがスタート(～H27) ●教育山形「さんさん」プラン 中学校3年生まで完全導入 ●全国高等学校総合体育大会 第61回全国高等学校スキー大会(山形市蔵王スキー場)開催	●義務教育標準法等の一部を改正する法律の成立により、小学校1年生の学級編制の基準を35人に引き下げる。 ●新学習指導要領全面实施(小学校) ●中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2012 (平成24)	● 県立酒田光陵高等学校開校 ● 教育山形「さんさん」プラン再構築会議により見直し ● 県立特別支援学校再編・整備計画策定 ● 公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から普通科での推薦入試廃止の報告書提出 ● 「やまがた教育の日（11月第2土曜日）」と「いのち輝く7つの約束」の制定	● 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申） ● 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（報告） ● 新学習指導要領全面実施（中学校。高校は数学と理科について先行実施） ● 大津市の中学生いじめ自殺に係るいじめ対応緊急調査など一連の対応
2013 (" 25)	● 県立楯岡特別支援学校開校 ● 第2次山形県特別支援教育推進プラン策定 ● 「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」作成 全教職員配付 ● 「体罰の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」作成 ● 山形県環境教育指針策定	● いじめ防止対策推進法 施行 ● 学校教育法施行令の一部改正（障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みの変更） ● OECD（経済協力開発機構）のPISA調査（生徒の学習到達度調査）において数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなった。
2014 (" 26)	● 県立村山産業高等学校開校 ● 県立村山特別支援学校山形校開校 ● 県立村山特別支援学校天童校開校 ● 県立楯岡特別支援学校寒河江校開校 ● 県立米沢養護学校長井校開校 ● 山形県いじめ防止基本方針策定 ● 県立高校の将来の在り方検討委員会から「社会の変化に対応した県立高校の将来の在り方について報告書」提出	● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 公布（地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等） ● 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現」に向けた高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革について」（答申）
2015 (" 27)	● 県立高校再編整備基本計画の策定 ● 第6次山形県教育振興計画スタート ● 探究科等新学科設置及び普通科活性化に係る検討委員会から「探究科等新学科の設置及び普通科活性化の方策について報告書」提出 ● 県立楯岡特別支援学校大江校開校 ● 県立鶴岡養護学校おひさま分教室開校 ● 小中一貫校新庄市立萩野学園開校 ● 探究型学習推進事業スタート	● 中央教育審議会「大学設置基準等の改正について」（答申） ● 公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げ
2016 (" 28)	● 県立東桜学館中学校・高等学校開校 ● 山形県障がいのある人もない人も共に学ぶ社会づくり条例施行 ● 公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から、県外からの志願者受け入れ等の報告書提出	● 障害者差別解消法施行 ● 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申） ● 教育公務員特例法等の一部を改正 ● 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領（告示）
2017 (" 29)	● 県立米沢養護学校西置賜校開校 ● 全国高等学校総合体育大会南東北総体2017開催 ● 山形県教員「指標」策定 ● 山形県教員研修計画策定	● 学校教育法の一部を改正する法律 公布（専門職大学及び専門職短期大学の制度化等） ● 学校教育法施行令の一部を改正する政令公布（家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること等） ● 中央教育審議会「学校における働き方改革に係る緊急提言」 ● スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定 ● 高等学校学習指導要領（告示）

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2018（平成30）	●県内の高等学校3校に探究科、3校に普通科探究コースを新設 ●公立高等学校及び県立中学校入試において採点ミスが判明。「公立高等学校及び県立中学校入学者選抜第三者委員会」を設置。「公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスに係る再発防止・改善策」策定 ●「学校における働き方改革の取組み手引」作成 ●県探究型学習課題研究発表会開催	●幼稚園教育要領完全実施、新学習指導要領完全実施（小学校道徳） ●学校教育法等の一部を改正する法律 公布（デジタル教科書を認定等） ●私立大学医学部で不正入試発覚相次ぐ ●民法の一部を改正する法律 公布（成年年齢を18歳に引き下げ等）

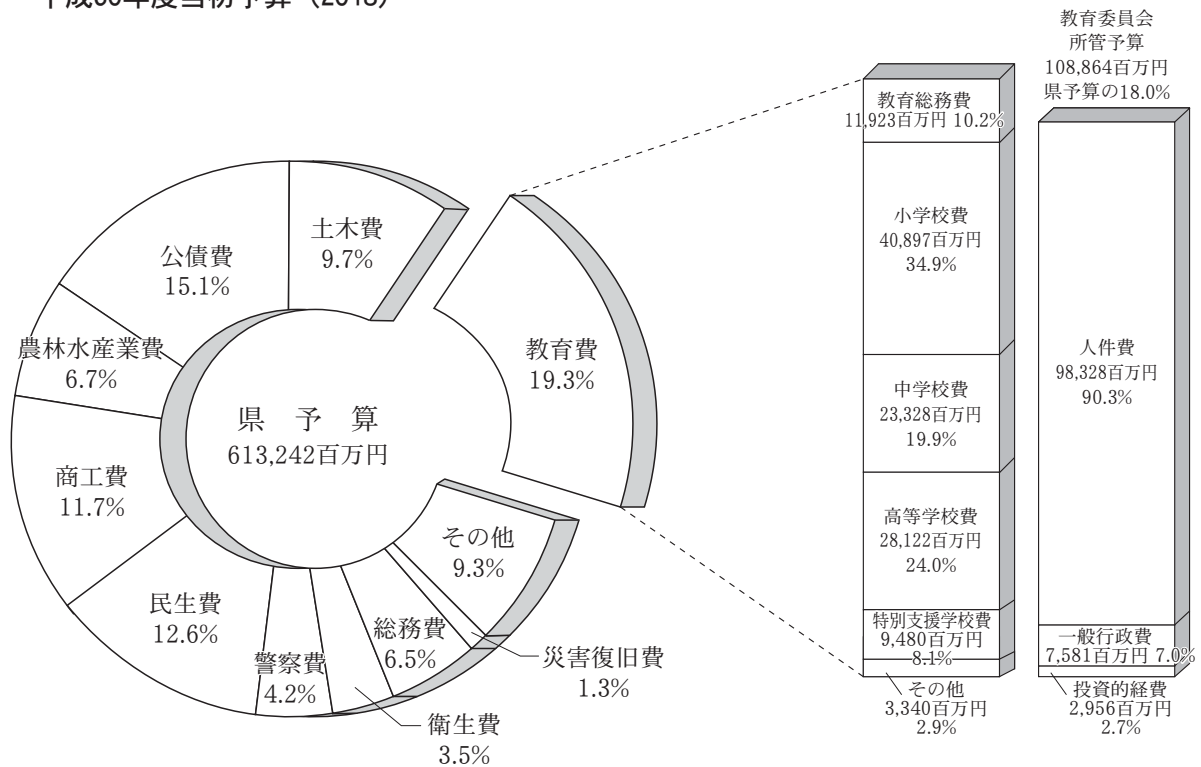
3 教育関係各種資料

県教育委員会の組織（平成30年度）

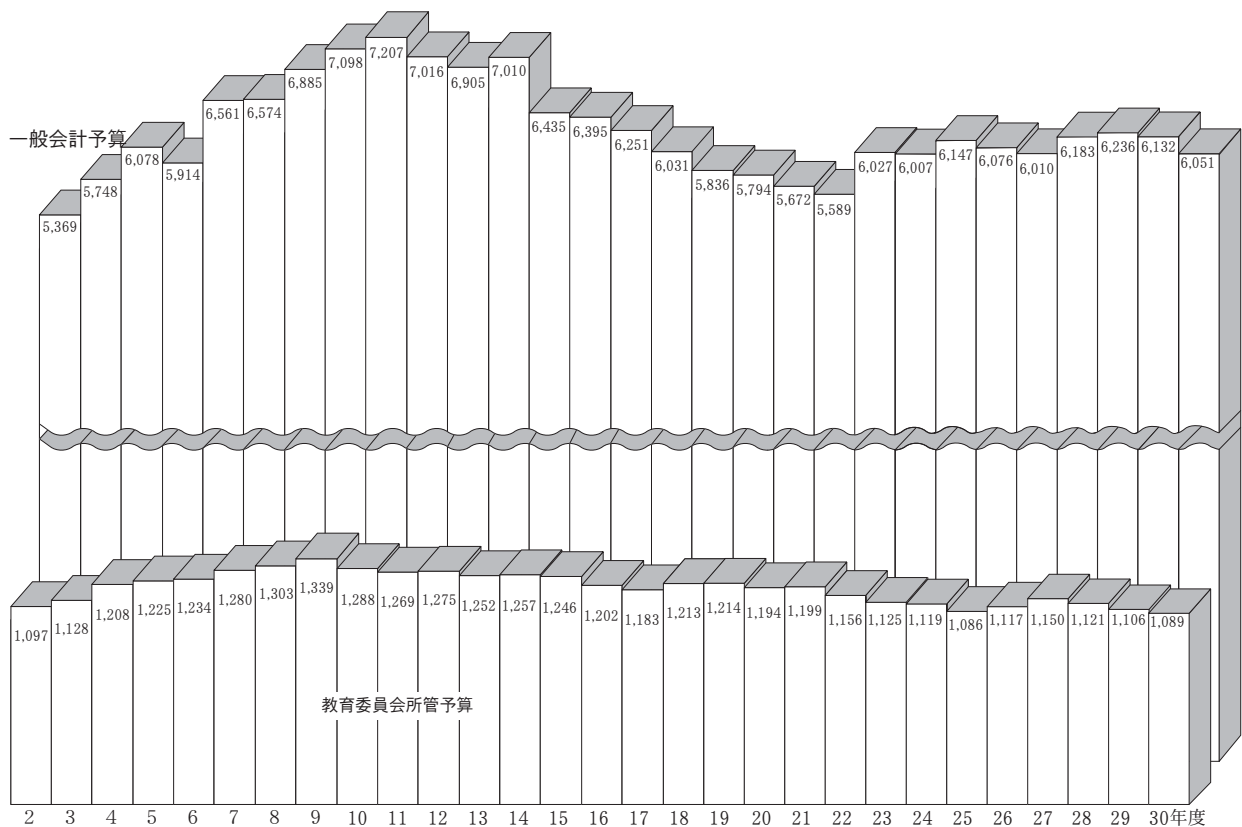


平成30年度県予算と教育費

平成30年度当初予算（2018）



●一般会計予算と教育委員会所管予算の推移
(単位：億円)



1 人口、学校数及び児童生徒数の状況

○H30.5.1現在

○学校数に分校・休校を含む

○数値は公立・国立の計

※()内は私立で外数

○高等学校は全日制・定時制の計

資料：文部科学省「学校基本調査の速報」、

県統計企画課調

平成30年度山形県の特別支援教育

山形県				
人口 1,092,632人				
	校 数		児童生徒数	
小 学 校	252	校	53,308	人
中 学 校	101	校	28,417	人
義務教育学校	1	校	382	人
高等学校	47(14)	校	21,038(9,141)	人
特支学校	19	校	1,158	人

〈 最 上 〉				
人口 73,954人				
	校 数		児童生徒数	
小 学 校	21	校	3,147	人
中 学 校	11	校	1,827	人
義務教育学校	1	校	382	人
高等学校	6(1)	校	1,529(327)	人
特支学校	1	校		

〈 庄 内 〉				
人口 270,282人				
	校 数		児童生徒数	
小 学 校	62	校	12,709	人
中 学 校	23	校	6,899	人
高等学校	12(3)	校	5,371(2,172)	人
特支学校	3	校		

〈 村 山 〉				
人口 541,506人				
	校 数		児童生徒数	
小 学 校	108	校	27,207	人
中 学 校	46	校	14,300	人
高等学校	18(7)	校	9,888(5,491)	人
特支学校	12	校		

〈 置 賜 〉				
人口 206,890人				
	校 数		児童生徒数	
小 学 校	61	校	10,245	人
中 学 校	21	校	5,391	人
高等学校	11(3)	校	4,250(1,151)	人
特支学校	3	校		

特別支援学校

視覚障がい	1校	15人
聴覚障がい	2校	46人
知的障がい	15校	945人
病弱	2校	58人
肢体不自由	1校	94人

卒業後の進路状況（平成30年3月卒業者）

（単位：人）

中 学 校	
卒業者数	10,269
高等学校進学者	10,213
専門学校進学者	14
専修学校（高等課程）	10
専修学校（一般課程）	3
公共職業能力開発施設	1
就 職 者	10
そ の 他	32

高 等 学 校	
卒業者数	9,943
大学進学者	4,501
大 学（学部）	3,865
短 大（本科）	570
その他	66
専門学校進学者	2,279
専修学校（専門課程）	1,729
専修学校（一般課程）・各種学校	359
公共職業能力開発施設	191
就 職 者	3,007
そ の 他	156

（資料：学校基本調査の速報）

進学率・就職率の推移

年度	中 学 校				高 等 学 校			
	進 学 率		就 職 率		進 学 率		就 職 率	
	山形県	全 国	山形県	全 国	山形県	全 国	山形県	全 国
60	96.5	94.1	2.2	3.7	20.9	30.5	59.0	41.1
8	97.5	96.8	0.9	1.4	30.2	39.0	38.7	24.3
13	98.0	96.9	0.6	1.0	35.8	45.1	32.6	18.4
18	98.9	97.7	0.2	0.7	42.5	49.3	28.7	18.0
19	98.8	97.7	0.4	0.7	44.1	51.2	28.9	18.5
20	99.0	97.8	0.2	0.7	45.1	52.8	28.9	19.0
21	99.1	97.9	0.2	0.5	46.7	53.9	26.9	18.2
22	99.1	98.0	0.1	0.4	45.8	54.3	25.0	15.8
23	99.3	98.2	0.1	0.4	46.3	53.9	25.8	16.3
24	99.3	98.3	0.2	0.4	46.1	53.5	26.1	16.8
25	99.4	98.4	0.1	0.4	44.4	53.2	28.2	17.0
26	99.4	98.4	0.1	0.4	44.7	53.8	29.6	17.5
27	99.4	98.5	0.2	0.4	45.1	54.5	29.5	17.8
28	99.3	98.7	0.2	0.3	44.9	54.7	29.8	17.9
29	99.5	98.8	0.1	0.3	45.3	54.7	28.7	17.8
30	99.5	98.8	0.1	0.2	45.3	54.7	30.1	17.6

注：1 就職進学者は両方に含む

（資料：学校基本調査の速報）

2 60年度以降の進学率には通信制課程進学者を含む

児童生徒の体格・体力・運動能力（平成30年度）

		体 格		体 力 ・ 運 動 能 力							
		身 長 (cm)	体 重 (kg)	握 力	上 体 起こし	長座体 前 屈	反 復 横跳び	20m シャトルラン	50m走	立 ち 幅跳び	ソフト (ハンド) ボール投
男子	小5(10才)本県	139.8	35.6	16.73	20.06	32.06	42.72	53.82	9.57	152.48	22.82
	小5(10才)全国	138.8	34.1	16.54	19.94	33.31	42.10	52.15	9.37	152.26	22.14
	中2(13才)本県	160.8	49.6	29.39	27.05	43.65	51.99	87.62	7.98	197.36	20.61
	中2(13才)全国	159.8	48.8	28.83	27.25	43.35	52.20	85.65	7.99	195.59	20.49
女子	小5(10才)本県	140.9	35.4	16.41	19.43	36.62	41.56	45.59	9.72	146.77	14.68
	小5(10才)全国	140.1	34.1	16.14	18.96	37.63	40.32	41.89	9.60	145.97	13.76
	中2(13才)本県	155.4	47.9	23.92	23.59	45.49	47.15	61.70	8.76	170.17	12.88
	中2(13才)全国	154.9	47.2	23.83	23.77	46.19	47.34	59.55	8.78	170.06	12.90

県内図書館の状況

	館数 (30.4.1)	蔵書数 (30.3.31)	個人貸出数 (29年度)
県立図書館	1	692,818	214,154
市町村立図書館	24	3,305,676	3,926,110
市町村公民館図書室	11	285,425	102,976
合 計	36	4,283,919	4,243,240

※蔵書数は、雑誌、視聴覚資料等、録音図書、電子的資料は含めない。

社会教育講座等の状況

●社会教育講座（平成30年度）

	成人教育	女性教育	高齢者教育	青少年教育	家庭教育
学級・講座数	1,475	132	244	796	269
市町村数	35	25	26	35	32

※講座には、首長部局が実施するものを含む。

社会教育関係施設設置状況

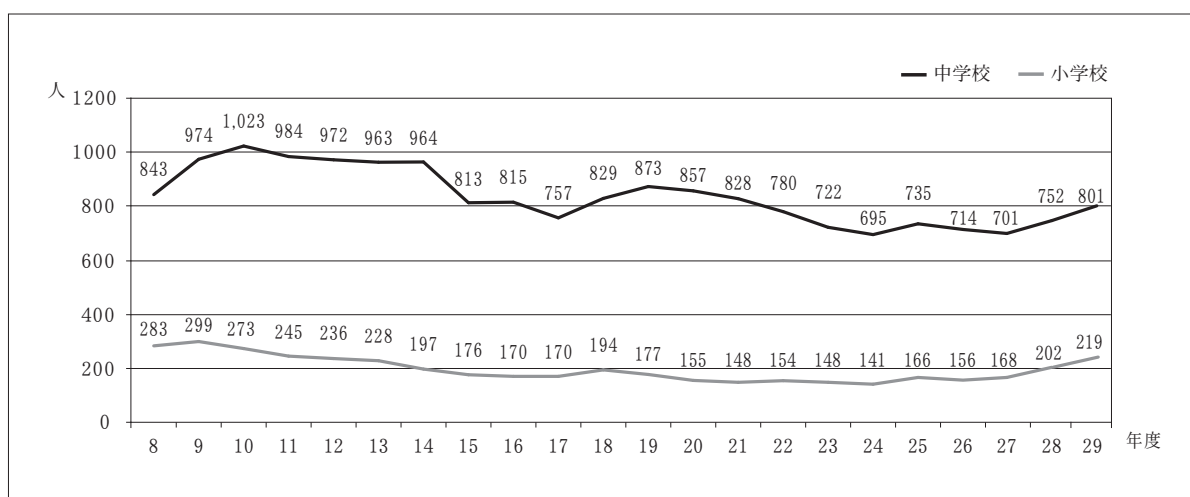
	県	市町村	その他	計
公民館		630		630
図書館	1	24		25
博物館	1	2	11	14
視聴覚センター ライブラリー	1	2	3	6
青少年教育施設	6	8		14
生涯学習センター	2	12		14
文化会館	2	20	1	23

※生涯学習センター及び文化会館は社会教育調査（H30.10.1現在）、その他の施設は「山形県社会教育2018」より

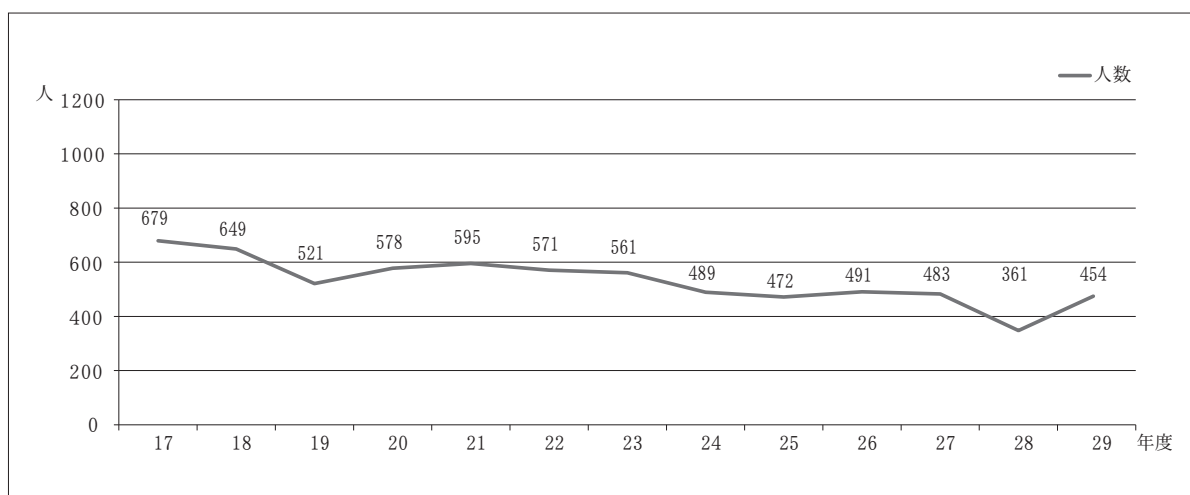
文化財の指定状況（平成30年10月31日現在）

国指定文化財			県指定文化財		
国 宝	建 造 物	1			
	絵 画	1			
	工 芸 品	2			
	古 文 書	1			
	考 古 資 料	1			
	小 計	6			
重 要 文 化 財	建 造 物	28	有 形 文 化 財	建 造 物	47
	絵 画	7		絵 画	77
	彫 刻	11		彫 刻	67
	工 芸 品	29		工 芸 品	106
	書 跡	4		書 跡	29
	典 籍	0		典 籍	11
	古 文 書	7		古 文 書	3
	考 古 資 料	6		考 古 資 料	21
	歴 史 資 料	2		歴 史 資 料	31
	小 計	94		小 計	392
重要無形文化財		0	無 形 文 化 財		3
重要有形民俗文化財		10	民 俗 文 化 財	有 形 民 俗	7
重要無形民俗文化財		6	無 形 民 俗		22
特別天然記念物		3			
記 念 物	史 跡	27	記 念 物	史 跡	32
	名 勝	8		名 勝	2
	名 勝 史 跡	1			
	天 然 記 念 物	13		天 然 記 念 物	70
	小 計	49		小 計	104
合 計		168	合 計		528

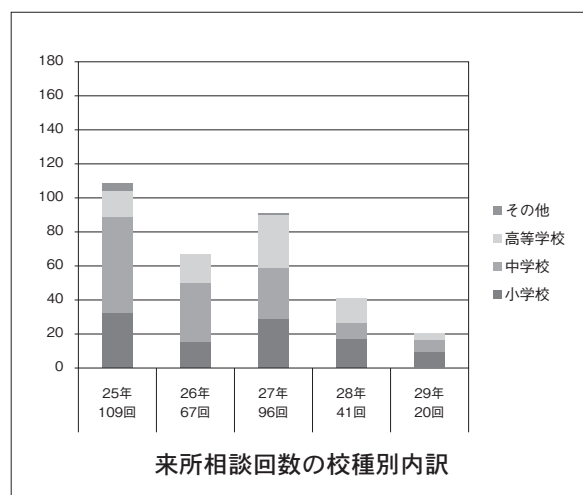
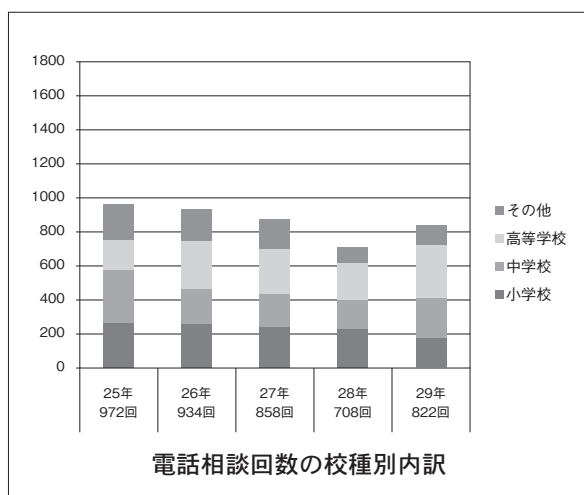
不登校児童生徒数の推移（30日以上欠席：学校基本調査）



高等学校（公私立）における不登校生徒数の推移



教育相談(県教育センター)の校種別内訳の推移



4 接遇

(1) 正しい話し方

ア あいさつ

- *誰に対しても、どこでも、積極的に自分からあいさつをしましょう。
- *出張から帰ったときは「お世話になりました」とお礼を言い、復命をしましょう。

イ 相手との話し方

- *俗語や略語はできるだけ避け、わかりやすい言葉遣いをしましょう。
- *要点はメモで整理してから話しましょう。
- *相手の話の腰を折らないようにしましょう。

(2) 来客の応対

ア 来客を迎えるとき

- *気が付いた人が率先して対応しましょう。
- *椅子に腰掛けたままでなく立ち上がって迎えるようにしましょう。

イ 案内するとき

- *来客の斜め前に立って案内をしましょう。
- *ドアの開閉は、外開きのときは来客を先に招き入れ、内開きの時は先に室内に入って招き入れましょう。

(3) 電話の応対

〔電話をかけるとき〕

ア 用件は簡潔に

- *電話をかける前に、予め用件や内容をまとめ、箇条書きにしておきましょう。
- *長く待たせるようなときは、かけ直すなどの工夫をしましょう。

イ 電話の手順

- *初めに「〇〇と申します」と名乗り、「いつもお世話になっております」を述べましょう。
- *相手の名前を確認しましょう。(聞き取れなかった場合)
- *かけた相手が不在の場合、親しい間柄なら折り返し電話をいただくようお願いしてもよいですが、お願いするような用件の場合はこちらからかけ直しましょう。

ウ 電話はやさしく切る

- *電話はかけた方が切りましょう。
- *切るときは受話器をガチャンと置いて相手に不快な感じを与えないようにやさしく切りましょう。

〔電話をうけるとき〕

- *電話が鳴ったらできるだけ早く取り、学校名と氏名を名乗り、相手を確認しましょう。
- *用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱しましょう。

〔電話を取り次ぐとき〕

- *指名の人が不在の時は、「校長は不在です。明日はおりますので、こちらからご連絡いたしましょうか。」等、連絡の取れる時や連絡の取り方についても伝えましょう。
- *自分で判断しかねる時は、主任や担当者に取り次ぎましょう。

(4) 電子メールの対応

- *初めての相手に、容量の大きい添付ファイル等を送信すると、通信費や時間等で迷惑をかけることがありますので、避けましょう。
- *開封通知を強要するのは失礼に当たります。
- *返信は、なるべく早めに、相手からのメール文を上手に引用しながら返信をします。
- *セキュリティ面で万全ではないので、機密情報のやりとりには使わないようにします。
- *お互いの安全のためウイルス対策を適宜行いましょう。

(5) 名刺交換の基本ポイント

- *所属・肩書き・氏名を相手に伝えながら名刺を差し出します。
- *相手の名前の読み方は名刺交換の際に確認しましょう。
- *名刺交換は必ず立ち上がった状態で、間にテーブルなどを挟まずに、目下の者が先に名刺を出しましょう。
- *いただいた名刺は、面談中は、自分の側のテーブルの端に置きます。

(6) 身だしなみ

あなたの印象が職場の印象を決めるので、清潔感があること、相手に不快感を与えないこと、仕事ができやすく動きやすいことが基本です。

〔男性の身だしなみ〕

ア 基本

- *スーツ・ワイシャツ・ネクタイ・革靴（会議や出張の際）を基本とします。
- *運動着での通勤は望ましくありません。
- *ワイシャツの襟や袖口のボタンはきちんと留めるのが基本です。
- *ワイシャツの下に色物や柄ものの下着やTシャツは避けた方がよいでしょう。
- *白い靴下や短いソックスは避け、スーツの色等に合わせ、ダークカラーがよいでしょう。

イ クールビズ等

- *ジャケットとスラックスを基本とし、襟の付いたシャツを着用します。襟が付いていてもラフすぎないものが好ましいです。

〔女性の身だしなみ〕

ア 基本

- *スーツ、ジャケット＋スカート、ジャケット＋パンツを基本とします。
- *肌の露出の多いものは避けた方がよいでしょう。
- *素足は避け、ストッキングの色柄も職場にふさわしいものを心がけましょう。
- *校内で着用する靴等も靴音が響き過ぎるタイプは避けましょう。

イ 化粧

- *知的で清潔感のある化粧を心がけ、化粧直しは更衣室等で行いましょう。
- *香りも人によっては不快に感ずることもあるので、配慮しましょう。
- *髪の色は明る過ぎないなど、配慮しましょう。

◇参考：便利！わかりやすい冠婚葬祭マナー <http://www.jp-guide.net/manner/>

5 山形県のシンボル

山形県章



全体の底辺を100として
 二等辺三角形の底辺=34.8
 二等辺三角形の高さ=33.6
 細辺の底辺=4.4
 重複底辺=2.2
 空二等辺三角形の底辺=12.1

(昭和51年8月21日 制定)

山形県旗



(昭和38年3月26日 制定)

県の山々を三つの三角形で表し、同時に最上川の流れも表している。鋭角的な三角形は県の発展を意味している。

山形県の花「べにばな」

江戸時代に名声を博し、今も県を象徴する花。(昭和57年3月31日制定)

山形県の木「さくらんぼ」

初夏の味覚として全国一の生産量を誇る果樹。(昭和57年3月31日制定)

山形県の鳥「オシドリ」

雄雌仲むつまじい鳥で渓谷・溪流等に生息。(昭和57年3月31日制定)

山形県の獣「カモシカ」

山岳全域に生息が確認された特別天然記念物。(昭和57年3月31日制定)

山形県の魚「サクラマス」

桜の咲く頃、川をそ上し、海や川に春を告げる魚。(平成4年3月9日制定)

山形県民の歌「最上川」

(昭和57年3月31日制定)

この歌は、昭和天皇が東宮であられた大正14年に山形県に行啓され、その翌15年の「御歌会始」において御製「最上川」としておよみになられたものである。

昭和5年にたって、宮内庁の許可を得て、東京音楽学校の島崎赤太郎教授が作曲し、以来、県民に親しまれてきている。

昭和57年3月31日「県民の歌」に制定した。

最上川
 昭和天皇 御製
 島崎赤太郎 作曲
 広き野を
 ながれゆけども
 最上川
 うみに入るまで
 にごらざりけり

平成31年度 初任者のための研修資料

学 び 続 け る 教 師

平成31年 3 月15日発行

編集・発行 **山形県教育センター**

住 所 天童市大字山元字犬倉津2515